

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月21日
【事業年度】	第10期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	SBIアルヒ株式会社 （旧会社名 アルヒ株式会社） （注）2023年6月21日開催の第9回定時株主総会の決議により、2024年 1月4日から会社名を上記のとおり変更いたしました。
【英訳名】	SBI ARUHI Corporation （旧英訳名 ARUHI Corporation）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO兼COO 伊久間 努
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0兼COO 花田 信彦
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03-6229-0777
【事務連絡者氏名】	執行役員CF0兼COO 花田 信彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	国際会計基準				
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	26,202	26,821	25,189	22,601	20,405
税引前利益 (百万円)	7,315	7,745	6,151	4,119	2,327
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	4,972	5,177	4,239	2,821	1,517
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	4,972	5,177	4,239	2,821	1,517
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	26,634	30,093	31,889	32,765	42,012
資産合計 (百万円)	132,585	164,762	150,713	148,616	191,351
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	756.79	847.67	903.09	921.43	949.00
基本的1株当たり当期利益 (円)	141.45	146.58	119.78	79.64	39.43
希薄化後1株当たり当期利益 (円)	138.65	145.11	119.02	79.40	39.36
親会社所有者帰属持分比率 (%)	20.1	18.3	21.2	22.0	22.0
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	19.7	18.3	13.7	8.7	4.1
株価収益率 (倍)	8.66	12.31	8.32	13.39	24.30
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,407	4,750	3,716	1,495	3,425
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	2,018	777	698	712	544
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	4,057	18,620	18,189	5,846	6,128
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	14,811	37,404	22,232	17,169	20,416
従業員数 (人)	395	425	472	485	484
(外、平均臨時雇用者数)	(99)	(95)	(97)	(98)	(68)

(注) 1. 上記指標は、国際会計基準(「以下「IFRS会計基準」という。)に基づいて作成した連結財務諸表に基づいております。

2. 当社は、2014年5月に新たに設立され、設立初年度の連結財務諸表よりIFRS会計基準を適用していることから、国際財務報告基準第1号「国際財務報告基準の初度適用」の目的において要求事項や免除規定を適用しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均人員を()外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	日本基準				
	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
営業収益 (百万円)	25,794	26,501	24,120	19,505	17,140
経常利益又は経常損失() (百万円)	6,388	6,813	4,937	1,227	107
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	3,944	4,309	3,081	455	549
資本金 (百万円)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
発行済株式総数 (株)	36,080,600	36,080,600	36,080,600	36,080,600	44,712,170
純資産額 (百万円)	18,830	21,492	22,148	20,663	28,039
総資産額 (百万円)	92,547	121,637	102,486	93,074	108,359
1株当たり純資産額 (円)	525.62	594.72	616.65	571.34	626.34
1株当たり配当額 (円)	51.00	55.00	60.00	55.00	40.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(25.00)	(25.00)	(30.00)	(30.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益又は当期純 損失() (円)	112.20	122.02	87.05	12.87	14.28
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額 (円)	109.98	120.80	86.49	12.83	-
自己資本比率 (%)	19.99	17.36	21.25	21.83	25.59
自己資本利益率 (%)	22.32	21.76	14.37	2.17	2.29
株価収益率 (倍)	10.92	14.79	11.45	82.83	-
配当性向 (%)	45.45	45.07	68.93	427.35	-
従業員数 (人)	381	411	458	474	423
(外、平均臨時雇用者数) (人)	(92)	(81)	(86)	(89)	(56)
株主総利回り (%)	92.2	136.6	84.4	93.0	55.3
(比較指標: TOPIX(配当込み)) (%)	(90.5)	(128.6)	(131.2)	(138.8)	(196.2)
最高株価 (円)	2,640	2,179	1,894	1,440	1,097
最低株価 (円)	854	1,084	956	949	780

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間平均人員を()外数で記載しております。
2. 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第一部におけるものであります。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第8期の期首から適用しており、第8期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について第10期は、潜在株式が存在するものの1株当たり当期純損失であり、記載しておりません。また、株価収益率及び配当性向について第10期は当期純損失であるため記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身であるCSMホールディングス株式会社（以下、「CSMホールディングス」という。）は住宅ローン事業を営むSBIモーゲージ株式会社（以下「SBIモーゲージ」という。）の買収目的会社として設立されました。SBIモーゲージは、2001年5月に日本初のモーゲージバンクとして住宅ローン事業を開始したグッドローン株式会社を前身としています。その後、SBIモーゲージは、CSMホールディングスの完全子会社となり、2015年5月にCSMホールディングスはアルヒグループ株式会社（以下「アルヒグループ」という。）、SBIモーゲージはアルヒ株式会社（以下「旧アルヒ」という。）に商号変更しました。また、2017年7月1日を効力発生日としてアルヒグループを存続会社（形式上の存続会社）、旧アルヒを消滅会社（実質上の存続会社）とする吸収合併を実施するとともに、同日にアルヒ株式会社へ商号変更しました。

2022年11月にSBIホールディングス株式会社による株式公開買付けにより、同社が当社の親会社へ異動し、2023年12月にSBIエステートファイナンス株式会社を完全子会社化するとともに、2024年1月にSBIアルヒ株式会社（以下「当社」又は「SBIアルヒ株式会社」という。）に商号変更し、現在に至ります。

アルヒグループ（形式上の存続会社）の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2014年5月	CSMホールディングス株式会社設立
2014年8月	SBIモーゲージ株式会社の株式及び韓国預託証券を公開買付けにより取得し筆頭株主となる
2015年5月	商号をアルヒグループ株式会社へ変更
2017年4月	アルヒマーケティング株式会社（連結子会社）設立
2017年7月	アルヒグループ株式会社を存続会社、アルヒ株式会社（旧アルヒ株式会社）を消滅会社とする吸収合併を実施 商号をアルヒ株式会社へ変更

旧アルヒ（実質上の存続会社）の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2000年6月	ソフトバンク・ファイナンスカード株式会社設立
2000年11月	商号をグッドローン株式会社へ変更
2004年12月	住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）の証券化支援事業（買取型）（注）に参加 ファイナンス・オール株式会社（現SBIホールディングス株式会社）より、ホームローン・コンサルティング株式会社（SBIモーゲージ株式会社）の全株式を取得し、子会社化
2005年1月	商号をグッド住宅ローン株式会社へ変更
2005年5月	商号をSBIモーゲージ株式会社へ変更 ホームローン・コンサルティング株式会社の商号をSBIモーゲージ・コンサルティング株式会社へ変更
2006年4月	SBIモーゲージ・コンサルティング株式会社と合併
2012年4月	KOSPIに上場
2013年10月	株式取得によりSBIリース株式会社を連結子会社化（2015年5月に商号をアルヒリース株式会社に変更。）
2014年6月	カーライル・グループに属する投資会社のCSMホールディングス株式会社が公開買付けの開始を発表
2014年8月	CSMホールディングス株式会社が筆頭株主となる
2015年1月	KOSPIの上場を廃止
2015年5月	商号をアルヒ株式会社へ変更 SBIリース株式会社の商号をアルヒリース株式会社へ変更
2015年11月	アルヒリース株式会社の全株式を売却
2016年10月	「ARUHIスーパーフラット」の取扱い開始
2017年7月	アルヒグループ株式会社を存続会社、アルヒ株式会社（旧アルヒ株式会社）を消滅会社とする吸収合併を実施 商号をアルヒ株式会社へ変更

合併後の当社の沿革は、次のとおりであります。

年月	概要
2017年 7月	Webサイト及び当該Webサイト運営事業を、吸収分割によりアルヒマーケティング株式会社へ承継
2017年12月	東京証券取引所市場第一部に株式を上場
2019年 3月	アルヒRPAソリューションズ株式会社（連結子会社）設立
2019年11月	アルヒキャリア株式会社（連結子会社）設立 アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社（現連結子会社）設立
2021年 4月	アルヒマーケティング株式会社（連結子会社）を吸収合併 アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社（現連結子会社）設立
2021年12月	アルヒキャリア株式会社（連結子会社）解散、2022年 7月清算完了
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2022年11月	S B I ホールディングス株式会社による株式公開買付けにより、同社が当社の親会社へ異動
2023年12月	株式交換により S B I エステートファイナンス株式会社、同社の子会社である S B I スマイル株式会社及び S B I ギャランティ株式会社を連結子会社化
2024年 1月	商号を S B I アルヒ株式会社へ変更
2024年 6月	アルヒRPAソリューションズ株式会社（連結子会社）を吸収合併

（注）独立行政法人住宅金融支援機構が、民間金融機関が融資する長期固定金利住宅ローン債権を買い取り、証券化を行う制度。

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び子会社6社で構成され、住宅ローンの貸付を中心とした住宅金融事業を行っています。当社グループにおける2024年3月31日現在の会社の名称及び取引関係の概要は、「事業系統図」及び「第1企業の概況 4関係会社の状況」に記載のとおりであります。

当社の住宅ローンは、主に貸金業法に基づく貸金業者として、証券化を資金調達手段とした住宅ローンのオリジネート（貸付）とサービシング（回収）を行う、いわゆるモーゲージバンク事業（注1）であります。加えて、銀行法に基づく銀行代理業者として提携金融機関の住宅ローンを代理で販売しております。また、グループ会社のSBIエーステートファイナンス株式会社では売却つなぎローンや不動産担保ローンなどを取り扱っています。

当社グループが融資実行した住宅ローンは原則として証券化され、また、代理で販売した住宅ローン商品等は当社グループのバランスシートに計上されないため、当社グループの住宅ローンは信用リスクや金利リスクが最小化されたフィービジネスとしての特徴を有しております。

当社グループは年間約20兆円（注2）の住宅ローン市場で、14年連続シェアNo.1（注3）を獲得している「ARUHIフラット35（及びARUHIスーパーフラット）」をはじめ、銀行代理商品、「ARUHI住宅ローン（MG保証）」及び「ARUHIスーパー40」といった当社オリジナルの変動金利住宅ローン商品、住宅ローン補完商品「ARUHIフラットつなぎ」等に加え、各種保険の取扱いを行っています。また、グループ会社で取り扱っている個人のお客さま向けの不動産担保ローン、売却つなぎローン、リースバック、不動産事業者向けの仕入資金ローンなどの多岐にわたる商品ラインアップ、全国100以上の拠点（注4）、非対面チャネルの活用など、お客さまの多様なニーズにきめ細かく対応できる営業体制を整備しております。

- （注）1．具体的には、まず当社でオリジネートされた住宅ローン債権は、原則として、独立行政法人住宅金融支援機構（以下、「住宅金融支援機構」という。）や信託銀行などの金融機関にそれぞれ債権譲渡されます。その後、当該住宅ローン債権を裏付資産とする住宅ローン担保証券（Residential Mortgage-Backed Securities）又は信託受益権が発行され、投資家へ販売されます。これにより、当社は資金調達リスク、金利変動リスク、信用リスクなど事業運営にかかわる各種リスクの最小化を図っております。また、当社は住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理・回収を行っています。
- 2．出典：住宅金融支援機構（2022年度）
 - 3．融資実行件数ベース（当社調べ）
 - 4．2024年3月末時点

なお、当社グループは住宅金融事業の単一セグメントであり、区分すべき事業セグメントが存在しないためセグメント別の記載は省略しておりますが、業務区分ごとの内容を以下に記載しております。

融資実行業務

当社は「ARUHIフラット35」をはじめ、さまざまな住宅ローン商品を、住宅ローンを希望するお客さまに対して提供しております。当業務における主な収入は当社が融資実行した際に受領するオリジネーション・フィー売上（実行金額に一定の料率を乗じて算出。）であり、主な費用はFC運営法人へ支払う支払手数料（オリジネーション・フィー売上の約50%）であります。

ファイナンス業務

当社は、住宅ローンの融資実行により発生した貸付債権を対象として、債権流動化・証券化を実施することで資金調達を行っています。また、融資実行後、債権流動化・証券化を実施するまでの間、当社が貸付債権を保有する場合には、主に銀行借入により資金調達を行っています。当業務における主な収入は、貸付債権の債権譲渡時に発生する貸付債権流動化関連収益（債権譲渡の対象となる貸付債権について、当社が受け取る権利を有している金利スプレッド等の将来キャッシュ・フローを公正価値で評価し収益認識するもの。）、当社で保有している貸付債権から発生する利息収入及び不動産担保ローン等による利息収入であります。

債権管理回収業務

当社は、主に当社が融資実行した住宅ローン債権について、住宅金融支援機構や信託銀行などの金融機関から委託を受けて、債権譲渡後の住宅ローンに関する債権の管理回収業務を受託しております。当業務における主な収入は、当社が住宅金融支援機構等から受領するサービシング・フィー売上であります。なお、住宅ローンの債権譲渡により会計上認識される回収サービス資産について、期中回収分をサービシング・フィー売上に含めております。

保険関連業務

当社は住宅ローンの販売に際して、住宅金融支援機構や保険会社からの業務委託を受けて、保険の申込受付や販売代理業務等を行っております。また、住宅ローンに付帯する団体信用生命保険や全疾病保障特約付の保険商品等の取扱いに関する業務を行っております。当業務における主な収入は、保険代理店手数料売上及び団体信用生命保険料売上であります。

その他業務

その他業務の主な売上の内容は、販売用不動産、不動産リースバック及び家賃保証等による売上、事務受託業務による売上等であります。

(取扱商品)

2024年3月末現在当社が取り扱っている主な住宅ローン商品は次のとおりであります。

種別	商品名	資金使途	説明	
全期間固定金利商品	ARUHI フラット20 ARUHI フラット35	新規借入 及び借換	住宅建設費(土地取得費を含む。)や住宅購入価格の10割以下までの借入が可能。繰上返済手数料が無料。ARUHI フラット20は最長20年、ARUHI フラット35は最長35年の全期間固定金利のローン。ARUHI フラット50は、長期優良住宅を取得する場合に利用できる最長50年の全期間固定金利のローン。住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)(注1)を活用し、住宅金融支援機構に対し住宅ローン債権を譲渡。	
	ARUHI フラット50	新規借入		
	ARUHIスーパーフラット5～ ARUHIスーパーフラット9・ ARUHIスーパーフラット借換 (全9商品)	新規借入 及び借換	手持金に応じて、ARUHI フラット35より低金利で利用可能。住宅金融支援機構の証券化支援事業(保証型)(注2)を活用し、当社で住宅ローン債権を証券化。	
変動金利商品	ARUHI 住宅ローン (MG保証)	新規借入	住宅建設費(土地取得費を含む。)や住宅購入価格の10割及び住宅購入に伴う諸費用の借入が可能な最長35年の変動金利、短期固定金利及び全期間固定金利のローン。MG保証株式会社が保証会社となり、当社で住宅ローン債権を証券化。	
	ARUHI スーパー40	新規借入	住宅建設費(土地取得費を含む。)や住宅購入価格の10割及び住宅購入に伴う諸費用の借入が可能な最長40年の変動金利(短期固定金利を含む。)タイプのローン。静銀信用保証株式会社が保証会社となり、当社で住宅ローン債権を証券化。	
	銀行代理 商品	住信SBIネット銀行の住宅ローン	新規借入 及び借換	当社が住信SBIネット銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。
		auじぶん銀行の住宅ローン	新規借入 及び借換	当社がauじぶん銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。
	ソニー銀行の住宅ローン	新規借入 及び借換	当社がソニー銀行株式会社の銀行代理業者として販売する住宅ローン。	

種別	商品名	資金使途	説明
変動金利商品 (付帯商品)	ARUHI フラット	新規借入	ARUHI フラット35(融資比率9割以下)と組み合わせることで物件価格の10割まで借入が可能となる変動金利タイプのパッケージローン。
	ARUHI フラットつなぎ	つなぎ 融資	フラット関連商品において、土地取得資金、着工金等の住宅建築過程に必要な資金及び中古住宅購入後にリフォームをする過程に必要な資金を対象としたローン。
	ARUHI 変動つなぎ	つなぎ 融資	ARUHI 住宅ローン(MG保証)及びARUHI スーパー40において、土地取得資金、着工金等の住宅建築過程に必要な資金及び中古住宅購入後にリフォームをする過程に必要な資金、諸費用を対象としたローン。
住み替え関連 商品	ARUHI 住み替え実現ローン	つなぎ 融資	現在所有している住宅の買替えに必要な買替え先の居住用住宅購入資金、住宅ローン事前完済資金及びリフォーム資金、諸費用等を対象としたつなぎ融資。

- (注) 1. 住宅金融支援機構が、民間金融機関が融資する長期固定金利の住宅ローン債権を買い取り、証券化を行う制度。
2. 住宅金融支援機構が、民間金融機関が融資する長期固定金利の住宅ローンについて、住宅ローン利用者が返済不能となった場合に民間金融機関に対し保険金の支払いを行う住宅融資保険(保証型用)を引き受け、当該住宅ローン(その信託の受益権を含む。)を担保として発行された債券等に係る債務の支払いについて、投資家に対し期日どおりの元利払い保証を行う制度。

(販売チャネル)

当社グループは、リアルチャネルであるFC店舗、直営店舗及び直販拠点(ホールセール営業)に加え、来店不要で手続きが可能な非対面チャネルを配置しております。

リアルチャネルは、お客さまの意思決定を左右する不動産事業者へのアプローチに加え、来店されるお客さま及び非対面チャネルにて相談等を行った来店希望のお客さまに対して、相談受付から融資実行までのサービスを提供しております。非対面チャネルは、相談受付から融資実行まで来店不要で利便性の高いサービスを提供しており、お客さまが自らの希望に合わせてリアルチャネルと非対面チャネルを自由に行き来できるよう、チャネルの融合を推進しております。

店舗・拠点展開は、アプローチ対象である不動産事業者の規模や物件種別、地域の住宅需要等を勘案し、出店計画を立てております。

販売チャネルごとの特徴は次のとおりであります。

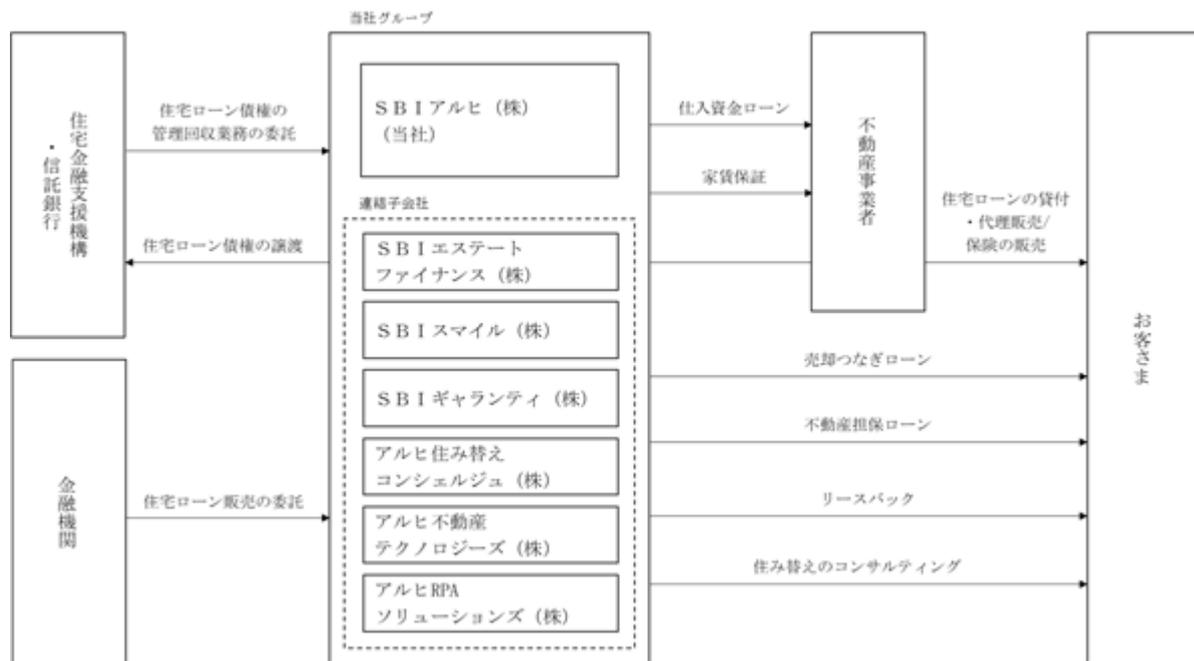
区分	特徴
FC店舗	フランチャイズ方式を採用して全国に店舗を展開しております。来店されるお客さま及び非対面チャネルにて相談等を行った来店希望のお客さまに対して、相談受付から融資実行までのサービスを提供することに加えて、不動産事業者に向けた営業活動を行っております。
直営店舗	「フラット35」に加え、銀行代理による変動金利商品の取扱いや地域内の戦略的なセグメントに対する営業などを行っております。
直販拠点 (ホールセール営業)	マンション事業者及びハウスメーカーとの提携等を推進しており、アカウント別の営業を行っております。
非対面チャネル	Web申込やビデオチャットなどを活用することにより、来店不要で相談受付から融資実行まで手続きが可能なサービスを展開しております。

2024年3月末現在の地区別拠点数は次のとおりであります。

地区	FC店舗	直営店舗/ 直販拠点	他取扱拠点	合計
北海道	1	1	-	2
東北	6	2	-	8
関東	30	10	2	42
甲信越	2	1	3	6
北陸	3	-	-	3
東海	6	2	-	8
近畿	16	1	-	17
中国・四国	7	2	-	9
九州・沖縄	9	3	-	12
計	80	22	5	107

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

事業系統図



(2024年3月31日現在)

(注) 当社は、2024年6月1日にアルヒRPAソリューションズ(株)を吸収合併しました。

4【関係会社の状況】

(1)親会社

2024年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の被所有割合			関係内容
				直接 所有 (%)	間接所 有等 (%)	合計 (%)	
SBIホールディングス株式会社	東京都港区	180,400	株式等の保有を通じた企業グループの統括・運営等	-	63.15	63.15	業務提携契約を締結
SBIノンバンクホールディングス株式会社	東京都港区	100	ノンバンク事業の統括、管理	63.15	-	63.15	-

(2)連結子会社

2024年3月31日現在

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業内容	議決権の所有割合			関係内容
				直接 所有 (%)	間接所 有等 (%)	合計 (%)	
アルヒRPAソリューションズ株式会社	東京都港区	15	事務受託事業	100.0	-	100.0	役員の兼任あり
アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社	東京都目黒区	10	不動産売買及び仲介事業	100.0	-	100.0	役員の兼任あり
アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社	東京都港区	5	住み替えに関するサービス事業	70.0	-	70.0	役員の兼任あり
SBIエステートファイナンス株式会社	東京都新宿区	2,405	不動産担保融資業、不動産関連サービス事業	100.0	-	100.0	役員の兼任あり
SBIスマイル株式会社	東京都新宿区	50	不動産仲介業、不動産販売業	-	100.0	100.0	役員の兼任あり
SBIギャランティ株式会社	東京都千代田区	100	家賃債務保証業	-	100.0	100.0	役員の兼任あり

- (注) 1. 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、SBIホールディングス株式会社であります。
2. 当社は、2024年6月1日にアルヒRPAソリューションズ株式会社を吸収合併しました。
3. SBIエステートファイナンス株式会社は特定子会社に該当しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2024年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
住宅金融事業	484	(68)
合計	484	(68)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は住宅金融事業の単一セグメントであります。

(2) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
423 (56)	40.8	6.4	5,986,575

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(アルバイト、嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は住宅金融事業の単一セグメントであります。
4. 前事業年度末に比べ従業員が51名減少しております。主な理由は、自然退職に対し採用を抑制した結果によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度			
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1) (注2)		
	全労働者	正規雇用労働者(注3)	非正規雇用労働者(注4)
27.4	62.2	60.8	71.6

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
2. 賃金は基本給、各種手当(通勤交通費を除く。)、賞与等であります。
男女の賃金の差異は、女性の平均年間賃金÷男性の平均年間賃金×100%として算出しております。
また平均年間賃金は、総賃金÷人員数として算出しております。
3. 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であります。
出向者については当社からグループ内、社外への出向者を含み、他社からの出向者を除きます。
4. 当社と期間の定めのある労働契約を締結している労働者(契約社員、アルバイト)であります。
5. 当社は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、男性従業員の育児休業取得率の記載を省略しております。
6. 当社は“役割等級制度”を導入しており、従業員に求める役割の大きさに応じて賃金を決定しております。
等級・賃金決定時に社歴・性別・年齢は考慮しておりません。そのため各等級別で、賃金差異を比較すると差異は少なく、平均約90%程度の差異となります。なお賃金差異の主要因は、産休・育休取得及び育児時短勤務制度を利用している女性従業員が多く在籍していることが挙げられます。(産育休及び育児時短勤務制度の利用によって、給与調整されている従業員数の割合は約17%です。)引き続き、性別や年齢に対するアンコンシャス・バイアス解消への取り組みを行い、優秀な人材が当社で活躍いただけるようにDE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)の推進と改善を進めてまいります。
7. 対象期間は2023年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)です。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

人生は「ある日」の積み重ねでできています。私たちは、ライフステージに応じた住まいの実現を金融面からサポートし、お客さまの大切な「ある日」をお手伝いし、笑顔溢れる社会に貢献します。

当社グループは、固定金利商品も変動金利商品も取り揃えている住宅ローンに加え、個人のお客さまへは不動産担保ローン、売却つなぎローン、リースバック、住宅ローンの主要パートナーである不動産事業者へは仕入資金ローンを、全国の店舗をはじめとする多様なチャネルを通じご提供します。

私たちは、多様な金融サービス、卓越したオペレーション、パートナーネットワークを通じて、お客さまにとってファーストチョイスとなる住宅金融のリーディングカンパニーを目指します。

(2) 中期的な経営戦略

住宅ローン市場は、住宅価格の高騰・高止まり、物価上昇下で高まった月額返済額の低減ニーズの高まりなどを受けて、変動金利商品が優位な環境が続いております。このような環境下で、より多くのお客さまのライフステージに応じた住まいの実現を住宅ローンの実行を通じて支援するために、商品及びチャネル戦略を見直し、SBIグループ及び外部企業との連携を軸に住宅ローン紹介の受け皿の拡大を進めてまいります。

具体的には、変動金利商品である「ARUHI住宅ローン(MG保証)」や住信SBIネット銀行の銀行代理商品の取扱いを開始したことに加え、今後もSBI新生銀行との共同開発商品第2弾のリリースなどを予定しており、変動金利商品のラインアップ拡充及び拡販を行ってまいります。固定金利商品である「フラット35」においては、子育て支援策による金利優遇措置を積極的に活用し、金利上昇局面での固定金利の魅力を訴求してまいります。併せて、Web申込、電子金消契約までのWeb完結プロセスの開始などDXの加速によるお客さまの利便性の向上、オペレーションや店舗業務の効率化を推進してまいります。

住宅ローンに加え、個人のお客さまへは、SBIエステートファイナンスが提供する、現在の住宅売却が決まらなくても先に新居の購入が可能になるマイホーム売却サポートローン、SBIスマイル株式会社(以下「SBIスマイル」という。)が提供する、自宅の売却後も住み続けることができるリースバック、などを直営店舗及びFC店舗を通じて提供を開始することで、ライフステージに応じた住まいの実現をサポートします。

また、住宅ローンの主要パートナーである不動産事業者に対する直営店舗及びFC店舗を通じた仕入資金ローンの提供に加え、アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社が住み替えコンサルティングを行ったお客さまを不動産事業者に紹介することを通じて、不動産事業者のお客さまの住まいの実現もサポートします。

(3) 目標とする経営指標

中期経営計画における財務目標は、以下のとおりであります。

指標	2024年3月期(実績)	2029年3月期(注)
営業収益	204億円	400億円
税引前利益	23億円	100億円

(注) 2024年5月8日開催の2024年3月期決算説明会において、上記計画について、当初発表の2028年3月期から1年遅れての達成を見込んでいる旨を発表しました。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当面の当社グループを取り巻く環境は、住宅価格の高止まり、物価上昇トレンドの継続に加え、固定金利と変動金利の金利差が縮まらず変動金利優勢の状況は継続することが予想されるものの、賃上げが進んでいることに加え、ライフステージに応じた住まいの実現を求める傾向は続いていることから、新築・中古ともに住宅需要は底堅く推移すると見込んでおります。

中期的には、更なるライフスタイルの多様化に伴うライフステージに応じた住まいの実現を目指す動き等を背景に、住宅ローン、売却つなぎローン、不動産担保ローン、リースバックといった住宅金融に対するニーズが高まることが予想されます。また、国の中古物件流通促進政策を背景とした中古物件流通量の増加等により中古物件の資産価値が向上し、売却を視野に入れた住み替えが増加することによる不動産の売買・住宅ローンの増加など、引き続き成長が見込める領域(潜在マーケット)が存在すると想定しております。

上記を前提に、複数の切り口から対処すべき課題について記載します。

競合他社の状況と商品ラインアップ

住宅ローン市場においては、銀行等が提供する変動金利商品が全住宅ローンの約90%（注1）の市場を占有し、特に三大都市圏における競争が激化しています。住宅価格の上昇及び物価高の影響で月額返済額の低減ニーズが高まったことに加え、日本銀行の金融政策修正による長期金利の上昇を受け、固定金利が上昇したことで、全期間固定金利の「フラット35」にとっては厳しい市場環境となりました。当該環境の中、当社の課題であったFC店舗領域における変動金利商品として2023年8月に「ARUHI 住宅ローン（MG保証）」をリリースしました。

また、当社は、従来から提供する住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供している全期間固定金利商品である「ARUHIフラット35」（フラット35（買取型））に加え、当社独自の全期間固定金利商品である「ARUHIスーパーフラット」（フラット35（保証型））を拡販することにより、固定金利市場の拡大を図っています。2024年3月期の「フラット35」の実行件数（借換を含む）シェアは24.7%となり、14年連続で第1位（注2）となりました。

当面の間、固定と変動の金利差は継続すると予想されることから、直営店舗領域におけるインターネット専業銀行の変動金利商品の拡販、直営店舗及びFC店舗領域における「ARUHI 住宅ローン（MG保証）」の拡販を進めます。また、月額返済額の軽減ニーズに対応した毎月の返済額を抑える超長期住宅ローンの導入などにより、住宅金融事業の更なる拡大を図ります。

また、直営店舗及びFC店舗において、SBIエーステートファイナンス、SBIスマイルが提供する不動産担保ローン、売却つなぎローン、仕入資金ローン、リースバック等の取扱いを開始し、お客さまや不動産事業者のニーズに対して住宅ローンに限定されず、幅広いソリューションを提供してまいります。

- （注）1. 出典：国土交通省 令和5年度 民間住宅ローンの実態に関する調査結果報告書
固定金利期間選択型を含む。
2. 取扱全金融機関のうち借換を含む「フラット35」実行件数（当社調べ）

販売チャネル及び営業体制

当社グループは、FC店舗、直営店舗、直販ホールセール営業や、来店不要で手続きが可能な非対面チャネル、SBIエーステートファイナンスの各支店など、さまざまな販売チャネルを拡大して提供することで、より大きな市場により効率よくアクセス可能な体制を整備してまいりました。足許の外部環境の変化を踏まえ、今後は、当社の強みである店舗ネットワークにおける業務の更なる効率化や、店舗の営業活動や接客スキルの平準化や向上を目的としたデジタル営業ツールの拡充など、DXを加速させ、お客さまの多様化するニーズへの対応に引き続き取り組んでおります。

また、運営の強化に取り組む上で、FC店舗を含む人材の安定的な確保、研修などの教育制度による能力向上及びコンプライアンスの推進が課題であると認識しており、こうした営業体制の再編により、店舗チャネルの戦略的な運営を従来以上に推し進め、販売体制の強化とコンプライアンスの推進に継続的に取り組んでまいります。

オペレーション体制

当社グループは、住宅ローン業務において、OCR（Optical Character Recognition）やRPA（Robotic Process Automation）、AI等の最先端テクノロジーを活かして、お客さまの利便性と営業及び事務効率の向上に取り組んでおります。また、審査プロセスの強化やeKYC等のテクノロジーを活用した住宅ローン不適正利用の予防に取り組んでおります。今後も引き続きテクノロジー活用領域の拡張を行い、事務処理の効率化に取り組んでまいります。オペレーション体制の強化においては、イノベーション・チャレンジを継続することが当社グループの責務かつ課題であると認識しています。

リスク管理

当社グループは、リスク管理基本方針に基づくERM（Enterprise Risk Management）体制により、グループ全体のリスクを統合的に管理しております。事業領域の拡大や商品拡充に伴う新規リスクや既存リスクの継続的なモニタリングにより、リスクを適切にコントロールしながらビジネスの拡大による企業価値向上に取り組んでまいります。

なお、リスク管理の詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

コンプライアンス

当社グループは、当社の「MISSION、VALUE」の企業理念を具現化した「SBIアルヒ・コンプライアンス行動規範」を定め、FC店舗従業員を含む全役職員に周知しております。この行動規範では、社外のステークホルダー（お客さま・株主・社会全般など）への行動規範と帰属する組織の一員（よりよい企業風土・組織の一員・経営者など）としての行動規範を定めております。

なお、コンプライアンス体制の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
(1) コーポレート・ガバナンスの概要 コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項 d. コンプライ
アンス体制の整備状況」をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループでは、従前より、ESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ（重要課題）」を策定し、社会や環境への配慮等の取組みを事業戦略とより一層結びつけた経営に取り組んでおりましたが、「5.経営上の重要な契約等」に記載のとおり、2023年12月1日付けで、SBIエステートファイナンス株式会社を株式交換により、完全子会社化したこと等をふまえ、2024年1月の定時取締役会でマテリアリティの改定を実施いたしました。具体的には、環境への取組みとして「温室効果ガス排出量の抑制」、社会への取組みとして「少子・高齢化社会への対応」及び「多様な働き方の推進」、ガバナンスへの取組みとして「コンプライアンスの推進」及び「リスクマネジメントの強化」を定め、当社グループで取り組んでまいります。詳細については、当社Webサイト（<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/materiality>）をご覧ください。

環境への取組み「温室効果ガス排出量の抑制」では、脱炭素や気候変動を特に重要性の高い課題と認識し、気候変動に関する取組みを推進するとともに、TCFD（注）提言に沿った情報開示の充実を図っています。

（<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/environment/tcfid>）

（注）気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures）を指します。G20の要請を受け、気候関連の情報開示及び気候変動への金融機関の対応を検討するために金融安定理事会（FSB）により設立されたタスクフォースであり、気候変動要因に関する適切な投資判断を促すための一貫性、比較可能性、信頼性、明確性をもつ、効率的な情報開示を促す提言を2017年6月に公表しました。

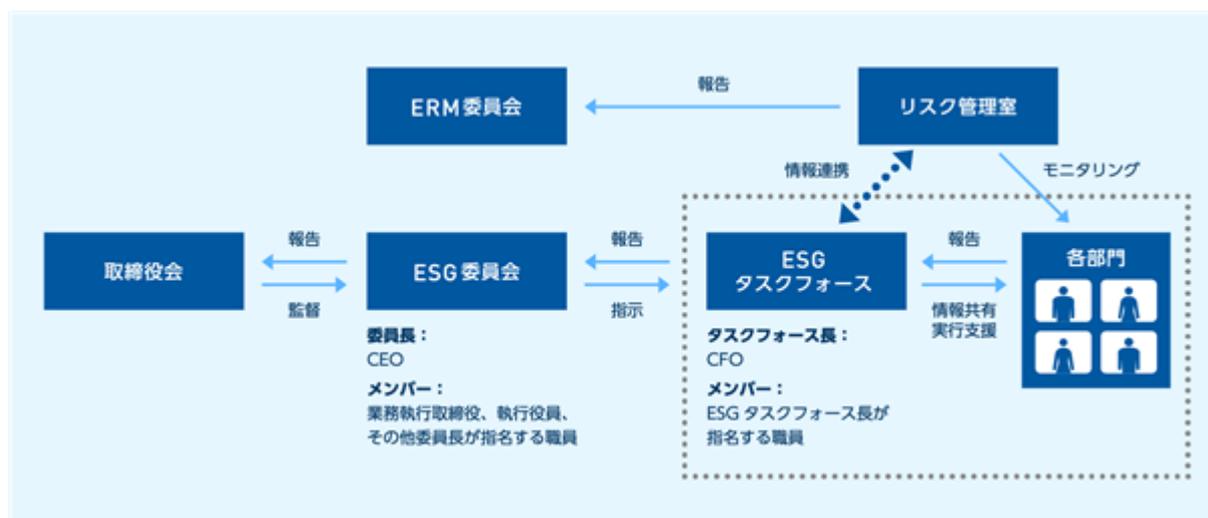
（1）ガバナンス

当社では、CEOを委員長とし、執行役員会と同一のメンバーで構成される「ESG委員会」を設置しています。

「ESG委員会」は、原則四半期に1回開催され、中長期的な視点で自社と社会のサステナビリティの動向について協議し、ESGの具体的な取組み・施策等について決定します。また、取締役会に対し、原則半期に1回、進捗状況の報告を行い、マテリアリティ（重要課題）及びその達成に向けた取組みの進捗状況の共有を行っております。さらに、ESG方針、当社が解決すべきマテリアリティ、重大な目標値等について事前協議のうえ、取締役会に上呈しております。

取締役会は、報告を受けたサステナビリティの取組みに対し企業価値向上の観点から監督を行うとともに、ESG委員会から上程された事項について、決定します。

「ESGタスクフォース」は「ESG委員会」で決定したESGの具体的な取組み・施策等を全社で一丸となって取り組んでいくための推進機能を担っており、各部門による取組みの実行支援等を行います。



（2）戦略

a 気候変動への取組み

当社は、環境への取組みにおいて、「良いものを受け継ぎ長く使う、ストック型・循環型社会の形成に貢献する」、「地球環境に配慮した、良質な住宅の普及を促進する」との考え方をベースに企業活動を行っております。上記の考え方に基づき、当社は、気候変動を含む環境課題への対応を重要な経営課題の一つと捉え、特に重要性が高いと評価した気候関連リスク・機会について、持続可能な発展の下で気温上昇を1.5以下に抑えるシナリオ（1.5シナリオ IPCC（注）のSSP1-1.9シナリオ等を参照。）と、化石燃料依存型の発展の下で気候政策を導入

しない最大排出量シナリオ（4 シナリオ IPCCのSSP5-8.5シナリオ等を参照。）の2つのシナリオに関し、TCFD提言に沿って2050年の状況を検討しました。

また、短期（5年）、中期（10年）、長期（30年）の時間軸で気候変動に関連するリスク（移行リスク、物理的リスク）及び機会を定性的に分析しました。

（注）国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）を指します。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織です。

シナリオ分析におけるリスクと主な取組み

カテゴリー		主なリスク	発現時期	財務インパクト	主な取組み
移行リスク	政策と法	政府による省エネ政策の推進により、【フラット35】の制度が変更になる可能性がある。省エネ技術基準が強化された場合、基準を満たさず【フラット35】の融資ができない新築住宅が増加し、「ARUHIフラット35」組成額が減少、これに伴い営業収益も減少。	中期～長期	大	<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅への住み替えや省エネルギー性の高い住宅への改修を支援することで、住宅の維持保全・維持管理や省エネルギー性に配慮した住宅ローンの提供機会を増やし、収益拡大につなげる。 住宅ローン業界全体で省エネルギー化を推進する政策の実施を政府へ働きかけることを検討。 当該政策の実施を求め業界活動の推進を検討。
	テクノロジー	本社や営業所の建物、照明、空調、サーバー等を省エネルギー性能の高いものへ転換することなどにより、短期的には販管費（イニシャルコスト）が増加。	短期	小	<ul style="list-style-type: none"> 中長期的には販管費（ランニングコスト）の削減につながるため、コストコントロールを適切に実施し、中長期的な視点を踏まえ設備投資を実施していく。
	政策と法/ テクノロジー/ 市場	炭素税、木材伐採規制、プラスチック規制、建築物省エネ法の規制強化やZEHの義務化などの導入に伴う建設資材（内装・住宅設備等を含む）の高騰により住宅価格が上昇。消費者の住宅購入意欲の低下を招き、住宅ローン組成額が減少、これに伴い営業収益も減少。	中期～長期	小	<ul style="list-style-type: none"> 新築住宅の価格上昇に伴い、消費者の購入意欲の低下や中古住宅への需要転換に備え、月々返済額軽減などの金融サービスの推進を加速させる。 中古住宅を取扱う事業者とのリレーションをさらに強化し、中古住宅に強い住宅ローン会社としての地位の確立に向け各種施策を検討。
物理的リスク	急性/慢性	風水害等の激甚化により、ハウスメーカーの災害対策が機能不全に陥ること、ヒートストレスによりハウスメーカーによる熱中症対策が機能不全に陥ること等により、住宅ローン提供予定建物の工期が遅延し、消費者の購入意欲が低下、住宅ローン組成額が減少、これに伴い営業収益も減少。	短期～長期	中	<ul style="list-style-type: none"> 当社の認知度を高めるため、災害情報を消費者に伝えるサービス等の提供を検討。 災害に強いサービスの付加的提供を検討。
	急性	風水害等の激甚化により、店舗等が被災し、復旧費用や営業停止による損害（営業収益の減少、営業費用）が発生。	短期～長期	中	<ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画に関する事項を規定、随時見直しを実施。 安否確認システムを導入、更なる機能の改善を図る。

シナリオ分析における機会と主な取組み

カテゴリー	主な機会	発現時期	財務インパクト	主な取組み
テクノロジー	省エネルギー性能の高い住宅向け融資を裏付け資産とすることで、投資家にとって投資価値の高いグリーンRMBSを提供することが可能。従来のRMBSと比べて有利な条件で発行することで、省エネルギー性能の高い住宅を購入する顧客に対し、有利な条件で住宅ローンを提供することが可能となり、営業収益の増加につながる。	短期 ～ 長期	大	・当社は、日本で初めてグリーンRMBSを発行し、省エネルギー性に関する一定の基準を満たす住宅を対象とした住宅ローン「ARUHIスーパーフラットS」の実行のため、資金調達を実施。 ・今後もグリーンRMBSによる資金調度を継続するとともに、開示内容の充実を図ることで、より投資価値が高く有利な条件で発行につなげる。 ・中古住宅への住み替えや省エネルギー性の高い住宅への改修を支援することで、住宅の維持保全・維持管理や省エネルギー性に配慮した住宅ローンの提供機会を増やし、収益拡大につなげる。
市場	消費者の嗜好がエネルギー効率の高い住宅へと転換していく中で、気候変動に関する課題の改善に資する住宅を購入する顧客に対する優遇ローンを提供することで、営業収益が増加。	短期 ～ 長期	大	・購入物件の選択が、環境保全・気候変動対策になることを消費者に対し打ち出し、エネルギー効率の高い住宅購入を誘導する施策の実施を検討。 ・このような視点の商品戦略への取組みを検討。
評判	ESG投資の機運が高まる中、気候変動に関する課題への取組みや非財務情報の開示姿勢が投資家からの企業評価に直結する。気候変動に対する積極的な取組みや非財務情報の開示により、当社への投資を促し、株価上昇につながる可能性がある。	短期 ～ 長期	大	・当社は、コーポレートサイトにおいて、サステナビリティ、気候変動に関する課題に対する取組みを開示している。今後も更なる開示の充実を図る。 ・投資家の動向を注視しながら、グリーンRMBSの発行を通じて、省エネ技術基準を満たす住宅を対象とする貸付金の資金調達に取組む。
政策と法	ストック住宅の省エネ改修施策の強化により、高品質の中古住宅の流通・需要が増加することで、中古住宅に強い住宅ローンが選好され、営業収益の増加につながる可能性がある。	中期 ～ 長期	中	・省エネ改修資金に対するサービスの提供を検討。 ・改修に伴う物件の価値を評価し、中古住宅の流通を促進する施策を検討。
評判	気候変動に関する課題の改善に資する住宅ローンの提供姿勢が企業評価に直結。積極的であると受け止められることで、他の住宅ローン提供会社と比較して競争優位になり、営業収益の増加につながる。	短期 ～ 長期	中	・当社は、コーポレートサイトにおいて、サステナビリティ、気候変動に関する課題に対する取組みを開示している。今後も更なる開示の充実を図る。 ・ESG委員会を設置し、気候変動に関する課題に対する対応を組織的に推進。今後も実効性のある組織運用に努める。 ・ARUHIグリーンファイナンス・フレームワークについて、日本格付研究所の評価を受けている。引き続き高評価を維持すべく各種施策を実施する。

詳細については、当社Webサイト（<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/environment/tcfd>）をご覧ください。

これらの気候変動のリスクと機会は、事業活動そのもののリスクや機会であるため、その他のリスクとともに適宜事業計画に組み込んでおります。

b 人的資本、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの推進に向けた取組み

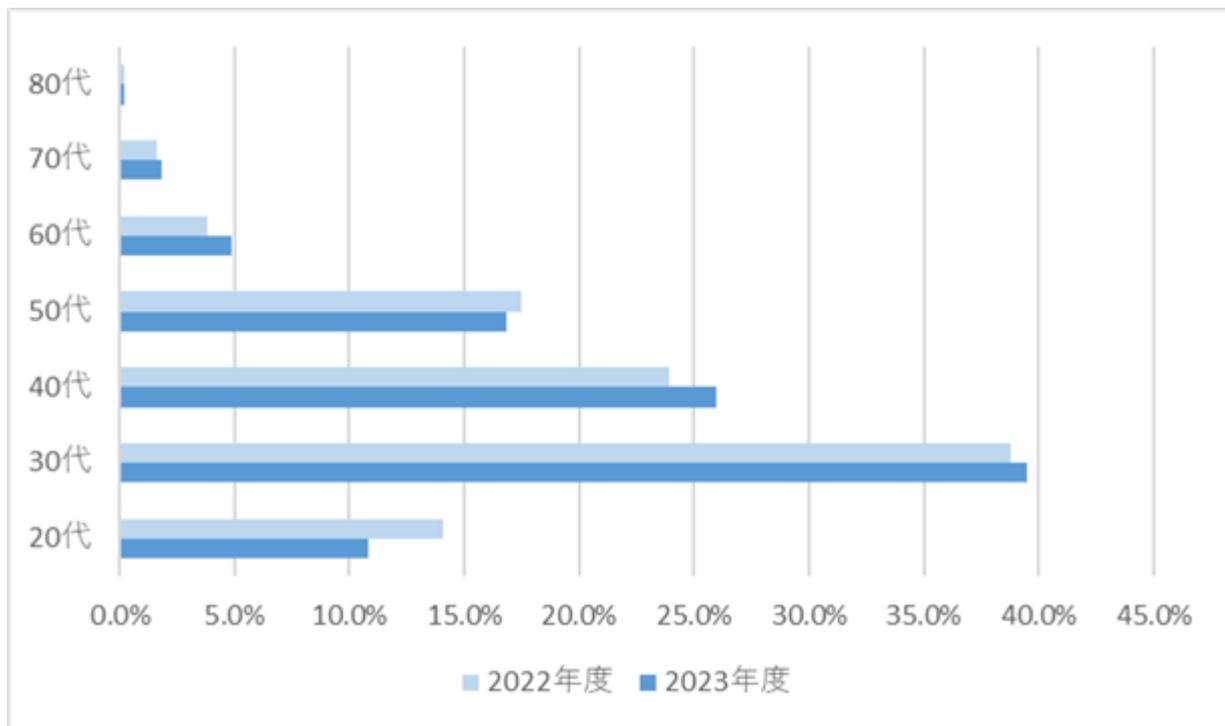
1) 人材の多様性の現状

当社グループは、中途採用者比率が87.2%（2024年3月末日時点）に上り、さまざまなバックグラウンドを持つ人材が活躍しています。また、従業員の年齢層も幅広く、また出産・育児を経験している従業員も多く在籍し活躍しております。当社の社内環境整備方針・人材開発方針は従業員の多様性を活かすことで、従業員の意欲や能力を最大限発揮し組織としての力につなげていくことを念頭に策定しております。

中途採用比率、男女構成比率、育児短時間勤務制度の取得者比率

項目	2021年度（実績）	2022年度（実績）	2023年度（実績）
中途採用比率	新卒採用：14.3% 中途採用：85.7%	新卒採用：12.5% 中途採用：87.5%	新卒採用：12.8% 中途採用：87.2%
男女構成比率	男性：49.3% 女性：50.7%	男性：49.3% 女性：50.7%	男性：48.2% 女性：51.8%
育児短時間勤務制度 取得者比率	3.8%	4.9%	7.3%

年齢構成比率



（2024年3月31日現在）

2) 社内環境整備方針

当社グループは、従業員一人ひとりのワークスタイル・ライフスタイルを尊重し、その個性や能力が最大限発揮できる職場環境を実現します。

代表的なものとして以下施策を行っております。

- ・コアタイムのないスーパーフレックス制度の導入。
- ・コロナ禍以前よりテレワークの導入を行い、ニューノーマル時代の新しい働き方を従業員に提案。
- ・人材募集中のポジションに自らの意思でチャレンジできる社内公募制度を開始。
- ・会社へ自分のキャリアプランを伝えることにより部門、会社からのキャリア構築サポートを得やすくするキャリアエントリー制度を導入し主体的なキャリア開発を支援。
- ・育児短時間勤務制度（小学校6年生まで）や最長3年の育児休業等の充実による育児と仕事の両立支援。

今後はすでに対応しております妊娠・出産・育児以外の、介護・看護等の「労働ブロッカー」対策を行い、当社に就業する優秀な従業員が、性別・年齢・ライフスタイルに関係なく「一人ひとりが働きやすく働きがい」を感じられる施策に取組み、目標としております女性管理職比率25%の達成及び有給休暇取得率75%以上の維持を目指し、取組みを強化してまいります。

項目	2021年度（実績）	2022年度（実績）	2023年度（実績）	2024年度（目標）
女性管理職比率	23.0%	20.9%	27.4%	25.0%
有給休暇取得率	76.7%	77.1%	78.5%	75.0%以上維持

3) 人材開発方針

昨年度と同様に、当社が持続的成長とコンプライアンス遵守を両立していくため、「個と組織の問題解決能力の向上」及び「組織の透明性の維持」の2点が肝要であると考えております。当社は、これら2点を人材開発のコンセプトとし、当事業年度においては延べ161日間の研修を実施しました。引き続き、当該研修（一部を除く。）にはFC運営法人の社員にも参加いただき、より広範囲のステークホルダーに貢献するよう努めております。今後はより持続的成長に焦点を当てて、営業プロセスやそれに紐づく営業研修に注力いたします。



課題解決施策はその時々状況に応じて政策的に行います。

オンボーディング施策には研修だけでなく配属先でのメンター制度等を含みます。

社内資格認定制度・業務研修は金融事務・コンプライアンスに関連した内容です。

公開研修/eラーニングは業務上の問題解決だけでなく、個人のキャリアアップに資する内容を含みます。

(注) 2023年12月1日に連結範囲が変更されております。変更後の目標については現在検討中のため、上記1)から3)の実績・目標は、提出会社の計数としております。

(3) リスク管理

a リスク管理概要

当社は、経営の健全性・安全性を確保し、収益力の向上を図るため、事業におけるリスクを適切に管理することが事業遂行における重要な課題の一つであるとして、リスク管理体制の構築・整備に取り組んでおります。また、新商品の開発時等におけるリスク評価及びリリース後の定期的なモニタリングを実施し、リスクに関するPDCAサイクルを機能させるべく努めております。

当社では、リスク管理に関する組織体系や役割の明確化を目的として「リスク管理基本方針」を定め、当社グループ全体がリスクについて共通認識を持ち、各種リスクの管理に努めております。また、戦略リスク、信用リスク、財務リスク、会計・税務リスク及びオペレーショナルリスクを「リスク管理規程」に定めるとともに、当該リスクの管理・報告体制を規定し、より実効性の高いリスク管理体制の構築に取り組んでおります。

b リスク管理体制

当社では、各種リスクを所管する部門を定めており、同部門は、自部門が所管するリスクを把握したうえで、当該リスクに関するモニタリングを実施し、その結果をリスク管理部門へ報告しております。

リスク管理部門は、当該モニタリング結果、リスク管理の状況、及び評価したリスクの状況について、リスク管理室担当役員、及びCEOの諮問機関であり、全社的リスク管理に関する重要な事項を審議する「ERM委員会」に報告します。リスク管理室担当役員は、リスク管理部門から受けた報告の内容のうち、全社的リスク管理の観点から重要と判断する事項を、CEO又は取締役会に報告をしております。

詳細については、当社Webサイト及び「3.事業等のリスク」をご覧ください。

<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/environment/tcfd>

(4) 指標及び目標

当社の温室効果ガス排出量は、The Greenhouse Gas Protocol (GHG Protocol) の区分に従って算定し、当社のサステナビリティページにて公開しております。

<https://www.sbiaruhi-group.jp/sustainability/environment#anc05>

当社は、商品・サービスの生産に伴う温室効果ガスの排出はありませんが、脱炭素社会の実現に向け、本社や営業所での日々の事業活動で使用する電力における再生可能エネルギーの活用や、環境負荷の少ない空調設備を利用した建物の拠点としての利用等、温室効果ガスの排出量削減の取組みを加速させてまいります。

また、シナリオ分析において識別・評価したリスク及び機会への取組みについて、KPIを設定し、モニタリングを実施すべく進めてまいります。

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績は上記(2)bに記載のとおりです。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する記載のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、本項目中の記載内容については、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本書提出日現在において当社グループが判断したものとなります。

1. リスク管理の方針

当社グループは、経営の健全性・安全性を確保し、収益力の向上を図るため、事業におけるリスクを適切に管理することが事業遂行における重要な課題の一つであると考え、リスク管理体制の構築・整備に取り組んでおります。また、新商品の開発時等におけるリスク評価及びリリース後の定期的なモニタリングを実施し、リスクに関するPDCAサイクルを機能すべく努めております。

当社グループは、リスク管理に関する組織体系や役割の明確化を目的として「リスク管理基本方針」を定め、グループ全体がリスクについて共通認識を持ち、各種リスクの管理に努めております。また、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（事務リスク、システムリスク、人的リスク等）及びその他の管理すべきリスクを「リスク管理規程」に定めるとともに、当該リスクの管理・報告体制を定め、より実効性の高いリスク管理体制の構築に取り組んでおります。

2. リスクの管理体制

当社グループは、各種リスクを所管する部門を定め、以下の管理体制のもと、リスクの評価や定期的なモニタリングに加え、当社事業におけるKRI（Key Risk Indicator）のモニタリング結果を、ERM（Enterprise Risk Management 統合型リスク管理）に関する重要事項を審議する諮問機関として設置した「ERM委員会」にて、CEOをはじめとする経営陣に向け定期的に報告を行っております。



3. 個別リスク

(1) 市場環境リスク

当社グループの主要な取扱商品である住宅ローンをはじめとした住宅金融商品の需要は、国際情勢、景気動向、消費動向、金利動向等の経済情勢、人口動態、世帯動態等の社会構造、不動産市況、住宅着工戸数の動向、住宅に関連する税制の変更、政府の方針の変化等により影響を受けます。住宅ローンあるいは不動産担保ローン等の新規需要が減少した場合は、融資実行業務、ファイナンス業務に関する営業収益の減少等の当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競争環境リスク

当社グループの主要な取扱商品である住宅ローン市場は、依然として非常に多くの金融機関が参加し、特に三大都市圏における競争が激化しております。このため、こうした競合他社の状況が当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。我が国の住宅ローン市場は年間約20兆円（注）の巨大な市場であることから、0.1%の市場シェアの変動は、約200億円の融資実行の変動に繋がり、当社がFC店舗を経由する場合の典型的な取引では約4億円の融資実行業務における営業収益の変動等の影響がもたらされます。

当社グループは、外部環境の変化に対応するために、住宅ローンにとっての重要パートナーである不動産事業者に対して、SBIエステートファイナンスが提供する仕入資金ローンの紹介、アルヒ住み替えコンシェルジュが住み替えコンサルティングを行ったお客さまの紹介等を通じて、不動産事業者からのファーストチョイスとなることを目指しています。また、当社にとっての最重要パートナーであるFCにおいても、SBIグループとの共同商品開発・銀行代理商品、SBIエステートファイナンスの商品の取扱いを進める等、当社の強みである店舗ネットワークを強化するための取組みも進めております。また、SBIグループ及び外部企業との連携による新チャネル開拓等の営業基盤を強化し、同業他社との差別化を図ることにより、市場シェアの維持・拡大に努めております。

（注）出典：住宅金融支援機構（2022年度）

(3) 単一事業構造に関するリスク

当社グループの営業収益の大半は、住宅ローンの実行に伴い発生するフローの収益に関するものであったため住宅ローン市場に影響する環境変化が発生した場合には、他事業によるカバーが困難であり、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、2023年12月に、不動産担保ローン、リースバック、家賃保証業等のストックビジネスを中心とするSBIエステートファイナンス株式会社を完全子会社化することにより、フローの収益の割合を低下させ、業績の安定化を図ることで、当該リスクの軽減に努めてまいりました。同社の更なる成長を目指すことに加え、当社の親会社であるSBIホールディングス株式会社及びグループ子会社と連携することで、当該リスクの更なる軽減にも努めてまいります。

(4) 独立行政法人住宅金融支援機構への依存構造に関するリスク

2024年3月期に当社グループが実行した住宅ローンのうち、融資実行後、住宅金融支援機構に譲渡することを前提とする商品である「ARUHIフラット35」及び住宅金融支援機構による住宅融資保険（保証型用）を前提として融資実行後証券化する「ARUHIスーパーフラット」の占める割合は約7割であり、当社グループの事業は住宅金融支援機構に大きく依存しております。そのため、住宅金融支援機構との提携関係に何らかの変化が生じた場合、住宅金融支援機構の信用力の低下その他の理由により住宅金融支援機構が発行する貸付債権担保住宅金融支援機構債券の利回りが上昇した場合、政府の住宅金融支援機構に関する方針の変化若しくは住宅金融支援機構が提供するプログラムの変更等が生じた場合、又は商品競争力が低下した場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、住宅金融支援機構と良好な関係を維持し、自らも「フラット35」の競争力の維持に努めると同時に、銀行代理商品（変動金利商品・固定金利商品）や、「ARUHI住宅ローン（MG保証）」等のオリジナル変動金利商品の販売拡大に努めております。また、今後もSBIグループとの共同商品開発・銀行代理商品の取扱いを進めるのに加え、グループ外の金融機関との連携による商品ラインアップの拡充を続けながら、住宅金融支援機構への依存度の軽減に努めてまいります。

(5) チャネルリスク

当社グループは住宅金融事業を行うに当たり、全国に107の拠点を展開しておりますが、このうち80がFC店舗であり、それらの店舗を経由した住宅ローンの実行件数は全体の約6割を占めております。

当社ビジネスモデルにおいては、FC運営法人側の諸事情等を理由にFC運営法人との契約が維持できなくなった場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対し当社グループは、FC運営法人の事業継続及び業績拡大へのサポートとして、研修制度・OJT教育の拡充、店舗運営指導、各種業務サポートツールの構築、分析データの還元、功績に対する表彰制度等により、ビジネスパートナーとしての信頼関係の維持に努めております。

また、SBIグループとの共同商品開発によりFC店舗が販売可能な変動金利商品の拡充によりFC運営法人の業績に寄与すべく努めております

加えて、アルヒ住み替えコンシェルジュを通じた住み替えニーズへの対応やARUHIビデオチャット相談によるオンライン接客等、多様なお客さまの要望に応えるチャネル展開を進めてまいります。

(6) 商品・サービスに関するリスク

当社グループの主力商品である住宅ローンについては、国内の住宅ローンシェアの約9割を占める変動金利住宅ローンの割合拡大、住宅金融支援機構への依存度の軽減等の観点からも、「フラット35」以外の住宅ローンの実行拡大及びその他サービス展開は当社のリスク軽減のため重要な施策であります。

当社グループは、「フラット35」以外の住宅ローンの実行拡大のため、ネット銀行を所屬銀行とする銀行代理業、SBIグループ各社と連携した新商品開発により、変動金利商品の拡充を進めております。また、リフォーム、諸費用等の資金使途に対応した商品の拡充等を行うことで、幅広い住宅金融需要に応えられるよう商品・サービスを拡大しております。

なお、契約を締結しているインターネット専業銀行との協業による事業の拡大が計画どおり進行しない場合、当社グループの業績、財務状況及び事業のリスク状況に影響を及ぼす可能性があります。

これらのリスクに対し当社グループは、FC店舗で販売可能な変動金利商品の増強を進めることで実行件数の積み上げに努めてまいります。さらに、SBIエステートファイナンスが取扱う不動産担保ローンや仕入資金ローン、SBIスマイルが取扱うリースバックについて、当社店舗からSBIエステートファイナンスやSBIスマイルへ連携（媒介契約による紹介等）、SBIエステートファイナンス店舗を当社代理店とし当社金融商品を取り扱う等、各社それぞれの既存取引先に対し、当社グループのさまざまな金融商品を提供するグループ企業間連携を通じて更なる成長を目指します。

(7) 子会社に関するリスク

当社グループは、従来の住み替えカンパニー化の精神は継続しつつ、ライフステージに応じた住まいの実現を金融面からサポートする住宅金融のリーディングカンパニーを目指し、SBIエステートファイナンスとともに、BtoBtoCビジネスへ再フォーカスいたします。SBIエステートファイナンスやSBIスマイルの商品を当社の店舗チャンネルを通じて不動産事業者あるいはお客さまに提供する等、各子会社とのシナジーを最大限に活用し、グループ全体の企業価値向上を目指してまいります。しかしながら、子会社の事業展開が計画どおりに進まない場合、経営状況が悪化又は予測不能な事態が発生した場合には当社グループの経営成績及び財務状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、子会社の事業拡大に当たり、当社グループの収益に占める子会社の割合が増加していくことが想定されるため、子会社の業績及び財務状況の悪化等は、現在想定している影響度より大きなものになる可能性があります。当社は原則、子会社の取締役又は監査役として当社の役職員を派遣し、子会社を適切に管理することでリスクの軽減に努めております。

(8) 信用リスク

当社グループの住宅金融事業の主力商品である「ARUHIフラット35」は、貸付後遅滞なく住宅金融支援機構に債権譲渡するため、当社は原則として信用リスクを負いません。「ARUHIフラット35」以外の商品については、住宅金融支援機構の融資保険もしくは民間保証会社の保証の付保を前提とした貸付の実行、あるいは提携金融機関の住宅ローン商品の販売代理を行っており、極力信用リスクを負わないビジネスモデルとなっております。

なお、当社子会社の主力商品である不動産担保ローンについては、不動産市況悪化による担保不動産価格の下落や、融資先の業況悪化等により、当社グループの経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。これらの信用リスクに対し、貸付時に担保不動産の評価を保守的に見積る等、厳格な審査及び途上与信管理に注力し、適切な信用リスク・コントロールの確保等リスクの軽減に努めております。

(9) 流動性リスク

当社グループでは、銀行等の金融機関からの借入に加え、資本市場でのコマーシャルペーパーの発行、住宅ローン債権の証券化及び債権譲渡等により資金調達を行っています。資金調達に際しては、調達先の分散や長期比率を高めること等により、資金繰りの安定化を図っております。

しかしながら、金融環境の急激な悪化や当社グループの信用力の低下により、資金調達の安定性が損なわれる可能性があります。そのような事態が生じた際には、調達コストの上昇や必要資金の持続的な確保が困難になるおそれがあり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 金利変動リスク

当社グループが実行する住宅ローンの一部は、証券化及び債権譲渡により資金調達を行っており、当該住宅ローンの実行から証券化まで2ヶ月程度の時間差が発生します。当該期間の市場金利の変動次第では、当該住宅ローンの融資実行時のお客さま向け適用金利と証券化及び債権譲渡の際の投資家向け適用金利の金利差が拡大又は縮小することで、結果として貸付債権流動化関連収益が変動し、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが保有する金融資産については決算期ごとに時価評価を行っており、評価時点の市場金利の変動次第では、割引率が変動することでFVTPLに分類した金融資産の評価額が変動し、当社グループの経営成績及び財政状況に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これら金利変動によるリスクを極力排除する方針としており、デリバティブ取引により当該リスクの極小化に努めております。

(11) 見積将来キャッシュ・フローの変動及び貸付債権流動化・証券化取引に関するリスク

当社グループは、貸付債権や貸付債権を裏付資産とした信託受益権を債権譲渡・売却した結果、当社に残存することとなる回収サービス権又は配当受領権について、当該権利から発生する将来キャッシュ・フローを見積り、当該見積将来キャッシュ・フローの現在価値を、貸付債権流動化関連収益及び資産として認識しており、当該貸付債権流動化関連収益のうち、キャッシュによる回収が行われていない部分については金融資産として計上しております。これらの評価は、繰上償還率(CPR)、デフォルト率(CDR)、割引率等について一定の前提条件を設定して行っておりますが、当該前提条件が市場動向の変化等により修正された場合、当該収益及び資産の評価が変動し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、見積将来キャッシュ・フローの上記計算前提をきめ細かくフォローする体制を整えており、当該見積前提条件を設定するに当たり、外部第三者機関の公表データを反映させ、又はこれに加えて外部第三者機関の公表データに過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映させ、慎重に設定することにより、将来の金融資産の評価価値の下落リスクを抑えております。

(12) のれん等の減損リスク

当社は、旧アルヒ株式会社の株式を公開買付けにより取得しており、本書提出日現在、のれんを24,464百万円(連結総資産の約12%)計上しております。当社グループはIFRS会計基準に基づき連結財務諸表を作成しているため、当該のれんの償却は行っておらず、また当該のれんについては、のれんの減損判定において、当社は独立した外部の評価機関を利用しておりますが、のれんの対象となる事業の将来の収益性が低下した場合には、当該のれんについて減損損失を計上するため、当社グループの業績及び財務状況に重要な影響を与える可能性があります。

(13) 消費税処理に関するリスク

当社は、課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等に係る消費税額の算出に当たり、個別対応方式による計算を行っております。また当社は、消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認を受け、従業員割合により、共通対応分の課税売上げに係る消費税額から控除する課税仕入れ等にかかる消費税額(仕入控除税額)を計算しております。

しかしながら、課税期間における個々の課税仕入れ等を課税売上対応分、非課税売上対応分及び共通対応分に区分する際の区分方法や、従業員割合の計算等について、税務当局が当社と異なる見解を採用することになった場合には、仕入控除税額が減少する結果、消費税費用が増加し、加算税・延滞税の支払いを命じられる可能性があり、その場合当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(14) 事務リスク

当社グループは、事務処理を行ううえで、業務の正確性、効率性を高めるためのさまざまな取組みを実施しておりますが、役職員、FC運営法人、外部委託先が正確な事務を怠ることで、不正や事故、事務ミスが発生

する可能性があります。こうした事務リスクが発生した場合は、当社グループ及びサービスに対する信頼の低下や損失の発生につながるおそれがあり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

これらのリスクに対し、社内研修の拡充による業務遂行に必要な知識の共有、社内規範や事務手続きの標準化及び文書化等による業務プロセスの可視化に取り組みると同時に、再鑑体制、本社集中業務の拡大、また、システム化等IT技術を利用することにより、事務リスクの軽減に努めております。

(15) 人材リスク

当社グループは、今後の更なる業容の拡大及び業務内容の多様化に対応して、優秀な人材の採用・確保、従業員の育成体制の強化が必要とされておりますが、優秀な人材の採用及び育成が困難となる場合や、在籍する人材の社外流出が生じた場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

キャリア採用においては、人材紹介会社経由や媒体経由の採用に加え、リファラル採用の強化等による雇用経路の拡大等、「優秀かつ当社にマッチする人材」の採用をしています。人材育成においては、「人材開発室」を設置し、定期的な階層別研修、専門分野別研修、将来のキャリアアップを後押しする公開研修、eラーニング研修を実施し、従業員研修制度の充実化を図っております。

当社グループは、従来から継続的に社員の意識調査を実施し、その情報等に基づき、適切な人事管理や運用の見直しをすることで社員満足度向上に努めております。また年次有給休暇の取得促進、コアタイムのないスーパーフレックスタイム制度、育児短時間勤務制度や在宅勤務、テレワークの導入により、働き方の多様化を推進し、働きやすい職場環境の整備等、適切な人事処遇や労務管理に努めております。今後も継続的に優秀な新規人材の採用及び社員満足度の向上を図る施策を実行することにより、人材に関するリスクの低減を図ってまいります。

(16) 労務リスク

当社グループは、人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・差別的行為（セクシャルハラスメント等）、労働災害から生じる人的資産の損失・損害を未然に防止するため、コンプライアンスの研修等、適切な管理に努めております。また、健全な業務運営のため、労務関連法令諸規則を踏まえた人事関連諸制度を制定し、適正な運用を行うとともに、定期的な従業員意識調査に基づく人事管理・運用の見直しや在宅勤務・テレワークの活用を含めた働きやすい職場環境の整備等、適切な人事処遇や労務管理に努めております。また、年次有給休暇の取得推進、「EAP相談室（心身の健康の相談窓口）」の設置、在宅勤務やテレワークによるメンタルヘルス不調への対応や職場や家庭等で発生する問題への対応を行う等、従業員の心身の健康維持に努めております。

しかしながら、当社従業員の不適切な行動や人事労務上の問題に関連する重大な訴訟が発生した場合には、当社グループの企業価値の毀損、信用の低下に繋がり、業績に影響を与える可能性があります。

(17) 情報システムリスク

当社グループは、住宅金融事業において、FC店舗及び直営店舗といった販売チャネルに加え、インターネット及び情報システムの仕組みに基づき非対面で住宅金融商品を提供しており、インターネット接続環境やシステムネットワークインフラが良好に稼働することが事業を円滑に運営する上で求められております。

しかしながら、災害等に起因する電力供給の停止、通信障害、通信事業者、システム事業者に起因するサービスの中断や停止等の外的要因又は、システム開発における不備、人為的ミス、機器故障、外部委託先の瑕疵等の現段階では予測不可能かつ当社グループのコントロールを超えた事由により、システムに重大な支障が生じた場合、当社グループの顧客（潜在的な顧客を含みます。）に対してサービスを提供することができず、当社グループの顧客の個人情報及び取引情報その他の情報の保護に問題が生じ、又は当社グループの財務・会計・データ処理その他のシステム及び設備が適切に稼働しない可能性があります。これらの事象が生じた場合、データの喪失や当社グループの処理能力に影響が生じ、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、コンピューターシステムについて、安定稼働のためのシステム運用やバックアップシステムの構築、24時間常時監視、役職員への教育等の対策を講じており、当該リスクの顕在化の抑制に努めております。

(18) サイバーセキュリティリスク

当社グループでは、外部からのサイバー攻撃、不正アクセス、破壊行為、コンピューターウイルス等のサイバーセキュリティ脅威により、情報の盗難、漏洩、毀損等、顧客の個人情報及び取引情報その他の情報処理に問題が生じ、重要な情報が漏洩した場合は当社グループに対する信用の低下及び損害賠償等の法的責任が問われる可能性があります。これらのリスクに対して、システムアクセスルールの厳格化、不要なインターネットアクセスの禁止、アクセスログの監視、ファイヤーウォールの設定による情報の機密性を維持する等のサイバーセキュリティ対策活動を推進しております。

また、近年サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、CSIRTを設置し、平常時の対策のみならず、インシデント発生時の体制整備も行っております。サイバーセキュリティインシデントの発生時には当社経営陣の指揮の下、総務部門担当役員を責任者とした関連部門及びCSIRTからなる対策本部を組成し、適切な対応を実施します。

(19) 法的規制及び法改正に関するリスク

当社グループは事業活動を行うに当たり、関係監督官庁から許認可を受けており、取扱う住宅ローンの一部は、貸金業法第3条に定める登録に基づく貸金業及び銀行法第52条の36に定める許可に基づく銀行代理業であります。このため、当社が各業法に定められる処分事由に抵触する場合、各業法に基づき行政処分又は登録・許可の取り消しを受ける可能性があります。

当社グループは、各業法に基づく当局及び所属銀行の検査を定期的に受検しており、また、グループ全体でのコンプライアンス体制強化に努めております。

なお、本書提出日現在において、登録・免許取消事由又は許可失効事由に該当する事実はありませんが、将来何らかの理由により登録・免許の拒否又は取消、許可の失効があった場合には、当社グループの事業活動に重大な支障をきたし、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。また、今後、当該各種法規制の改正があった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社は、法令等遵守を徹底するとともに、内部管理・内部統制体制を整備することにより、登録・免許の取消事由を惹起することのない業務運営に努めております。

(20) 重要な訴訟事件等の発生に関するリスク

当社グループにおいて、業績等に重大な影響を及ぼす可能性のある係争中の訴訟事案はありません。しかしながら、当社グループの営む事業の性質上、契約違反、不法行為、労働問題、消費者トラブル、知的財産権の侵害等に関する訴訟事件等が発生する可能性があり、将来業績に大きな影響を及ぼす訴訟事件や社会的影響の大きな訴訟事件等が発生し、かかる訴訟事件において当社グループに不利な判断がなされた場合又は当社グループに不利な帰結となった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、こうした訴訟が発生することを想定し、リーガルチェック運用ルールの厳格化、社内規程の整備・管理、弁護士相談に関する手続き・記録の整備、訴訟・ADR等の紛争対応のルールを設けることで、適切かつ迅速な対応ができる体制を整備しております。

(21) 個人情報の管理に関するリスク

当社グループの主たる事業である住宅金融事業は、個人の顧客を対象に住宅ローンを提供しており、住宅ローンの相談、申込に当たり各種個人情報を収集しております。このため、当社は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者等に該当し、個人情報の取扱いについて規制の対象となっており、当該法律に即して業務の運営を行っております。しかしながら、外部からの侵入者及び当社関係者並びに業務委託先等により、個人情報が外部に流出し、不正に使用された場合又は何らかの事由により個人情報の漏洩や毀損等が起こった場合、民事上又は行政上の法的責任を問われるとともに、当社グループ全体に対する信用及び当社グループに対する信用が低下し、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、個人情報保護方針等の個人情報保護に関する各種規程を定めて運用し、顧客情報の流出や不正アクセス行為等により、顧客の利益が侵害されないようセキュリティ対策を講じ、顧客情報の保護に細心の注意を払っております。また、個人情報管理体制の適正な運用に努めており、当該リスクの抑制に努めております。

万一、当該事象が発生した場合、できる限り速やかにマスコミ等に公表することにより、お客さま等関係者への影響を最小限に抑えるとともに関係者からの信頼を確保するために全力を尽くす所存であります。

(22) 不適正行為・法令違反等に関するリスク

当社グループの事業を遂行するに当たり、当社グループ及びFC店舗の従業員による不正、当社金融商品における手続き違反、顧客及び不動産業者による融資の不適正利用が発生した場合、当社が直接的な損失を被り、かつ当社グループ全体のイメージが悪化するとともに社会的信用が低下する可能性があります。さらに、当社グループの住宅ローンの実行に関しては、流動化・証券化スキームの契約において、債権譲渡先である住宅金融支援機構や信託銀行に対する当社の事実表明や譲渡した住宅ローン債権に関する事実表明の重要な点における瑕疵等があった場合、譲渡された貸付債権を債権譲渡先から買い戻すことが義務付けられていることから、買い戻しのための資金が必要になることに加え、回収リスクを負う場合もあるため、買い戻しが発生した場合には当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

当社グループは、このような買い戻しの義務の発生を避けるため、住宅ローンの融資実行のプロセスにおいて、住宅金融支援機構や信託銀行との契約に定められた事項につき、厳格に対応するルールを徹底するとともに、不適正行為、手続き違反防止については、コンプライアンスに関する委員会組織を設置し、基本方針・行動計画の決定及びモニタリング等を当該委員会を実施しております。さらに、定期的な研修、コンプライアンスを統括する部署に検査・指導グループを設置し、全店舗へ検査・指導を臨店にて行うことで、コンプライアンス体制の強化に努めております。顧客及び不動産業者による不適正利用防止については、不適正事業者の排除するために、データベースの拡充、モニタリングによる管理の徹底をし、不適正案件の排除に取り組んでおります。

また、当社グループ及びFC店舗の従業員による各種法規制への違反が発生した場合、当社が直接的な損失を被る可能性や行政処分の対象となる可能性があり、かつ、当該違反の発生により、当社グループ全体のイメージが悪化するとともに社会的信用が低下し、風評による影響が発生する可能性があります。当社グループは、「コンプライアンスファースト」をスローガンに、役員及び当社グループの従業員、FC店舗の従業員まで、コンプライアンス意識を高めることに努めております。具体的には、コンプライアンスに関する研修による行動規範の徹底、業務研修の定期的実施、規程・マニュアル等の拡充、モニタリング項目の拡充をすることで、各種法規制への違反の防止に努めております。

(23) 反社会的勢力との取引及びマネー・ローンダリング等に関するリスク

当社グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、新規の取引に先立ち、外部情報等も活用した反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や、反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の徴求等により、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っております。また、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融防止の重要性が高まっておりますが、当社グループでは、金融庁の定める「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」に留意し、当社グループの業務における取引時確認手続等に係る内容について定め、当社グループの商品及びサービスがこれらの不正な取引に利用されないための対策を講じています。しかしながら、当社グループの厳格なチェックにもかかわらず、反社会的勢力との取引やマネー・ローンダリング等を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、その内容によっては、監督官庁等より業務の制限又は停止や課徴金納付命令等の処分・命令を受ける可能性があり、当社グループの企業価値の毀損、信用の低下に繋がり、業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

万一、反社会的勢力から不当な要求を受けあるいは何らかの問題が生じた場合は、関係行政機関や法律専門家とも協力し、速やかに対処します。

(24) 風評リスク

当社グループの主たる事業である住宅金融事業は、個人の顧客に対して資金の貸出を行うという特性上、当社グループに対する社会的信用度合いが重要となります。そのため、事実の有無にかかわらず、当社グループの業務、技術、コーポレート・ガバナンス及び規制当局の行為等から生じ得る否定的な世論、又はマスコミ報道やインターネット上の誹謗中傷等により、当社の風評が著しく悪化した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

(25) 災害等リスク

当社グループは、フランチャイズ方式により全国に店舗展開をしており、緊急時を想定した事業継続計画（Business Continuity Plan）に関する事項の規定、安否確認システムの導入等を行っておりますが、大規模な地震・台風等の自然災害、火災、停電等が発生した場合には、店舗の閉鎖や業務の停止等を余儀なくされ、当社グループの事業運営及び業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

特に大規模な自然災害又は有事等により、当社グループの情報システムに障害が生じた場合やデータサーバーが機能不全に陥ることで、当社グループの業務が中断されることになり、事業運営に障害又は遅延をきたす可能性があります。

また、感染症の蔓延により、従業員、外部委託先等、当社グループの業務やオペレーションに携わる多数の人員が罹患することで、業務やオペレーションに支障が生じ、店舗の閉鎖又は業務の停止等を余儀なくされ、当社グループの事業運営や業績に影響を与える可能性があります。

当社グループは、お客さまと従業員の安全確保を最優先に、お客さまに対する住宅ローンWeb申込の受入体制強化、動画を使用した非対面での契約手続きの実施及び従業員に対する在宅勤務・時差出勤等の新しい働き方の提案を行うことで、従来と変わらぬサービスを提供し、感染症の影響が拡大する環境下でも事業を継続するためにさまざまな取組みを行っております。

(26) S B Iグループとの関係性変化及び利益相反取引に関するリスク

当社グループは、S B Iグループとの協働により商品・チャンネル・顧客基盤等のビジネス基盤を強化し、お客さま及び不動産業者にとってファーストチョイスとなる住宅金融のリーディングカンパニーを目指していきます。しかしながら、当社グループとS B Iグループとの関係性に何らかの変化が生じた場合、又は、協働によるビジネス基盤強化が当初想定と異なる状況となった場合には、当社グループの業績及び財務状況に影響を与える可能性があります。

また、当社では当社と支配株主又はその子会社との間の利益相反取引を防止するために、社内規程を制定し、取締役会の決議によって選出された独立社外取締役を含む親会社からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会を設置し、少数株主の利益を保護するために、当該取引について審議、検討を行うことで、適切な利益相反管理体制を構築しております。

(27) E S Gへの取組みに関するリスク

気候変動抑止のために政策・法規制が強化されるなどの移行リスク、気候変動によってもたらされる直接又は間接的な影響により風水害等の災害が発生し、損失を被る物理的リスクがあります。

さらに、気候変動等の環境課題のほか、人権や少子・高齢化社会への対応といった社会課題の顕在化を背景に、ESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）を意識した経営に対する社会の注目や関心が高まっています。

当社グループは、このような環境・社会課題解決に向けた施策に取り組んでいく方針ではありますが、ステークホルダーからの期待はより一層高まっており、当社グループの経営体制や事業活動において、ESGへの取組みが不十分であるとステークホルダーに判断された場合、当社グループの社会的評価に悪影響を及ぼす可能性があります。

当社では、ESG視点の経営優先テーマ「マテリアリティ」を策定し、環境・社会・ガバナンスに分類し対応しております。

第2事業の状況 2 サステナビリティに関する考え方及び取組 (1)ガバナンス (2)戦略を併せてご参照ください。

4. 重要リスクについて

上記の「3. 個別リスク」27項目について、当社が考える当社グループの事業、経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があるとして認識している「重要リスク」は以下のとおりであります。

重要リスク
市場環境リスク
競争環境リスク
チャンネルリスク
信用リスク
金利変動リスク
のれん等の減損リスク

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の営業収益は、20,405百万円（前年比9.7%減）となりました。銀行代理商品及び2023年8月に取扱いを開始した「ARUHI住宅ローン（MG保証）」といった変動金利商品の融資実行件数は前年比約3倍と大幅に増加したものの、固定金利と変動金利の金利差等を背景に「フラット35」市場が引き続き低調であったため、融資実行業務は前年比15.0%減少しました。融資実行業務の収益と連動する貸付債権流動化関連の収益が前年比で減少したことに加え、前年度の金融商品の公正価値の増加に伴う収益の計上額が大きかった反動もあり、ファイナンス業務は前年比27.4%減少しました。一方で、債権管理回収業務は前年比2.2%増加、保険関連業務は前年比7.2%増加と好調に推移したほか、新規事業等のその他業務はSBIエステートファイナンスを完全子会社化したことで前年比44.8%と大幅に増加しました。営業費用は、委託業務を含む人員配置の最適化・業務委託の見直し等による固定費の削減に努めましたが、SBIエステートファイナンスを完全子会社化した影響もあり18,064百万円（同1.6%減）となりました。その結果、税引前利益については2,327百万円（同43.5%減）、当期利益は1,488百万円（同46.9%減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は1,517百万円（同46.2%減）となりました。なお、当社グループは住宅金融事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は20,416百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,247百万円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは3,425百万円の支出（前連結会計年度は1,495百万円の収入）となりました。これは主に、税引前利益が2,327百万円となり、受益権の減少2,364百万円のキャッシュの増加要因があった一方で、営業貸付金の増加4,708百万円、預り金の減少2,791百万円及び貸付債権流動化関連収益のうち当連結会計年度においてキャッシュ回収期にない2,361百万円のキャッシュ減少要因があったことによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは544百万円の収入（前連結会計年度は712百万円の支出）となりました。これは主に、子会社の支配獲得による1,208百万円の収入によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは6,128百万円の収入（前連結会計年度は5,846百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入による収入16,500百万円、短期借入金の増加12,380百万円等のキャッシュ増加要因があった一方、長期借入金の返済による支出20,949百万円等のキャッシュの減少要因があったことによるものです。

販売の実績

1) 販売実績

当連結会計年度における販売実績の内訳は次のとおりであります。なお、当社グループは住宅金融事業の単一セグメントであるため、業務別に記載を行っております。

（単位：百万円（前年同期比を除く。））

業務	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比
融資実行業務	7,503	85.0%
ファイナンス業務	4,542	72.6%
債権管理回収業務	3,132	102.2%
保険関連業務	3,452	107.2%
その他業務	1,774	144.8%
合計	20,405	90.3%

（注）販売実績の内訳には、消費税等は含まれておりません。

2) 融資実行業務売上及び件数

当連結会計年度における融資実行業務売上の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円(前年同期比を除く。))

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比
新規借入	7,466	85.9%
借換	36	26.5%
合計	7,503	85.0%

(注) 融資実行業務売上の内訳には、消費税等は含まれておりません。

当連結会計年度における融資実行件数は、次のとおりであります。

(単位：件(前年同期比を除く。))

区分	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	前年同期比
新規借入	11,603	80.3%
借換	116	30.2%
合計	11,719	79.0%

(参考情報)

投資情報としての有用性の観点から、参考情報として2020年3月期から2024年3月期に係る四半期ごとの実行件数を以下に記載しております。

1) 新規借入

(単位：件)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2020年3月期	5,761	6,756	6,202	6,568	25,287
2021年3月期	5,644	6,199	6,393	6,133	24,369
2022年3月期	5,699	5,107	4,795	4,460	20,061
2023年3月期	3,978	3,588	3,542	3,344	14,452
2024年3月期	2,634	2,702	3,231	3,036	11,603

2) 借換

(単位：件)

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
2020年3月期	300	440	441	214	1,395
2021年3月期	166	255	306	300	1,027
2022年3月期	233	211	208	231	883
2023年3月期	159	96	66	63	384
2024年3月期	41	28	22	25	116

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

1) 財政状態

当連結会計年度末における資産は191,351百万円となり、前連結会計年度末に比べ42,735百万円増加いたしました。これは主にSBIエーステートファイナンス(同社子会社含む)を連結範囲に含めたことにより、営業貸付金が35,947百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末における負債は149,398百万円となり、前連結会計年度末に比べ33,517百万円増加いたしました。これは主にSBIエーステートファイナンス(同社子会社含む)を連結範囲に含めたことにより、借入債務及び社債がそれぞれ31,084百万円、2,900百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末における資本は41,953百万円となり、前連結会計年度末に比べ9,217百万円増加いたしました。これは主にSBIエーステートファイナンスを株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株式発行に加え、当期利益を1,488百万円計上した一方、配当により利益剰余金が1,601百万円減少したことによるものです。

2) 経営成績

経営成績は、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

2) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

c. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指数等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指数等については「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

d. セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは、住宅金融事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

1) 資金調達の基本方針

当社グループは、円滑な事業活動に必要なレベルの流動性の確保と財務の健全性・安定性維持を資金調達の基本方針としており、主として金銭消費貸借契約やコミットメントライン等による銀行等からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行や住宅ローン債権等の債権譲渡・流動化による資金調達を行っております。

2) 資金需要の主な内容

当社グループの資金需要は、大きく分けて運転資金需要と貸付資金需要の2つになります。運転資金需要は主に、人件費、販売費及び一般管理費、システム開発、証券化に係る準備金や未収債権などであり、貸付資金需要は、お客さまへの住宅ローンの融資実行や当社子会社が提供する不動産事業者への仕入資金ローン等の融資実行のための資金需要になります。住宅ローンの融資実行は、基本的に貸付債権を融資実行後遅滞なく債権譲渡・流動化を行い資金化するため、融資実行から資金化までの短期間であり、当社子会社が提供する不動産事業者への仕入資金ローン等は、融資実行から返済期日まで一定期間の資金需要になります。

3) 資金調達手段

当社グループは、円滑な事業活動に必要な資金を安定的に確保するため、内部資金の活用を行うとともに、金融機関からの借入、貸付債権の譲渡及び貸付債権を裏付資産とする信託受益権の売却などを行っております。

このようなオペレーションを行うに当たり、複数の金融機関から金銭消費貸借契約等による長期の借入やコミットメントライン等による十分な借入枠の確保を行うとともに、安定的に貸付債権の流動化が実施できる環境整備を行うなど、円滑な事業活動に必要な資金調達が可能な状況を常に維持するよう努めております。

また、当社グループは、円滑な資金調達を行うため株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)の2社から格付けを取得しております。2024年3月31日現在の格付けは次のとおりであります。当社グループとしては引き続き健全な財務基盤を維持し、格付けの維持・向上に尽力していく方針であります。

格付機関名	長期発行体格付	見通し	コマーシャル・ペーパー
株式会社格付投資情報センター (R&I)	A-	安定的	a-1
株式会社日本格付研究所 (JCR)	A	安定的	J-1

重要性がある会計方針の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表はIFRS会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表の作成に当たりては、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられるさまざまな要因に基づき、見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるために、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要性がある会計方針は、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載しておりますが、特に以下の将来に関する主要な仮定及び報告期間末における見積りは、当社の連結財務諸表に大きな影響を及ぼします。

a. のれんの評価

当社グループは、旧アルヒ株式会社の株式を公開買付けした際の買収価額と純資産の公正価値との差額をのれんとして認識しております。のれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、年1回回収可能価額を見積っております。当該回収可能価額の算定においては、見積将来キャッシュ・フローを使用しております。

減損判定における資金生成単位の回収可能価額は、見積り・前提を使用するため、見積り・前提は減損が認識されるか否かの判定及び認識される減損金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれんの減損判定において、当社は独立した外部の評価機関を利用しております。見積将来キャッシュ・フローは社内で作成した5ヶ年事業計画を使用し、付随する財務資料、内部資料等を加え、一般に入手可能な市場情報も考慮に入れております。割引率に株主資本コストを使用しております。

2024年3月31日時点における評価の結果は、住宅金融事業の使用価値が帳簿価額を十分に上回っており、減損損失を認識することはありませんでした。

b. 金融商品の公正価値

当社グループが保有する金融商品の公正価値の見積りにおいては、市場価値に基づく価額により見積っております。市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積っております。

これら金融商品のうち住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権（配当受領権）は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しており、公正価値の評価においては、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用するCPR、CDRについては、外部第三者機関の公表データを参照して見積っております。但し、一部のパッケージローンについては、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

5【経営上の重要な契約等】

(業務上の重要な契約)

当社グループの経営上の重要な契約には、当社が住宅金融支援機構と締結した住宅ローン債権売買基本契約及び買取債権管理回収業務委託契約並びに当社と各代理店の運営法人との間で締結した代理業務委託契約等があり、主な契約内容は次のとおりであります。

名称	契約内容
住宅ローン債権売買基本契約	イ．契約相手方：住宅金融支援機構 ロ．契約締結日：2004年12月1日、毎年1年間自動更新 ハ．契約の目的及び内容：「フラット35」債権の売買 ニ．契約金額及び代金授受方法： 契約金額：指定なし 代金授受方法：当社が買取申請し住宅金融支援機構が買取承認をした「フラット35」債権に対し、その債権額が住宅金融支援機構から入金されます。 ホ．契約の重要な内容：当社及び住宅金融支援機構間で「フラット35」債権の売買を行います。 「フラット35」債権の売却代金は月に3回、住宅金融支援機構が指定する日に当社に入金されます。
買取債権管理回収業務委託契約	イ．契約相手方：住宅金融支援機構 ロ．契約締結日：2004年12月1日、毎年1年間自動更新 ハ．契約の目的及び内容：「フラット35」債権回収業務等の受託 ニ．委託手数料：業務内容に応じて住宅金融支援機構から委託手数料が支払われます。
代理業務委託契約	イ．契約相手方：各代理店の運営法人 ロ．契約締結時期及び契約期間：運営法人との個別契約による ハ．契約の目的及び内容：住宅ローン業務等の委託 ニ．契約金額及び代金授受方法（基準）等：当社から代理店の運営法人に対して住宅ローン融資金額に一定料率を乗じて算出された金額を支払います。 ホ．契約の重要な内容：代理店の運営法人は当社から委託を受けて住宅ローンに関する業務を遂行し、当社は代理店の運営法人に対して住宅ローン融資金額に事前に定められた比率を乗じて算出された金額を翌月に支払います。

(株式会社みずほ銀行等と締結しているタームローン契約)

当社は2017年11月21日に株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社三井住友銀行をコ・アレンジャーとする金銭消費貸借契約書(以下「タームローン契約」という。)を締結しております。主な契約内容は、次のとおりであります。

1. 契約の相手先

契約の締結先は株式会社みずほ銀行ほか6社となります。

2. 借入金額の残高(2024年3月31日時点)

2,000百万円

3. 金利

TIBOR(東京銀行間取引金利)+スプレッド

スプレッドはタームローン契約において予め定められた料率とされております。

4. 返済期限

2025年2月28日を最終回とする分割返済

5. 主な借入人の義務

(ア)タームローン契約において許容される場合を除き、担保提供又は保証提供を行わないこと。

(イ)タームローン契約において許容される場合を除き、合併等の組織再編行為、事業・資産の一部又は全部の譲渡・譲受等を行わないこと。

(ウ)タームローン契約において許容される場合を除き、主たる事業の内容を変更しないこと。

(エ)財務制限条項を遵守すること。

(SBIエーステートファイナンス株式会社との株式交換契約)

当社は、2023年9月13日開催の取締役会決議に基づき、当社の親会社であるSBIノンバンクホールディングス株式会社(以下、SBIノンバンクホールディングス)の完全子会社であるSBIエーステートファイナンス株式会社(以下、SBIエーステートファイナンス)との間で、同日付にて当社を株式交換完全親会社、SBIエーステートファイナンスを株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結しました。

本株式交換の概要は以下のとおりです。

1. 株式交換の内容

当社を株式交換完全親会社、SBIエーステートファイナンスを株式交換完全子会社とする株式交換です。

2. 株式交換の効力発生日

2023年12月1日

3. 株式交換の方法

当社は、当社がSBIエーステートファイナンスの発行済株式の全てを取得する時点の直前時のSBIエーステートファイナンスの株主に対して、当社普通株式8,631,570株を新たに発行し、割当交付いたしました。

4. 株式交換比率

	当社 (株式交換完全親会社)	SBIエーステートファイナンス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	3,862

5. 株式交換比率の算定根拠

当社は、独立した第三者算定機関の算定結果を参考に、当社及びSBIエーステートファイナンスの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し、SBIエーステートファイナンス及びSBIノンバンクホールディングスとの間で利害関係を有しないメンバーで構成される特別委員会から取得した答申書、並びにリーガルアドバイザーからの法的助言等を総合的に勘案し、SBIエーステートファイナンスとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における交換比率は独立した第三者算定機関が算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主にとって不利益なものではないと判断いたしました。

6. 株式交換完全親会社となる会社の概要(株式交換契約締結日の開示内容(2023年3月31日時点))

		株式交換完全親会社
(1)	名称	アルヒ株式会社
(2)	所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長CEO 兼 COO 勝屋 敏彦
(4)	事業内容	住宅ローンの貸し出し・取次業務、保険代理店業務、銀行代理業務
(5)	資本金	6,000百万円
(6)	設立年月日	2014年5月20日
(7)	発行済株式数	36,080,600株
(8)	決算期	3月31日
(9)	従業員数	485人(連結)
(10)	主要取引先	住宅金融支援機構、各代理店の運営法人等
(11)	主要取引銀行	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行

(注) 当社は2024年1月4日にSBIアルヒ株式会社に商号変更いたしました。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施しました当社グループの設備投資の総額は、640百万円であります。その主なものは、業務系システム関連及びサイト運営関連ソフトウェア、並びに、支店・FC店舗の出店改装などによるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は住宅金融事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				合計	従業員 数 (人)
		有形固定資産		無形 固定資産			
		建物附属 設備	器具備品	リース 資産	ソフト ウェア		
本社 (東京都港区)	本社 機能	14	30	5	1,455	1,505	330 (50)
柏の葉分室 (千葉県柏市)		47	16	-	0	64	4 (0)
ARUHI東京ローン センター 他支店 16店舗	直営 拠点等	39	34	-	-	73	98 (6)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書しております。

(2) 国内子会社

2024年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)			合計	従業員数 (人)
			有形固定資産		無形 固定資産		
			建物附属設備	器具備品	ソフト ウェア		
SBIエステート ファイナンス株式会社	本社 (東京都 新宿区)	本社機能	15	11	5	32	30 (13)
	船橋支店 他支店等 2店舗	直営 拠点等	6	2	-	9	6 (1)
SBIスマイル 株式会社	本社 (東京都 新宿区)	本社機能	-	0	0	0	11 (1)
SBIギャランティ 株式会社	本社 (東京都 千代田区)	本社機能	0	0	12	13	3 (0)
アルヒ住み替え コンシェルジュ株式会社	本社 (東京都 港区)	本社機能	-	0	9	9	0 (0)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数の()は臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。計画策定に当たり、提出会社を中心にグループ全体の調整を図っております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
SBIアルヒ 株式会社 (東京都港区)	本社移転に伴う器具備 品等	157	-	自己資金又は 借入金	2024年6月	2024年8月	(注2)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 2024年8月1日に東京都港区から東京都千代田区に本社移転を予定しております。

(2) 重要な設備の改修

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
SBIアルヒ 株式会社 (東京都港区)	システム改修等	1,305	-	自己資金又は 借入金	2024年4月	2025年3月	(注2)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

(3) 重要な設備の除却等

2025年3月期の本社移転に伴い、建物附属設備14百万円及び器具備品5百万円を償却予定です。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	140,000,000
計	140,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2024年6月21日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	44,712,170	44,712,170	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株
計	44,712,170	44,712,170	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

当事業年度の末日(2024年3月31日)における主な内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

なお、当社、旧アルヒ株式会社及びそれらの子会社を総称して「当社グループ」と表記しております。

	第2回新株予約権	第3回新株予約権 (注1)	第4回新株予約権
決議年月日	2015年6月25日付 定時株主総会決議	2016年8月24日付 取締役会決議	2016年7月21日付 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社グループ取締役 5 当社グループ執行役員 6 当社グループ従業員 66	当社グループ取締役 4 当社グループ執行役員 6 当社グループ従業員 3	当社グループ取締役 1 当社グループ執行役員 3 当社グループ従業員 79
新株予約権の数(個)	271 [258]	122	516 [503]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,100 [25,800] (注2、6)	普通株式 12,200 (注2、6)	普通株式 51,600 [50,300] (注2、6)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	500 (注3、6)		
新株予約権の行使期間	自 2018年3月31日 至 2025年3月31日	自 2019年3月31日 至 2026年3月31日	自 2019年3月31日 至 2026年3月31日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 資本組入額 250 (注6)	発行価格 510.1 資本組入額 255.05 (注6)	発行価格 500 資本組入額 250 (注6)
新株予約権の行使の条件	(注4、6)		
新株予約権の譲渡に関する事 項	新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。 新株予約権の質入等の処分は認めない。		
組織再編成行為に伴う新株予 約権の交付に関する事項	(注5)		

	第5回新株予約権 (注1)	第6回新株予約権	第8回新株予約権 (注1)
決議年月日	2017年6月14日付 取締役会決議		2018年8月10日付 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社グループ取締役 4 当社グループ執行役員 6 当社グループ従業員 9	当社グループ執行役員 2 当社グループ従業員 105	当社グループ取締役 3 当社グループ執行役員 6
新株予約権の数(個)	468	731 [711]	1,870
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,800 (注2、6)	普通株式 73,100 [71,100] (注2、6)	普通株式 187,000 (注2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	750 (注3、6)		2,274 (注3)
新株予約権の行使期間	自 2020年3月31日 至 2027年3月31日	自 2020年3月31日 至 2027年3月31日	自 2020年7月1日 至 2028年3月31日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 765 資本組入額 382.5 (注6)	発行価格 750 資本組入額 375 (注6)	発行価格 2,374 資本組入額 1,187
新株予約権の行使の条件	(注4、6)		(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには当社の承認を要する。 新株予約権の質入等の処分は認めない。		新株予約権者は新株予約権の譲渡及び質入等の処分を行うことができない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)		

	第9回新株予約権	第10回新株予約権	第11回新株予約権
決議年月日	2018年8月10日付 取締役会決議	2019年8月8日付 取締役会決議	2020年8月27日付 取締役会
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社グループ従業員 42	当社グループ従業員 48	当社グループ従業員 52
新株予約権の数(個)	559 [544]	545 [515]	540 [520]
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株)	普通株式 55,900 [54,400] (注2)	普通株式 54,500 [51,500] (注2)	普通株式 54,000 [52,000] (注2)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	2,274 (注3)	1,984 (注3)	1,679 (注3)
新株予約権の行使期間	自 2020年8月11日 至 2028年3月31日	自 2021年8月9日 至 2029年3月31日	自 2022年8月28日 至 2030年3月31日
新株予約権の行使により株式 を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,274 資本組入額 1,137	発行価格 1,984 資本組入額 992	発行価格 1,679 資本組入額 840
新株予約権の行使の条件	(注4)		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権の譲渡及び質入等の処分を行うことができない。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注5)		

(注) 1. 新株予約権 1 個につき、次のとおり有償発行している。

第 3 回新株予約権 1,010円
第 5 回新株予約権 1,500円
第 8 回新株予約権 10,000円

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」)は、当社普通株式100株とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整される。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てられる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整される。

3. 行使価額の調整

(1) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。

4. 新株予約権の行使条件

新株予約権者が保有するベスティング済みの本新株予約権は、本新株予約権の行使時点において、新株予約権者が当社グループの役員又は従業員である場合に限り権利行使ができる。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

5. 合併・吸収分割・新設分割・株式交換・株式移転の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（1）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

（7）その他新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時点において、当社及びその子会社の役員又は従業員であることを要する。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

（8）新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

上記のほか、新株予約権者が権利行使をする前に、本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

6. 2017年9月22日開催の取締役会決議により、2017年10月13日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っているため、本書提出日現在においては、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」及び「新株予約権の行使の条件」が調整されている。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2023年12月1日	8,631,570	44,712,170	-	6,000	9,478	10,988

(注) 発行済株式総数及び資本準備金の増加は、2023年12月1日付で当社を株式交換完全親会社とし、SBIエステートファイナンス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株式発行によるものです。

(5) 【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	26	125	72	70	17,517	17,819	-
所有株式数 (単元)	-	36,134	6,029	283,801	18,400	306	102,034	446,704	41,770
所有株式数の割合(%)	-	8.08	1.34	63.53	4.11	0.06	22.84	100.00	-

(注) 自己株式442,160株は、「個人その他」に4,421単元、「単元未満株式の状況」に60株含めて記載しております。

(6)【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
SBIノンバンクホールディングス 株式会社	東京都港区六本木1丁目6-1	27,931	63.09
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	2,368	5.35
株式会社日本カストディ銀行(信託 口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	733	1.65
瀧口 浩平	東京都港区	470	1.06
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	ROYAL LIVER BUILDING, PIER HEAD, LIVERPOOL, L3 1LL, ENGLAND	420	0.94
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-1 0号	350	0.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM	200	0.45
佐護 勝紀	東京都港区	180	0.40
浜田 宏	東京都大田区	177	0.40
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁目3-1 4	128	0.29
計	-	32,962	74.45

(注) 当社は自己株式442,160株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(7) 【議決権の状況】
 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 442,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 44,228,300	442,283	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 41,770	-	-
発行済株式総数	44,712,170	-	-
総株主の議決権	-	442,283	-

【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数(株)	他人名義所有株 式数(株)	所有株式数の合 計(株)	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合(%)
S B I アルヒ 株式会社	東京都港区六本木一 丁目6番1号	442,100	-	442,100	0.98
計	-	442,100	-	442,100	0.98

(注) この他に単元未満の自己株式60株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	8,200	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(新株予約権の行使)	44,900	70,316,626	4,600	7,113,992
その他(譲渡制限付株式報酬制度による自己株式の割当に伴う処分)	42,000	65,723,280	-	-
保有自己株式数	442,160	-	437,560	-

(注) 当期間における保有自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元と継続的な企業発展の双方を経営の最重要課題と認識しており、期末配当のほか、年1回の中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これに基づき当社は、ROE水準と財務レバレッジ状況を総合的に勘案し、一定水準の内部留保で更なる企業価値向上のため成長投資に備える一方、余剰資金については継続して安定的に配当することを基本方針としております。具体的には、現中計年度にわたり目標配当性向水準は35～40%、目標株主資本配当率(DOE)は4%程度をそれぞれ最低水準として、安定的に配当を実施してまいります。なお、剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金
2023年11月7日 取締役会	712	20円
2024年6月21日 定時株主総会	885	20円

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

以下のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、本書提出日現在の状況を記載しております。

基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの強化は、当社の目指す姿の実現、企業価値向上への取組みの一環であり、当社グループは、当社グループの経営課題と外部環境の変化への対応、健全性や透明性を確保した経営、これらスピーディーに実践するための意思決定の仕組みの充実に取り組んでおります。当社は、戦略的でスピード感のある意思決定を適切な監督の下で実施するため、以下の基本方針を設定しております。

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

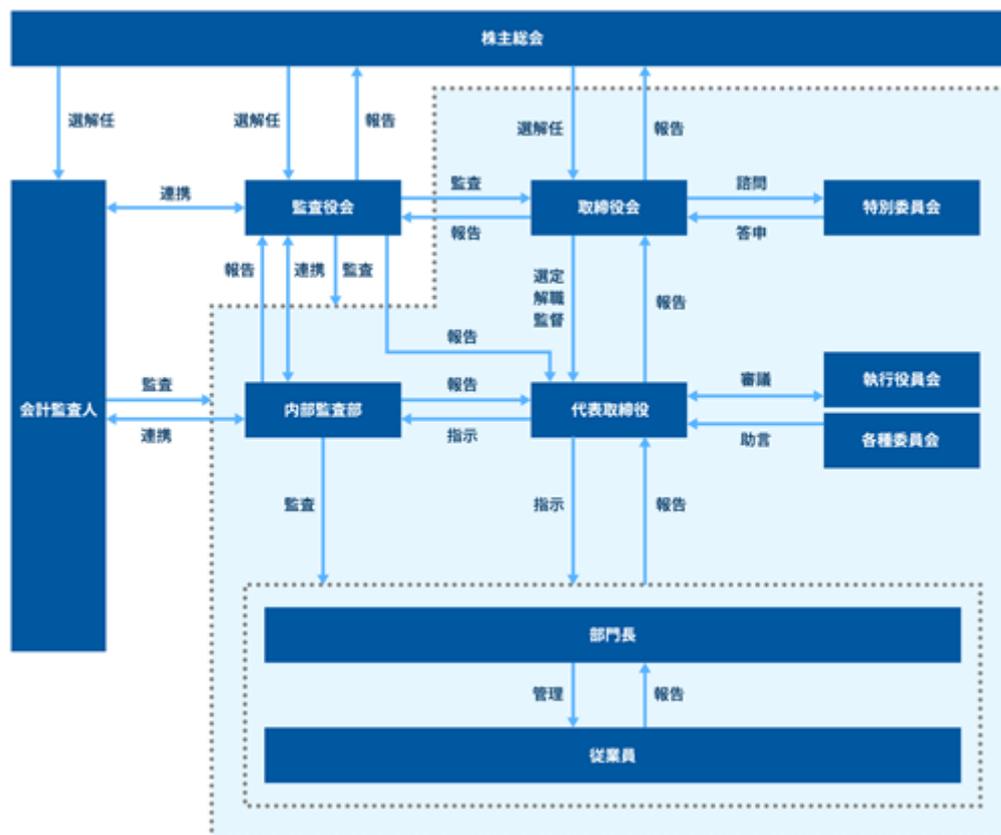
- 株主の権利に配慮し、権利を適切に行使する環境の整備を行っております。また、持続的な成長や企業価値の向上のため、株主総会及びその他の対話の機会を重視し、積極的に対話を行っております。
- 取締役会等は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業戦略等大きな方向性を示し、適切な執行のリスクテイクを支えるとともに、実効性の高い監督を行っております。
- 永続的な企業価値の向上のため、お客さま・従業員・株主・取引先・債権者・地域社会等のさまざまなステークホルダーと協働し、相互の利益や価値を尊重しております。
- 会社の経営成績及び財政状態だけでなく、非財務情報としての経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスについて積極的に開示し、情報提供の充実にによる透明な経営を行っております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社を採用し、取締役会と監査役会が連携し、監査役の監査機能を有効に活用しつつ重要な業務執行の決定や監督機能の強化を図っております。取締役会の諮問機関として、支配株主又はその子会社との取引における利益相反リスクを審議・検討する特別委員会を設置しております。また、経営効率の向上と業務執行のスピードアップを図るため執行役員制度を導入し、取締役会における意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を行う体制としております。

さらに、内部統制上重要な事項であるコンプライアンスやリスクマネジメントについて委員会組織を設置し、基本方針・行動計画の決定及びモニタリング等を当該委員会で実施しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、次のとおりであります。



a. 取締役、取締役会

- ・取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名（吉村 猛、伊久間 努、高橋 和彦、澤田 忠之（社外）、柳澤 美佳（社外））で構成され、その議長は代表取締役 伊久間 努であります。
- ・取締役会は、基本理念である「MISSION」「VALUE」を踏まえ、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。
- ・また、取締役会は中期経営計画等の重要な業務執行や法定事項について決定するとともに、取締役の職務の監督、グループ全体の内部統制システムの構築等の責務を担っております。
- ・取締役会での審議の活性化や自由闊達な議論を通し、戦略的で大局的な意思決定を行うため、非業務執行取締役が過半数を占める、監督機能を十分に発揮できる取締役構成であり、少数かつ多様性のある取締役会です。

b. 監査役、監査役会

- ・監査役会は、監査役3名（馬場 康弘（社外）、今村 誠（社外）、中野 竹司（社外））で構成され、常勤監査役は馬場 康弘であります。
- ・監査役会は、常勤監査役による情報収集や各監査役の調査機能を有機的に融合させ、取締役の職務執行の監視等監査機能の強化を図っております。
- ・また、監査役会は内部監査部門やグループ各社との意思疎通、会計監査人等との情報交換等を通じ、その役割に応じたガバナンス体制の強化に努めております。

c. 執行役員、執行役員会

- ・経営効率の向上、業務執行のスピードアップを図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会は事業執行分野への経験、実績、専門性等を踏まえ執行役員を選定するとともに委任範囲を定めております。
- ・また、業務執行取締役及び執行役員で構成される執行役員会を設置しており、当該機関は取締役会の付議事項及び報告事項を事前に審議する機能に加え、代表取締役決裁事項を審議する機能を有しております。
- ・執行役員会の議長は執行役員会規程の定めに基づきCEOが務めることとなっており、現在議長は、代表取締役社長CEO兼COOである伊久間 努であります。また、その構成員は、業務執行取締役及び後述の「（2）役員の状況 役員一覧（注7）」に記載の執行役員であります。

d. 特別委員会

- ・取締役会の諮問機関として、当社と支配株主又はその子会社との間の重要な取引において、少数株主の利益を保護するため、支配株主又はその子会社との利益相反リスクについて適切に審議、検討することにより、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的とする特別委員会を設けております。
- ・同委員会は、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成することとしており、社外取締役 澤田 忠之、社外取締役 柳澤 美佳、及び社外監査役 中野 竹司がその構成員であります。また、議長は、同委員会の開催時に委員会の決議により決定することとしております。

e. 各種委員会

- ・コンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討及び業務の適正の確保のため、コンプライアンス担当役員（CCO：Chief Compliance Officer）を委員長とし、業務執行取締役、内部監査部門長、コンプライアンス部門長、及び委員長が指名する者により構成されるコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、少なくとも四半期に一度以上開催し、当社グループのコンプライアンス上の課題・問題の改善に向けた審議、検討を行っております。
- ・リスクマネジメントへの対応のため、業務執行取締役、リスク管理室担当役員等により構成されるERM委員会を設置しております。ERM委員会では、リスク管理部署の取りまとめるリスクのモニタリング結果等について評価を行うとともに、リスク管理上の課題・問題について審議・検討を行っております。
- ・持続的な価値創造に資する環境・社会・コーポレートガバナンス（ESG）に関する取組みを推進するため、CEOを委員長とし、執行役員会と同一のメンバーで構成されるESG委員会を設置しております。ESG委員会は、原則四半期に1回開催され、中長期的な視点で自社と社会のサステナビリティの動向について協議し、ESGの具体的な取組み・施策等について決定をする権限を有しております。また、取締役会に対し、原則半期に1回、進捗状況の報告を行い、マテリアリティ（重要課題）及びその達成に向けた取組みの進捗状況の共有を行っております。さらに、ESG方針、当社が解決すべきマテリアリティ、重大な目標値等について事前協議のうえ、取締役会に上程しております。

当社グループは、今後もガバナンス体制の向上を経営上の重要な課題と認識し、会社機関設計の変更を含めて継続的な検討を行ってまいります。現状においては、社外取締役2名を含む5名で構成される取締役会及び社外

監査役3名で構成される監査役会設置会社としての現体制を基礎として、継続的なガバナンス体制の向上を図ることが適当であると判断しております。

コーポレート・ガバナンスに関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制（2016年4月27日付決議、その後2020年3月25日付、2021年4月21日付、2023年4月27日付、2024年2月27日付及び2024年4月25日付で一部改定に係る決議）の概要は以下のとおりであります。

- 1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 -) 当社は、当社グループとしてコンプライアンスファーストをスローガンに掲げ、法令遵守及び倫理的行動が、経営理念・ビジョンの実現の前提であることを、当社グループの全役職員に周知・徹底する。
 -) 当社は、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンス遵守の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行う。また、コンプライアンス所管部署を定め当社グループのコンプライアンス上の課題・問題の把握に努める。
 -) 当社は、内部監査基本規程を定め内部監査所管部署を設置し、当社グループのコンプライアンス体制の構築及び実施状況について監査を行う。
 -) 当社は、当社グループにおける法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合に、報告することを可能とするために、内部通報制度を構築する。
- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 -) 当社は、文書保存管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る情報を、文書又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記載又は記録して保存し、管理する。
 -) 文書等は、取締役、監査役及びそれらに指名された従業員が常時閲覧できる。
- 3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 -) 当社は、当社の業務執行及び経営理念・ビジョンの達成を阻害しうるリスクに対して、そのリスクを把握し、適切に評価して管理するため、リスク管理基本方針を定めリスク管理担当役員を委員長とするERM委員会が当社グループのリスク管理体制の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行う。また、リスク管理所管部署を定め個別リスク管理所管部署と連携し対象リスクのモニタリングによりリスクの把握・評価及び必要な対策を行い、当社グループ全体の統合的なリスク管理を行う。
 -) 当社は、危機リスクが顕在化した場合には、危機管理規程に従い、総務部担当役員を責任者とする対策本部を設置し、当該リスクに対処する。FC店舗を通じた当社の業務執行に係るリスクについても、日々の適切な店舗指導・管理等を通じて当該リスクを排除又は軽減し、もって経営の安定化に努めるものとする。
- 4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 -) 当社は、取締役会の決議により当社グループの中期経営計画を定め、注力すべき経営目標を明確にし、当該経営目標を当社グループの経営計画に適切に反映し、当社取締役会は適時適切にその達成状況をフォローする。
 -) 当社は、取締役の管掌体制を定め、取締役間の職務分担を明確にするとともに、業務執行の責任体制を明確にする。
 -) 当社グループは、適切且つ迅速な意思決定を可能とする情報システムを整備する。
 -) 当社は、執行役員制度を導入することにより、取締役会による意思決定に基づき適切且つ迅速な業務執行を可能とすることにより、業務執行機能の効率性を確保する。

- 5) 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制及びその他の業務の適正を確保するための体制
-) 当社は、関係会社管理規程を定め、当社グループの取締役等の職務執行の報告及びその業務の適正を確保するため、関係会社の管理所管部署を定め、定期的に事業の進捗状況及び経営課題やその対応策についてモニタリングし適時に取締役会に報告する。
 -) 当社は、グループ子会社にグループ子会社を統括するための規程類を遵守させ、グループ子会社をして必要な規程類を整備させるとともに、グループ子会社が必要とする内部統制の水準に適合した内部統制の整備と運用が行われるよう努めさせる。
 -) 当社のコンプライアンス所管部署はグループ子会社のコンプライアンス上の課題・問題の把握・改善策の審議・検討を行う。
 -) 当社の内部監査所管部署は、グループ子会社の監査を行い取締役会に報告する。
- 6) 当社が支配株主を有する場合における少数株主の利益保護のための体制
-) 支配株主又はその子会社との間の重要な取引について、独立社外取締役を含む支配株主からの独立性を有する者3名以上にて構成される特別委員会において、少数株主の利益保護の観点から審議・検討を行い、その結果を取締役に答申する。
 -) 取締役会は、前項の答申の内容を踏まえ、利益相反及び取引の公正性に係る審議を行った上で取引の可否を決定する。
- 7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役から求めがあったときは、監査役の職務を補助しうる知見を有する使用人を、監査役と協議のうえ定める期間中、取締役の指揮命令系統から独立した監査役の職務を補助すべき使用人として置くものとし、当該使用人の人事異動及び人事評価については、監査役の意見を尊重する。
- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務の遂行に関して取締役からの指揮命令を受けない。
- 9) 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
-) 当社は、当社の監査役が当社グループの重要な会議体への参加を可能とする体制を定め、これらの会議体への参加を通じ報告・情報を提供する。
 -) 当社グループの取締役及び使用人は、下記に掲げる事項を知ったときは、監査役に適時且つ的確に報告する。
 - ・会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項
 - ・経営に関する重要な事項
 - ・内部監査に関連する重要な事項
 - ・重大な法令・定款違反
 - ・その他取締役が重要と判断する事項
 -) 取締役及び使用人は、監査役より前項に掲げる事項について説明を求められたときは、速やかに詳細な説明を行うものとし、合理的な理由無く説明を拒むことはできない。
 -) 当社は、取締役及び使用人が、法令・定款違反行為その他コンプライアンスに関する重要な事実を監査役に対して直接報告するための体制を整備する。
 -) 取締役及び使用人は、各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した内部通報制度の通報状況及びその内容、その他事項について報告、情報提供を行う。
- 10) 前号の報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、前条の報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けることを禁止するとともに、不利な取扱いを受けるようなことがないよう規程を整備し、全役職員に周知徹底する。
- 11) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求を行ったときは、職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとし、当該費用が適時適切に処理されるよう経理体制を整備する。

12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

-) 当社は、代表取締役をして監査役と定期的に会合を持たせ、経営上の課題及び問題点の情報共有に努めるほか、必要に応じて、監査役、内部監査所管部署及び会計監査人との情報共有を図る。
-) 当社は、監査役から前項の会合の開催の要求があったときは、速やかにこれを開催する。

b. リスク管理体制の整備の状況

当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき、取締役会の決議により「リスク管理基本方針」を定め「リスク管理規程」とともにリスク管理体制の整備・運用を行っております。リスク管理室担当役員を委員長とするERM委員会が当社グループのリスク管理体制の実効性の評価や活動計画の決定及び点検を行っております。また、リスク管理所管部署を定め個別リスク管理所管部署と連携し対象リスクのモニタリングによりリスクの把握・評価及び必要な対策を行い、当社グループ全体の統合的なリスク管理を行っております。

c. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、内部統制の一環として子会社の各種規程の制定・改定についての助言や株主総会及び取締役会の運営補助等を行うことにより、当社グループ子会社が効率的かつ法令を遵守した業務を行い、事業の推進・拡大を図る体制を強化しています。また、当社の関係会社管理部署がグループ子会社に対して業績モニタリングや課題解決の助言等を行っております。

d. コンプライアンス体制の整備状況

1) 方針・規程等の体系

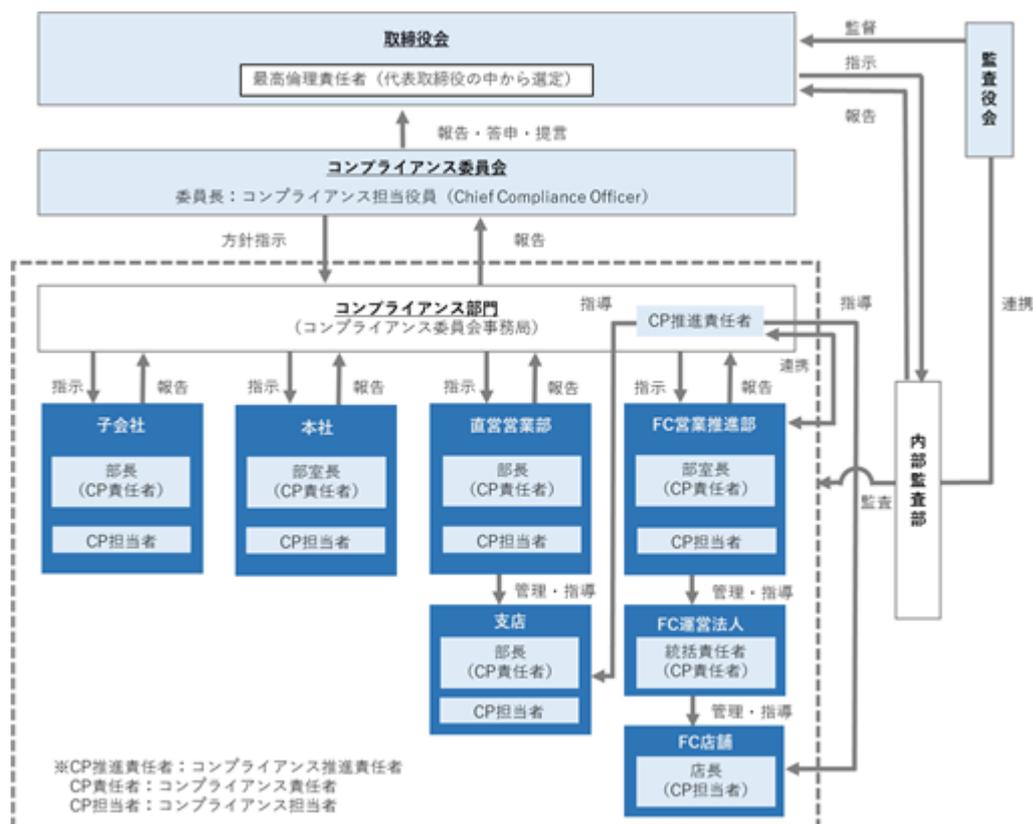
当社は、「内部統制に関する基本方針」に基づき、コンプライアンス推進に当たり、考え方等の基本事項を「SBIアルヒ・コンプライアンス行動規範」に、より詳細な各種運営に係る実施基準を「コンプライアンス規程」にそれぞれ定めております。また、具体的な手引書として、「コンプライアンス・マニュアル」を制定しております。こうした行動規範を日常業務で継続的に想起し行動につなげるため、「コンプライアンスファースト」をスローガンに掲げるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を一部抜粋した「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、FC店舗を含む当社グループ全役員に周知しております。

2) コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する場として最高倫理責任者（代表取締役社長CEO）の諮問機関であるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス担当役員（CCO：Chief Compliance Officer）を委員長としております。同役員の監督のもとにコンプライアンス部門がコンプライアンスに関する事項を統括する体制とし、同部門は実践的な行動計画であるコンプライアンス・プログラムの立案・推進をしております。コンプライアンス・プログラムは、1年ごとに策定し、コンプライアンス委員会に付議の上、取締役会に報告をしております。また、全社でコンプライアンス活動を推進するために各部室店長をコンプライアンス責任者とし、各店舗にコンプライアンス部門の承認を受けたコンプライアンス担当者を設置しております。さらに、直営店舗及びFC店舗にはコンプライアンス推進責任者（管轄する直営店舗及びFC店舗のコンプライアンスに関する管理・指導責任者）を設置し、店舗に対するきめ細かいコミュニケーションによるコンプライアンス活動を実践しております。FC店舗を含めたこれらの取組みを継続して強化していくことが重要と認識しており、FC店舗を含む全役員に対する定期的な教育・研修及び月1回行う自主点検に加えて、定期検査を通じた管理体制を維持することでコンプライアンス意識の醸成に努めております。コンプライアンス部門は、年間を通じてその達成状況をモニタリングし、検証を行っております。その検証と内部監査の結果を受けて、改善策を策定し取締役会に報告を行っております。

このように当社経営陣を主体としたPDCAを継続的に実践できる体制及び定期的な教育、外部専門家の登用、テクノロジーの活用やオペレーションの改善を通じ、ルールに沿った適切な業務運営を行える体制整備等によりコンプライアンスの徹底と強化を図っております。

<コンプライアンス体制図>



3) 個人情報保護に対する取組み

近年、高度情報化に伴う個人情報保護の重要性への社会の関心は高まっており、関連企業をはじめ全てのお客さまからお預かりした個人情報及び当社従業員の個人情報を保護することは、社会的責務であると考えます。当社は「JIS Q 15001」に準拠した「個人情報保護方針」や「個人情報取扱基本規程」を定め、個人情報保護の仕組みを構築しております。役員、従業員等に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進しております。

当社では個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用のため個人情報管理責任者を設置しています。個人情報保護マネジメントシステムが確実に実施されるため定期的に計画を立案し、進捗状況を経営者に報告しております。また、「個人情報管理基本規程」のもと、情報漏洩等の事故発生時においても個人情報管理責任者の指示に従い、迅速に対応できるよう体制を整備しています。

また、当社では、従業員の個人情報に関する知識向上のため、以下の研修等を定期的実施しております。

定期コンプライアンス研修	個人情報の取扱いについて法令、規則、当社のルールを学ぶ研修を実施しております。
コンプライアンス・ニュースの配信	個人情報の取扱いについての注意喚起事項等を定期的に配信しております。

4) サイバーセキュリティ対策

当社では、サイバーセキュリティ脅威に対し、情報資産の機密性（許可された者のみがアクセスできること）・完全性（正確であり、完全である状態を維持すること）・可用性（必要なときにいつでも利用できること）を適切に維持するために、サイバーセキュリティ対策活動を推進しております。

金融庁監督指針、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等の示す指針に沿って規程類の策定、体制整備等を行い、定期的な評価及び見直しを実施することでサイバーセキュリティ対策の向上を図ります。

サイバーセキュリティ対応体制

サイバー攻撃が高度化・巧妙化していることを踏まえ、CSIRTを設置し、平時からサイバーセキュリティ対策を推進しております。

サイバーセキュリティインシデントの発生時には当社経営陣の指揮の下、総務部担当役員を責任者とした関連部門からなる対策本部を組成し、対応を実施します。対策本部は、社内だけでなく外部の関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。

サイバーセキュリティ対策の取組み

当社では、さまざまなサイバーセキュリティ対策を実施するとともに、定期的に現状の評価を行い、セキュリティ対策の見直しを実施しております。

技術的なセキュリティ対策	ウイルス対策 不正アクセス対策 アクセス制御 暗号化（通信、データ） 脆弱性対応
システム監視	セキュリティインシデントの発生やインシデントの予兆を検知するために、インターネット公開システム及び社内システムの監視を実施しております。
システム監査/脆弱性診断	定期的にシステム監査及びインターネット公開システムの脆弱性診断を実施し、セキュリティ対策に改善点がないかの確認を実施しております。

サイバーセキュリティ教育の実施

当社では、従業員のサイバーセキュリティ知識向上のため、以下の研修及び訓練を定期的実施しております。

情報セキュリティ研修	情報セキュリティ知識と対策、国内及び海外の最新のインシデント事例、当社のルールを学ぶ研修を実施しております。
標的型攻撃メール訓練	標的型攻撃メールを模した訓練メールを送信し、従業員の攻撃メールへの対応力向上を図る訓練を実施しております。
インシデント対応訓練	サイバーセキュリティインシデント発生時の対応方法を学ぶインシデント対応訓練を実施しております。

5) マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の防止

当社では、金融庁の定める「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策ガイドライン」に留意し、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止のための基本方針」及び「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止規程」を制定し、また、当社の業務における取引時確認手続等に係る内容を「取引時確認等に関する細則」に定めております。適正な業務運営を確保することで、疑わしい取引の届出を適時適切に行い、マネー・ロンダリング、テロ資金供与及び拡散金融の防止に努めております。

6) 内部通報制度

当社では、「内部通報規程」を定め、法令違反や不正行為等コンプライアンス違反の発生又はそのおそれのある状況を知った役職員等が、通常ルート（直属の店長やコンプライアンス部門への連絡）とは別に、事案に適切に対応できる窓口で直接通報することができる仕組みとして内部通報制度を設けております。内部通報制度の利用対象者は、当社及び子会社の全役職員（雇用形態は問いません。退職者も含みます。）及びFC運営法人の全役職員（雇用形態を問いません。また退職者も含みます。）となっております。通報は、電話、手紙、電子メール、面談等の手段で行うことができ、匿名での通報も可能です。また、通報受付窓口を複数（内部窓口としてコンプライアンス部門、外部窓口として外部弁護士事務所を設定。）設置するとともに、窓口利用者に対し人事上その他一切の点で不利益な取扱いを行うことを禁止する等の窓口利用者の保護と利便性を図ることで不正防止の体制整備に努めております。

7) 腐敗行為の防止

当社は、当社の役員及び従業員を対象とした、日本の刑法における贈収賄に関連する規定及び不正競争防止法、1977年米国海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act)、2010年英国贈賄取締法(Bribery Act 2010)並びにその他国内及び海外の腐敗行為防止関連法令・規制遵守のための行動指針として「腐敗行為防止に関する指針」を定めております。

同指針において、当社は、役員及び従業員が当社の外部者との取引に対し厳正独立な立場での判断を行うとともに、それら外部者との利益相反の排除を行うことを目的とし、役員及び従業員に対し、過剰な接待や贈答品の授受、贈収賄その他不当な行為、公務員等への贈答・接待等を禁止しております。また、当社は、いかなる国においても政治献金を行わないとしております。

万が一、「腐敗行為防止に関する指針」又は腐敗行為防止関連法令・規制に対する違反の事実又は懸念が確認された場合は、速やかに事実関係の把握及び原因究明を行い、適切な是正措置を行っております。

e．責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

f．役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当社及び当社子会社の取締役・監査役は、当該保険契約の被保険者であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としない等の一定の免責事由があります。また、当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

g．取締役の定数

当社の取締役は3名以上とする旨を定款で定めております。

h．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

i．株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

1) 剰余金の配当の決定機関

当社は、会社法第459条第1項各号に定める事項のうち、中間配当について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者も含む。）及び監査役（監査役であった者も含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款に定めております。

3) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、自己株式の取得を取締役会の権限とすることにより、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行、株主への利益還元等を目的とした機動的な自己株式の取得を可能にするためであります。

j．株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

k. 会社と特定の株主の間で利益が相反するおそれがある取引を行う場合に他の株主の利益が害されることを防止するための措置

「コーポレート・ガバナンス体制の概要及び当該体制を採用する理由 d. 特別委員会」で記載のとおり、取締役会の諮問機関として、当社と支配株主又はその子会社との間の重要な取引において、少数株主の利益を保護するため、支配株主又はその子会社との利益相反リスクについて適切に審議、検討することにより、コーポレート・ガバナンスの充実に資することを目的とする特別委員会を設けております。

l. 取締役会、人事報酬委員会及び特別委員会の活動状況

1) 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	取締役会出席回数 (全18回開催)
代表取締役 吉村 猛	18/18
代表取締役 勝屋 敏彦	18/18
取締役 松本 康子	18/18
取締役 太田 智彦	18/18
取締役 高橋 和彦	15/15
取締役 大信田 博之	18/18
取締役 澤田 忠之	15/15

(注) 高橋和彦氏、及び澤田忠之氏については、事業年度中に新たに取締役に就任したため、取締役会開催回数が他の役員と異なっております。

取締役会における具体的な検討内容として、各種新商品・サービスに関する議論、SBIエステートファイナンス株式会社との株式交換に関する議論、SBIグループの各企業との連携に関する議論、当社の内部統制・コンプライアンス活動に関する議論、取締役会の実効性に関する議論、役員の人事及び報酬等に関する議論、商号変更・ミッション見直しに関する議論等を実施しました。

2) 人事報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は人事報酬委員会を11回開催しており、個々の構成員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	人事報酬委員会出席回数 (全11回開催)
代表取締役 吉村 猛	3/3
代表取締役 勝屋 敏彦	7/7
取締役 大信田 博之	11/11
取締役 澤田 忠之	3/3
監査役 中野 竹司	7/7

(注) 1. 勝屋敏彦氏及び中野竹司氏は、2023年6月21日付けで人事報酬員に就任しています。
2. 吉村猛氏及び澤田忠之氏は、2024年1月1日付けで人事報酬委員に就任しています。

人事報酬委員会における具体的な活動状況は、(4) 役員の報酬等をご参照ください。

なお、2024年6月21日に開催された第10回定時株主総会を経て、当社の取締役会は、取締役5名のうち2名が独立社外取締役、監査役3名は全員が独立社外監査役となり、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めることとなります。このため、取締役の指名、報酬等の重要事項については、取締役会において、企業経営に携わった豊富な経験や専門性の高い知識等を有するこれらの社外役員による、独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言等を得たうえで決定することにより、取締役会の独立性は確保されていることから、2024年6月21日以降は、取締役会の下に人事報酬委員会等は設置しない予定です。

3) 特別委員会の活動状況

当事業年度において当社は特別委員会を8回開催しており、個々の構成員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	特別委員会出席回数 (全8回開催)
代表取締役 勝屋 敏彦	3 / 3
取締役 大信田 博之	7 / 8
取締役 澤田 忠之	6 / 7
監査役 中野 竹司	8 / 8

- (注) 1. 勝屋敏彦氏の特別委員会出席回数については、株式交換によるSBIエスレートファイナンス株式会社の完全子会社化に関する審議を行った回は、議案の性質上、業務執行権限を有する取締役が審議及び議決に参加しないことが望ましいと判断したため、特別委員会開催回数から減じております。
2. 澤田忠之氏は、2023年7月27日付けで特別委員会委員として選定されたため、特別委員会開催回数が他の構成員と異なっております。

特別委員会における具体的な検討内容として、SBIグループ会社が契約締結先となる新商品の取扱い開始に関する議論、株式交換によるSBIエスレートファイナンス株式会社の完全子会社化に関する議論等を実施しました。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	吉村 猛	1960年4月3日生	1983年4月 株式会社山口銀行 入行 2006年10月 株式会社山口フィナンシャルグループ 総合企画部長 就任 2007年1月 株式会社山口銀行 総合企画部長 就任 2009年6月 同行 取締役 就任 2009年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 取締役 就任 2011年6月 株式会社山口銀行 常務取締役徳山支店長 就任 2012年6月 同行 常務取締役東京本部長 就任 2015年6月 同行 常務取締役 就任 2016年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役社長 就任 2016年6月 株式会社山口銀行 取締役頭取 就任 2017年6月 株式会社もみじ銀行 取締役 就任 2017年6月 株式会社北九州銀行 取締役 就任 2018年6月 株式会社山口銀行 取締役会長 就任 2020年6月 株式会社山口フィナンシャルグループ 代表取締役会長グループCEO 就任 2023年1月 当社 社外取締役 就任 2023年6月 当社 代表取締役会長 就任(現任) 2023年12月 SBIエステートファイナンス株式会社 取締役会長 就任(現任)	(注3)	10,000
代表取締役社長CEO兼COO	伊久間 努	1967年7月3日生	1992年4月 伊藤忠商事株式会社 入社 2003年7月 デルコンピュータ株式会社(現デル・テクノロジー株式会社) 入社 2005年12月 株式会社リヴァンプ 入社 2009年12月 株式会社ウォーターダイレクト(現株式会社プレミアムウォーターホールディングス) 代表取締役社長 就任 2013年4月 株式会社フージャースホールディングス 社外取締役 就任 2015年9月 株式会社フージャースホールディングス 入社 専務取締役 就任 2017年10月 Hoosiers, Inc. President 就任 2020年5月 株式会社フージャースウェルネス&スポーツ 代表取締役社長 就任 2022年4月 株式会社フージャースホールディングス 取締役専務執行役員 就任 2023年6月 SBIホールディングス株式会社 入社 2023年6月 同社 専務執行役員管理本部長 就任 2024年2月 当社 顧問 就任 2024年4月 当社 副社長執行役員COO 2024年6月 当社 代表取締役社長CEO兼COO 就任(現任)	(注3)	100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	高橋 和彦	1970年1月7日生	1997年8月 ソフトバンク株式会社 入社 2000年8月 ソフトバンク・ファイナンス株式 会社(現ソフトバンク株式 会社) 入社 2005年2月 SBIパートナーズ株式会社(現 SBIホールディングス株式会 社) 取締役 就任 2005年7月 SBIホールディングス株式会 社 入社 2010年6月 SBIギャランティ株式会社 取 締役 就任(現任) 2011年6月 SBIライフリビング株式会社 (現株式会社ウェイブダッ シュ) 取締役 就任 2013年6月 SBIウェルネスバンク株式会 社 取締役 就任 2015年6月 SBIエステートマネジメント株 式会社(現SBIプライベート リートアドバイザー株式会 社) 代表取締役社長 就任 2016年6月 セムコーポレーション株式会 社(現SBIエステートファイナ ス株式会社) 代表取締役社長 就任(現任) 2016年6月 セムリアルエステート株式会 社(現SBIスマイル株式会 社) 代表取締役社長 就任(現任) 2017年12月 株式会社マリオン 社外取締役 就任 2019年9月 学校法人SBI大学 監事 就任 (現任) 2023年6月 当社 取締役 就任(現任)	(注3)	-
取締役	澤田 忠之	1969年3月13日生	1996年4月 東京地裁判事補 就任 1998年4月 鹿児島地裁判事補 就任 2001年4月 さいたま地裁判事補 就任 2003年8月 国連極東アジア犯罪防止研究所研 修員 兼務 2004年4月 福井地家裁敦賀支部長判事補 就 任 2006年4月 福井地家裁敦賀支部長判事 就任 2007年4月 大阪地裁判事 就任 2009年4月 京都産業大学法科大学院派遣教 員 兼務 2010年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 2010年4月 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務 所 パートナー 就任(現任) 2023年6月 当社 社外取締役 就任(現任)	(注3)	-
取締役	柳澤 美佳	1967年12月12日生	1990年4月 三菱商事株式会社 入社 2005年4月 最高裁判所司法研修所(司法修習 59期) 2006年10月 シティユーワ法律事務所 入所 2016年1月 ダイソン株式会社 法務部 入社 2018年10月 株式会社オークローンマーケティ ング 法務部 入社 2021年6月 株式会社うるる 社外監査役 就 任(2024年6月退任予定) 2023年2月 モデラート株式会社 社外監査 役 就任(現任) 2023年4月 WINGS法律事務所 代表弁護士 就任(現任) 2023年5月 株式会社ナルミヤ・インターナ ショナル 社外取締役 就任(現 任) 2023年7月 株式会社グラニフ 社外取締役 就任(現任) 2024年6月 当社 社外取締役 就任(現任)	(注3)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	馬場 康弘	1961年2月16日生	1983年4月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1986年7月 大蔵省(現財務省) 出向(一時転籍) 1988年7月 株式会社東京銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 復職(2012年10月退職) 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行(現株式会社三菱UFJ銀行) 法人企画部 法人コンプライアンス室長 就任 2009年12月 三菱UFJ証券株式会社 グローバルコンプライアンス部長 就任 2010年5月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 業務管理統括部長 就任 2010年5月 三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社 コンプライアンス統括部特命部長 就任 2017年6月 MUS情報システム株式会社 監査役 就任 2020年7月 山田コンサルティンググループ株式会社 法務コンプライアンス室長 就任 2022年6月 当社 常勤監査役 就任(現任) 2023年12月 SBIエステートファイナンス株式会社 監査役 就任(現任)	(注4)	-
監査役	今村 誠	1961年12月13日生	1988年4月 弁護士登録 1988年4月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所 1996年1月 同事務所パートナー 就任 1996年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録 1998年12月 三宅坂綜合法律事務所パートナー 就任 2016年1月 霞門綜合法律事務所(現潮見坂綜合法律事務所)パートナー 就任(現任) 2017年7月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注5)	-
監査役	中野 竹司	1968年8月11日生	1991年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1995年4月 公認会計士登録 2006年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 2011年6月 中野公認会計士事務所 設立(現任) 2015年12月 石澤・神・佐藤法律事務所(現奥・片山・佐藤法律事務所) パートナー 就任(現任) 2016年6月 高周波熱錬株式会社 社外監査役 就任(2024年6月退任予定) 2019年6月 当社 社外監査役 就任(現任)	(注6)	-
計					10,100

- (注) 1. 取締役の澤田 忠之及び柳澤 美佳は、社外取締役であります。
2. 監査役の馬場 康弘、今村 誠及び中野 竹司は社外監査役であります。
3. 2024年6月21日付定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2022年6月23日付定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2021年6月24日付定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 2023年6月21日付定時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

7. 当社では執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員は除く。）の役名、職名、及び氏名は、次のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員CFO兼CCO	管理本部 本部長 兼 アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社 取締役 兼 アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会 社 取締役	花田 信彦
執行役員	アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社 代表取締役社長 兼 アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会 社 取締役 兼 SBIエスレートファイナンス株式会 社 取締役	市川 裕康
執行役員	営業本部 本部長	岡田 通孝
執行役員	営業企画本部 本部長	渡部 伸一
執行役員	経営企画本部 本部長	土門 智康
執行役員	オペレーション本部 本部長	西田 哲
執行役員	営業本部 副本部長	小松 俊介
執行役員	営業企画本部 副本部長	若松 智彦
執行役員	営業企画本部 副本部長	石橋 薫

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。それぞれの役員の状況及びその役割と機能については、以下のとおりであります。

1) 社外取締役

当社では、コーポレートガバナンス・コードの要請に基づき、取引所が規定する独立性に関する判断基準に抵触しないこと、及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、社外取締役を選任しております。

本書提出日現在における当社の取締役は5名であり、そのうち澤田 忠之、柳澤 美佳の2名が社外取締役であります。これにより経営状況などについて外部の視点での意見を聴取し、取締役会の審議内容の充実を図る体制としております。

社外取締役の澤田 忠之氏は、2010年4月より弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所のパートナーを務めております。当社と同氏が所属している弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。同氏は、裁判官及び弁護士としての豊富な経験と専門的な知見を有しております。特に人事・労務分野及び法務・コンプライアンス分野において、専門的な観点からの当社の業務執行に対する適切な助言、監督を期待し、社外取締役に選任しております。

社外取締役の柳澤 美佳氏は、2023年2月よりモデラート株式会社の社外監査役を務めており、2023年5月より株式会社ナルミヤ・インターナショナルの社外取締役を、2023年7月より株式会社グラニフの社外取締役を務めております。また、2023年4月よりWINGS法律事務所の代表弁護士を務めております。当社と同氏が代表を務めるWINGS法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。同氏は、法律事務所での弁護士としての経験を有するほか、事業会社での組織内弁護士として企業法務、コンプライアンス、リスクマネジメント等の業務に幅広く携わっており、同氏の知見と経験からの当社の経営全般に対する有益な助言を期待し、社外取締役に選任しております。

2) 社外監査役

当社では、コーポレートガバナンス・コードの要請に基づき、取引所が規定する独立性に関する判断基準に抵触しないこと、及び専門的な知見に基づく客観的かつ適切な経営監視機能が期待でき、かつ、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、社外監査役を選任しております。

本書提出日現在における当社の監査役は3名であり、馬場 康弘、今村 誠、中野 竹司の3名全員が社外監査役であります。これによりコーポレート・ガバナンスにおいて経営監視の客観性を保持しつつ、中立性を確保する体制にあると考えております。

社外監査役の馬場 康弘氏は、2017年6月よりMUS情報システム株式会社の監査役を務めておりましたが、現在は退任しております。なお、同氏が所属していた株式会社東京銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）は、当社の総資産額の1%にも満たない取引先であり、また、退職から約10年の年数が経過しており、退職直前の3年間は証券会社への出向であったことから、同氏が一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断しております。その他、当事業年度において当社と同氏の兼務先企業との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。同氏は、大手銀行における企画部門での勤務、大蔵省（現財務省）での勤務、証券会社におけるコンプライアンス部門での勤務等、多様な経験に基づく金融・財務・コンプライアンスに関する豊富な知見を有し、情報システム会社での監査役経験も有していることから、当社の健全かつ適切な運営のために、中立的・客観的な観点から、監査を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の今村 誠氏は、2016年1月より霞門総合法律事務所（現潮見坂総合法律事務所）のパートナーを務めております。当社と同氏が所属している潮見坂総合法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。同氏は会社法を専門分野とする弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、それらを活かし中立的・客観的な観点から、監査を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。

社外監査役の中野 竹司氏は、2015年12月より石澤・神・佐藤法律事務所（現奥・片山・佐藤法律事務所）のパートナーを務めており、また、2016年6月より高周波熱錬株式会社の社外監査役（2024年6月退任予定）を務めております。当社と同氏が所属している奥・片山・佐藤法律事務所との間に顧問契約はなく、また定常的な取引もありません。その他、当事業年度において当社と同氏の兼務先企業との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。同氏は法律及び財務・会計に関する豊富な経験と見識を有しており、監査機能の実効性の向上、監査機能の強化を中心に、専門的な観点から監査を行うことができると判断し、社外監査役に選任しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会に出席し、会計監査及び内部監査に関する報告を受け、内部統制その他の重要案件に対して、企業経営等の経験と知見に基づく発言を行っております。また、監査役会と連携を図りつつ取締役の職務執行に対する監督を行っております。

社外監査役は、監査役会や取締役会に出席するとともに、会計監査人や内部監査部門からの報告及び独自の調査に基づき、必要に応じて意見を述べることにより監査の実効性を高めております。さらに、高い専門性や知見に基づく監査役監査を実施し監査報告を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

a. 組織、人員

当社は監査役会設置会社で、常勤社外監査役1名、非常勤社外監査役2名の3名の監査役から構成されております。

監査役の選任に際しては、監査役候補者が任期を全うすることが可能か、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか等を勘案して、適格性を慎重に検討しております。

監査役監査については、年度当初の監査役会において決定された監査の方針、業務の分担等に従い監査計画を策定し、各監査役が監査を実施しております。また、監査役のうち、中野 竹司氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は定時取締役会開催に先立ち月次に開催される他、必要に応じて随時開催されます。当事業年度は13回開催し、1回当たりの所要時間は約2時間です。個々の監査役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏名	当事業年度の監査役会出席率
常勤社外監査役（議長）	馬場 康弘	100%（13/13回）
非常勤社外監査役	今村 誠	100%（13/13回）
非常勤社外監査役	中野 竹司	100%（13/13回）
非常勤社外監査役	上野 光正	100%（13/13回）

監査役会での決議事項は7件、審議・協議事項は6件、報告事項は111件でした。

その主な内容は以下のとおりです。

決議事項	監査報告書、会計監査人再任、監査役監査計画の制定、「監査役会規程」・「監査役監査基準」・「内部統制システムに係る監査の実施基準」の改定、会計監査人の報酬等の同意、監査役及び補欠監査役選任議案提出に関する同意等
審議・協議事項	監査役報酬、監査役監査計画、会計監査人の評価基準、会計監査人の相当性等
報告事項	監査役会月次活動状況、内部監査計画、内部通報、会計監査人の再任に向けた評価、取締役執行状況確認書、監査役職務遂行確認書、親会社グループ監査役連絡会等

また、監査役会として四半期ごとに代表取締役社長と意見交換の場を持つほか、内部監査部長からは四半期ごとに、その他役員・部長からは適宜、監査役会にて業務執行状況の報告を受けて意見交換を行っております。

c. 監査役の活動状況

当社の監査役は監査役会で策定された監査方針及び監査計画に従い、取締役会、執行役員会、各種委員会等の重要会議に出席するほか、定期的に代表取締役や執行役員とそれぞれのテーマに応じた意見交換、議論を行うことで取締役の職務の執行状況を把握するとともに必要に応じ提言を行っております。また、内部監査部及び会計監査人等との連携を密にして、取締役の職務執行を監査しております。

常勤社外監査役は、監査実施計画に従い、取締役会、執行役員会、オペレーションズレビュー、各種委員会等への出席や重要な決裁書類の閲覧等により、日常的に全般に亘る監査を実施するとともに、情報の収集や監査環境の整備に努め、その結果を監査役会に報告し、非常勤社外監査役との情報の共有を図っております。

非常勤社外監査役は、常勤社外監査役から日常の監査状況の報告を受けるとともに、取締役会議案の事前の説明を受け、取締役会、監査役会に出席し、客観的かつ公正な立場から質問し、また意見を述べております。法務事項については弁護士である今村 誠氏、中野 竹司氏が、会計事項については公認会計士である中野 竹司氏、上野 光正氏が専門的視点から監視し意見を述べております。

内部監査の状況

当社は、代表取締役直属の組織として独立性を確保した内部監査部（内部監査部長1名、内部監査部員6名）を設置しております。同部門は代表取締役との直接の指示・報告経路を持ち、取締役会で承認された年度計画に基づき、部署別監査、テーマ別監査を実施しております。監査の実施に際しては、役職員の他、必要に応じて外部専門家等の助力を得て行い、業務全般の内部管理体制の適切性・有効性を評価するとともに、監査の結果、検出された課題について、改善に向けた提言やフォローアップを実施しております。監査結果については、代表取締役、取締役会及び監査役会に定期的に報告しております。

監査役、内部監査部、会計監査人の連携

a．監査役と内部監査部との連携状況

監査役と内部監査部は、定期的に連絡会を開催することにより相互の監査計画並びに実績を共有し、意見交換を実施しております。また、監査役は、必要に応じ、内部監査部及びその他内部統制を所管する部署に対して、内部統制システムの状況及びリスク評価等について報告を求め、また監査役監査への協力を求めています。

b．監査役と会計監査人との連携状況

監査役会は、会計監査人から監査計画・重点監査項目・四半期ごとの監査状況・監査上の主要な検討事項（KAM：Key Audit Matters）の検討等の報告を受け、情報交換を図るとともに、必要に応じて随時に打合せ、有効かつ効率的な会計監査及び内部統制監査の遂行に向けて意見交換を実施しております。

c．内部監査と会計監査人との連携状況

内部監査部は、会計監査人との四半期ごとの定期的な打合せ、意見交換に加え、必要に応じて随時に打合せ、意見交換を実施しております。

d．監査役、内部監査部及び会計監査人の連携（三様監査）

会計監査人は四半期ごとに監査役会宛に監査報告を行っておりますが、これに内部監査部も参加し、相互に情報共有、意見交換を実施しております。

会計監査の状況

a．監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

なお、当社会計監査人は会社法監査、金融商品取引法監査を実施しております。

b．継続監査期間

2015年以降

業務執行社員のローテーションに関しては適切に実施されており、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与していません。

なお、筆頭業務執行社員については連続して5会計期間を超えて監査業務に関与していません。

c．業務を執行した公認会計士の氏名

鈴木 泰司

馬淵 直樹

d．監査業務に係る監査補助者の構成

公認会計士 12名

公認会計士試験合格者等 7名

その他 15名

e．監査法人の選任方針と理由

会計監査人の選任に際しては、日本監査役協会が公表した「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を基に外部会計監査人の評価基準を定め、効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、さらに監査実績などにより総合的に判断しております。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認しております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

- f．最近2連結会計年度等において監査公認会計士等の異動があった場合に関する事項
監査公認会計士等の異動はなく、該当事項はありません。

g．監査法人の評価

監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価についても上記日本監査役協会の「実務指針」を基に、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価し、有限責任監査法人トーマツの再任を決議いたしました。

監査報酬の内容等

a．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	70	5	71	12
連結子会社	-	-	8	-
計	70	5	79	12

監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は気候関連財務情報開示に関する助言等であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容はIFRS会計基準影響分析業務であります。

b．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a．を除く。）

区分	前連結会計年度S		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	-	-	27
連結子会社	-	-	-	-
計	-	-	-	27

当社における非監査業務の内容は、非財務・税務デューデリジェンスであります。

c．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d．監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、有限責任監査法人トーマツが策定した監査計画、監査内容、監査日数などに基づいて、当社と同監査法人で協議し、同監査法人から提示された監査報酬見積額の妥当性の精査を行い、監査役会の同意を得た上で、決定しております。

e．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人より説明を受けた当事業年度における会計監査計画の監査工数、時間、人員配置及び非監査報酬額などの内容を確認し、前年度における監査実績の検証と評価、会計監査人の監査遂行状況の相当性及び報酬の前提となる見積りの算出根拠等を精査した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算出方法の決定に関する方針に係る事項

当社における取締役の報酬額（総額）は年額5億円以内とし、その具体的な金額及び支給時期は、取締役会により決定することとしております（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める取締役の員数は3名以上であり、本書提出日現在は5名であります。）。また、2020年6月25日定時株主総会において、上記の取締役の報酬枠とは別枠にて、取締役（社外取締役は除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することが決議されました（2022年6月23日定時株主総会において一部改定を決議。）。当該決議に基づき、取締役（社外取締役は除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額2億円以内としております。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております（2021年5月11日、2022年5月10日、及び2022年6月23日、2023年6月21日、2024年4月25日、及び2024年6月21日開催の取締役会において一部改定を決議。）。取締役会は、取締役5名のうち2名が独立社外取締役、監査役3名は全員が独立社外監査役という構成であり、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めております。

取締役の報酬等の重要事項を審議する際には、企業経営に携わった豊富な経験や専門性の高い知識等を有するこれらの社外役員による、独立かつ客観的な立場からの適切な意見、助言等を得たうえで、取締役会で議論の上決定しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりであります。

a. 報酬（業績連動・非金銭報酬を除く。）等の額又はその算出方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬に関する方針及び体系については、独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で審議の上、決定することとする。

取締役報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているかを勘案し、取締役会で審議の上、決定することとする。

取締役の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等については、取締役会で審議の上、決定することとする。

b. 業績連動報酬の業績指標の内容・報酬の額又は算出方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、定量的な業績指標（税引前利益）の達成率に応じて計算される。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の貢献度を基に代表取締役社長が調整し、取締役会で審議の上、決定することとする。

業績連動報酬は、業績指標達成率80%から支給開始とし、業績指標達成率100%時に支給率100%となるように設定する。また、業績指標達成率に応じて支給率も同率で上昇するものとする。なお、業績に大きな影響を与える事象が発生した場合には、都度変動報酬の仕組みを再検討することとする。

c. 非金銭報酬の内容・報酬の額若しくは数又は算出方法の決定に関する方針

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とする。対象取締役は、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとする。

取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額2億円以内とする。また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとする。

また、譲渡制限付株式報酬として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（但し、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。

譲渡制限付株式報酬制度での当社の普通株式の発行又は処分に当たり、当社と対象取締役との間で、一定期間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること、等をその内容に含む契約が締結されることを条件とする。

d. 報酬・業績連動報酬・非金銭報酬の割合に関する方針

固定報酬、業績連動報酬の支給割合は、経営環境や他社における報酬水準等を踏まえ、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう取締役会で審議の上、決定することとする。

e. 報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬及び業績連動報酬の決定については、年度業績の確定後に、株主総会後に到来する最初の取締役会にて決議することとする。

決議された内容に基づき取締役任期の初月に報酬改定が実施され、固定報酬は各月に支払い、また業績連動報酬は報酬の額が確定し次第遅滞なく支払うこととする。

譲渡制限付株式報酬の各取締役への具体的な支給時期については、取締役会において決定することとする。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社においては、報酬決定を第三者に委任することはない。独立社外取締役及び独立社外監査役が取締役・監査役全体の過半数を占めている取締役会で審議の上、決定することとする。

g. 上記のほか取締役の個人別の報酬内容についての決定に関する重要な事項

当社の譲渡制限付株式報酬制度では、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約において、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等を定めている。

社外取締役については、その役割を勘案し業績連動報酬は支給しないものとし、固定報酬額については、取締役の報酬総額の範囲内としております。

また、監査役の報酬（総額）は「年額6千万円以内」であります。（2017年6月14日定時株主総会決議による。なお、定款で定める監査役の員数は3名以上であり、本書提出日現在は3名である。）監査役報酬の具体的な金額は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況や他社動向等マーケットの水準も考慮し、監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	159	86	18	54	6
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外取締役	25	25	-	-	5
社外監査役	47	47	-	-	4

(注) 1. 上記には2023年6月21日開催の第9回定時株主総会後に社外取締役から業務執行取締役に就任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記業績連動報酬は、定量的な業績指標の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として営業収益及び税引前利益を指標として選定しております。最終的な業績連動報酬は、各取締役の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て取締役会で決定しております。2024年3月期についての業績連動報酬は、2024年5月28日開催の取締役会で18百万円に決定しました。

3. 上記非金銭報酬の内容は、譲渡制限付株式であり、付与日に決定した会計上の公正価値を基礎とし、権利確定期間にわたって定額法により費用計上しております。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当社の役員報酬に関する方針及び体系については、過半数の社外取締役及び社外監査役（常勤監査役を除く。）で構成される人事報酬委員会にて討議され取締役会への答申を経て決定されております。また、役員報酬の水準については、外部サーベイデータ等を参照し、会社業績を反映できる内容になっているかどうか、市場競争力を確保できる内容及び水準になっているかを勘案し、人事報酬委員会にて討議を経た上で決定されております。人事報酬委員会は、取締役、執行役員、その他同委員会が指定する重要な従業員の評価及び報酬等の決定方法、個人別の評価及び報酬等について決議し、取締役会に答申しております。

人事報酬委員会は、原則として年1回開催するものとされておりますが（人事報酬委員会規程第5条）、当事業年度では以下のとおり招集・開催されております。

開催日	討議・決議内容
2023年4月27日	2023年5月1日付 取締役・執行役員人事及び組織変更の件（決議） 人事報酬委員会規程改訂の件（決議） その他
2023年5月11日	執行役員選任について（報告・協議） 取締役・執行役員人事について（決議） 人事報酬委員会規程の改訂について（決議）
2023年5月25日	2023年6月21日付け就任の新任取締役の固定報酬及び変動報酬について（決議） 取締役・執行役員評価について（報告）
2023年6月12日	取締役及び執行役員の2022年度評価について（報告） 譲渡制限付株式の割当について（決議） 2023年度 取締役の固定報酬及び変動報酬について（決議） 取締役及び執行役員の管掌業務について（決議）
2023年6月21日	2023年度人事報酬委員会開催日程について（報告） 取締役の管掌変更について（決議）
2023年7月26日	2023年度取締役の固定報酬の件（決議）
2023年9月27日	執行役員選任について（報告・協議） 社外取締役選任状況について（報告） 組織人事について（決議）
2023年11月27日	執行役員人事について（報告） 社外取締役選任状況について（報告） その他
2024年1月17日	執行役員選任について（報告・協議）
2024年2月20日	執行役員選任について（報告・協議）
2024年3月27日	取締役候補者選任の件（報告・協議） 代表取締役の異動の件（報告・協議）

（5）【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS会計基準」という。)に準拠して作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRS会計基準に基づいて連結財務諸表等を適切に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、同機構や監査法人等が主催するセミナーに参加しております。

また、IFRS会計基準に基づく適正な連結財務諸表等を作成するために、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準に関する情報を把握するとともに、IFRS会計基準に準拠するための社内マニュアル等を整備し、それらに基づく会計処理を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産			
現金及び現金同等物	16, 27	17,169	20,416
売上債権	8, 9	829	1,416
営業貸付金	8, 9, 16, 27, 29	68,709	104,656
受益権	8, 9, 16, 27, 29	30,848	31,660
預け金	8, 9, 16, 27, 29	142	130
未収入金	8, 9, 16	26	450
その他の金融資産	8, 9, 10, 16, 27, 29	1,100	1,328
その他の資産	11	1,415	1,521
有形固定資産	12	1,209	2,806
のれん	13	24,464	24,464
無形資産	13, 27	2,701	2,452
繰延税金資産	25	0	45
資産合計		148,616	191,351
負債			
預り金	8, 9, 16	7,407	4,618
リース負債	8, 9, 17, 28	830	602
社債	8, 9, 16, 28, 29	-	2,900
借入債務	8, 9, 16, 28, 29	62,730	93,815
引当金	18	209	207
未払法人所得税		7	420
その他の金融負債	8, 9, 14, 27	43,094	44,296
その他の負債	15	1,228	2,137
繰延税金負債	25	372	401
負債合計		115,881	149,398
資本			
資本金	19	3,471	3,471
資本剰余金	19, 21	8,684	17,888
自己株式	19	838	712
利益剰余金	19, 20	21,448	21,364
親会社の所有者に帰属する持分		32,765	42,012
非支配持分		30	58
資本合計		32,735	41,953
負債・資本合計		148,616	191,351

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	5, 22	22,601	20,405
営業費用			
金融費用	23	3,563	3,736
販売費及び一般管理費	21, 23	13,876	13,082
その他の費用	23	917	1,245
営業費用合計		18,357	18,064
その他の収益・費用			
その他の収益		61	134
その他の費用	24	186	146
その他の収益・費用合計		124	12
税引前利益		4,119	2,327
法人所得税費用	25	1,316	838
当期利益		2,802	1,488
当期利益の帰属			
親会社の所有者		2,821	1,517
非支配持分		18	28
当期利益		2,802	1,488
1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)			
基本的(円)	26	79.64	39.43
希薄化後(円)	26	79.40	39.36

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期利益		2,802	1,488
当期包括利益		2,802	1,488
当期包括利益の帰属			
親会社の所有者		2,821	1,517
非支配持分		18	28
当期包括利益		2,802	1,488

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	合計		
2022年4月1日残高		3,471	8,903	1,236	20,750	31,889	11	31,877
当期利益		-	-	-	2,821	2,821	18	2,802
当期包括利益合計		-	-	-	2,821	2,821	18	2,802
自己株式の処分	19	-	178	313	-	135	-	135
配当金	20	-	-	-	2,123	2,123	-	2,123
新株予約権	21	-	4	-	-	4	-	4
譲渡制限付株式報酬	21	-	35	84	-	48	-	48
所有者との取引額合計		-	219	398	2,123	1,944	-	1,944
2023年3月31日残高		3,471	8,684	838	21,448	32,765	30	32,735

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	合計		
2023年4月1日残高		3,471	8,684	838	21,448	32,765	30	32,735
当期利益		-	-	-	1,517	1,517	28	1,488
当期包括利益合計		-	-	-	1,517	1,517	28	1,488
自己株式の処分	19	-	41	72	-	30	-	30
配当金	20	-	-	-	1,601	1,601	-	1,601
新株予約権	21	-	25	-	-	25	-	25
譲渡制限付株式報酬	21	-	7	53	-	61	-	61
子会社の支配獲得に伴う変動	6, 19	-	9,263	-	-	9,263	-	9,263
所有者との取引額合計		-	9,204	125	1,601	7,728	-	7,728
2024年3月31日残高		3,471	17,888	712	21,364	42,012	58	41,953

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		4,119	2,327
減価償却費及び償却費		1,231	1,306
回収サービス資産等償却費		299	272
減損損失		2	16
受取利息		220	889
FVTPLの金融商品から生じる利得又は損失(は利得)		2,294	1,301
支払利息		541	532
貸付債権流動化関連収益		3,606	2,361
売上債権の増減額(は増加)		178	572
営業貸付金の増減額(は増加)	27	5,013	4,708
受益権の増減額(は増加)	27	1,373	2,364
預け金の増減額(は増加)	27	6	12
未収入金の増減額(は増加)		0	220
その他の金融資産の増減額(は増加)	27	6	139
その他の資産の増減額(は増加)		201	1,156
預り金の増減額(は減少)		3,755	2,791
引当金の増減額(は減少)		0	0
その他の金融負債の増減額(は減少)	27	85	44
その他の負債の増減額(は減少)		108	579
その他		167	513
小計		2,320	3,943
利息の受取額		891	1,421
利息の支払額		394	496
法人所得税の支払額		1,323	405
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,495	3,425
投資活動によるキャッシュ・フロー			
無形資産の取得による支出	27	620	663
子会社の支配獲得による収入	6, 28	-	1,208
その他		91	1
投資活動によるキャッシュ・フロー		712	544
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)	28	6,900	12,380
流動化に伴う借入債務の増減額(は減少)	28	0	0
社債の発行による収入	28	-	700
社債の償還による支出	28	-	300
長期借入による収入	28	6,500	16,500
長期借入金の返済による支出	28	2,800	20,949
リース負債の返済による支出	28	656	630
ストック・オプションの行使による収入		135	30
配当金の支払額	20	2,123	1,601
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,846	6,128
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		5,063	3,247
現金及び現金同等物の期首残高		22,232	17,169
現金及び現金同等物の期末残高	27	17,169	20,416

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

SBIアルヒ株式会社（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であり、登記されている本社の住所は、東京都港区六本木一丁目6番1号であります。当社の連結財務諸表は、2024年3月31日を期末日とし、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）に対する持分により構成されております。当社グループは、住宅金融事業を主要事業として事業活動を行っております。事業の内容については、「5. 事業セグメント」に記載しております。

また、当社グループの親会社はSBIノンバンクホールディングス株式会社であり、最終的な親会社はSBIホールディングス株式会社であります。

2. 作成の基礎

(1) IFRS会計基準に準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第93条の規定により、IFRS会計基準に準拠して作成しております。

なお、連結財務諸表は、2024年6月21日に代表取締役社長CEO兼COO 伊久間 努及び最高財務責任者である執行役員CFO兼COO 花田 信彦によって承認されております。

(2) 表示通貨

連結財務諸表の表示通貨は当社の機能通貨である円であり、特に注釈のない限り、百万円未満を切り捨てにより表示しております。

(3) 見積り及び判断の利用

IFRS会計基準に準拠した連結財務諸表の作成において、経営者は、他の情報源から直ちに明らかにならない資産及び負債の帳簿価額について、見積り、判断及び仮定の設定を行う必要があります。見積り及びそれに関する仮定は、関係が深いと思われる過去の経験及びその他の要素に基づいております。実績はこれらの見積りと異なる場合があります。

見積り及び基礎となる仮定は継続的に見直しており、会計上の見積りの修正は、修正した期間のみ影響を与える場合は修正が行われた当該期間に認識し、修正した期間及び将来の期間の双方に影響を及ぼす場合には当該期間及び将来の期間で認識しております。

以下は将来に関する主要な仮定及び報告期間末における見積りの不確実性の要因となる主な事項であり、これらは当連結会計年度及び翌連結会計年度以降に資産や負債の帳簿価額に対して重大な調整をもたらすリスクを含んでおります。

また、のれん及び金融商品の評価等において、将来の不確実性を織り込んでおりますが、事後的な結果との間に乖離が生じる可能性があります。

(a) のれんの評価

当社グループが計上するのれんについては、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。当該回収可能価額は、使用価値に基づき算定しております。使用価値は経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。成長率は資金生成単位が属する市場又は国の長期平均成長率を勘案して決定しております。当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額は、24,464百万円（前連結会計年度は24,464百万円）であります。

(b) 金融商品の公正価値

当社グループが保有する金融商品のうち住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権（配当受領権）は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下「FVTPLの金融資産」という。）に分類しており、公正価値の評価においては、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しております。金融資産の公正価値の算定方法については「8. 金融商品の公正価値（1）公正価値の算定方法」に記載しております。

将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用するCPR、CDRについては、外部第三者機関の公表データを参照して見積っております。但し、一部のパッケージローンについては、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

これについて、当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額は、受益権として計上した金額のうち、7,148百万円（前連結会計年度は6,623百万円）であります。

(4) 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

IFRS会計基準		新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	重要な（significant）会計方針ではなく、重要性がある（material）会計方針の開示を要求する改訂
IAS第8号	会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬	会計方針と会計上の見積りとの区別を明確化
IAS第12号	法人所得税	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化 経済協力開発機構（OECD）が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税制から生じる法人所得税に対する企業のエクスポージャーの開示を要求する改訂
IFRS第17号	保険契約	保険契約に関する会計処理の改訂 IFRS第17号とIFRS第9号の適用開始時の比較情報に関する改訂

上記基準書の適用による当社グループの連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

(5) 公表済で未発効の新設及び改訂されたIFRS会計基準

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、2025年3月期に適用される基準による当社グループの連結財務諸表に対する重要な影響はありません。また、2025年3月期に適用される新基準以外の未適用の新基準適用による当社グループの連結財務諸表に対する影響は検討中であり、現時点では合理的に見積ることはできません。

IFRS会計基準		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IAS第1号	財務諸表の表示	2024年1月1日	2025年3月期	負債の流動又は非流動への分類に関する要求事項を明確化 特約条項付の長期債務に関する情報の開示を要求する改訂
IFRS第16号	リース	2024年1月1日	2025年3月期	セール・アンド・リースバック取引の取引後の会計処理を明確化
IAS第7号 IFRS第7号	キャッシュ・フロー計算書 金融商品：開示	2024年1月1日	2025年3月期	サプライヤー・ファイナンス契約が企業の負債及びキャッシュ・フローに与える影響及び流動性リスクに対する企業のエクスポージャーに与える影響を財務諸表利用者が評価できるようにする情報を開示
IFRS第10号 IAS第28号	連結財務諸表 関連会社及び共同 支配企業に対する 投資	未定	未定	投資者とその関連会社又は共同支配企業との間の資産の売却又は拠出に係る会計処理の改訂
IFRS第18号	財務諸表における 表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	損益計算書における比較可能性の改善、経営者が定義した業績指標の透明性の向上、財務諸表における情報のより有用なグルーピング

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

(a) 子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。また、支配とは、投資先に対するパワー、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利、並びに投資者のリターンの額に影響を及ぼすように投資先に対するパワーを用いる能力の全ての要素を有している場合をいいます。子会社の財務諸表は、支配開始日から支配喪失日までの間、連結財務諸表に含まれます。子会社の会計方針は、当社グループが適用する会計方針と整合させるため、必要に応じて変更しております。

グループ内の債権債務残高及び取引、並びにグループ内取引によって発生した未実現損益は、連結財務諸表の作成に際して消去しております。

子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、原則として親会社の所有者と非支配持分に帰属させております。

(b) 企業結合

当社グループは、企業結合に対して「取得法」を適用しております。企業結合時に移転した対価は、当社グループに移転した資産、被取得企業の旧所有者に対する当社グループの負債、そして当社グループが発行した資本持分の当社グループの支配獲得日（以下、取得日）の公正価値の合計として測定しております。

取得日において、識別可能な取得した資産及び引受けた負債は、主に以下を除き、取得日における公正価値で認識しております。

- ・繰延税金資産（又は繰延税金負債）及び従業員給付契約に係る資産（又は負債）は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。

当社グループは、移転された対価と取得日時時点で測定した被取得企業の非支配持分の金額の合計から、取得日時における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額を控除した額としてのれんを測定しております。

当社グループは、非支配持分を公正価値で測定するか、又は被取得企業の識別可能な純資産の比例持分で測定するかを、取得日に個々の企業結合ごとに選択しております。

負債又は資本性金融商品の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は、発生時に費用処理しております。

段階的に支配が達成される企業結合の場合、当社グループが以前に保有していた被取得企業の持分は取得日の公正価値で再評価され、発生した利得又は損失があれば純損益に認識しております。

全ての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合（共通支配下の取引）については、被結合企業の資産及び負債の帳簿価額を引き継ぐ処理を行っております。

(c) 支配の喪失を伴わない持分の変動

支配を喪失しない持分の変動は、資本取引として処理しております。当社グループの持分及び非支配持分の帳簿価額は、子会社に対する持分の変動を反映して調整され、「非支配持分を調整した金額」と「支払対価又は受取対価の公正価値」との差額は、資本に直接認識し、親会社の所有者に帰属します。

(d) 支配の喪失

当社グループが投資の処分により子会社の支配を喪失する場合、処分損益は「受取対価の公正価値及び残存持分の公正価値の合計」と「子会社の資産（のれんを含む。）、負債及び非支配持分の従前の帳簿価額」との差額として算定し、純損益として認識しております。

子会社について、従前にその他の包括利益で認識されていた金額は、当社グループが関連する資産又は負債を直接処分した場合と同様に処理しております。

(2) 外貨

個々のグループ企業がそれぞれの財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。取得原価で測定されている外貨建貨幣性資産及び負債は期末日において、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定されている外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。再換算によって発生した為替差額は、純損益として認識しております。但し、公正価値で測定しその変動をその他の包括利益として認識する金融商品の再換算により発生した為替差額及び特定の為替リスクをヘッジするための取引に関する為替差額は純損益から除いております。

(3) 金融商品

(a) 認識

金融資産及び金融負債は、当社グループが金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産及び金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。FVTPLの金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下「FVTPLの金融負債」という。）を除き、金融資産の取得及び金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算又は金融負債の公正価値から減算しております。FVTPLの金融資産及びFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(b) 分類及び測定

1) 非デリバティブ金融資産

金融資産は、管理している事業モデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性により、（ ）償却原価で測定される金融資産、（ ）その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下「FVTOCIの金融資産」という。）、（ ）純損益を通じて公正価値で測定される金融資産（以下「FVTPLの金融資産」という。）に分類しております。

）償却原価で測定される金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローを回収する目的のみで保有する負債性金融資産については、償却原価で測定される金融資産に分類しております。当初認識後、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

）FVTOCIの金融資産

その契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に係る利息の支払いのみで構成され、かつ当社グループが契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方を目的として保有する負債性金融資産については、FVTOCIの金融資産に分類しております。当連結会計年度において該当ありません。

）FVTPLの金融資産

償却原価で測定される金融資産及びFVTOCIの金融資産に分類されない全ての金融資産はFVTPLの金融資産に分類しております。当初認識後、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。当初認識時の取引費用は発生時に純損益として認識しております。また、金融資産からの利息及び配当金については、純損益として認識しております。

2) 非デリバティブ金融負債

当社グループはデリバティブ以外の金融負債として、借入債務及び預り金等を有しており、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に全て移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産に対する留保持分及び関連して支払う可能性がある負債を認識いたします。また当社グループは、金融負債が消滅した場合、つまり、契約上の義務が免責、取消し又は失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。

(d) 金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ、純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(e) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しております。当社グループは、各報告日において、信用リスクの変化を勘案し、変化した場合には金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。但し、売上債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っております。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻入しております。なお、連結財務諸表に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

当社グループでは、営業債権及び契約資産とそれ以外の債権に区分して貸倒引当金を算定しております。いずれの債権についても、その全部又は一部について回収ができず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行とみなしております。

また、支払遅延の原因が一時的な資金需要によるものではなく、債務者の重大な財政的困難等に起因するものであり、債権の回収可能性が特に懸念されるものであると判断された場合には、信用減損が発生しているものと判定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

(f) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物とは、手許現金、要求払預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。

(4) リース

借手

当社グループは、契約の開始時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループは、リースの開始日に、使用权資産とリース負債を認識しております。使用权資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び除去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加え、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定しております。

当初認識後、使用权資産は、開始日から使用权資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却しております。

リース負債は、実効金利率による償却原価で測定しております。リースの計算利率が容易に算定できない場合は、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利率を割引率として使用しております。

当社グループは、連結財政状態計算書において、投資不動産の定義を満たさない使用权資産を「有形固定資産」又は「無形資産」に含めて表示しております。

なお、当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについては、使用权資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

(5) 有形固定資産

(a) 認識及び測定

有形固定資産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接付随する費用及び、資産除去債務の当初見積額が含まれます。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却費

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

有形固定資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	減価償却方法
建物	3～44年	定額法
建物附属設備	8～15年	定額法
工具器具及び備品	3～15年	定額法
使用権資産	2～5年	定額法

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、報告期間末ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(6) のれん及び無形資産

(a) 企業結合により取得したのれん及び無形資産

企業結合により生じたのれんは連結財政状態計算書上、のれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1)連結の基礎 (b)企業結合」に記載しております。企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で当初認識しております。

無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、個別に取得した無形資産と同様に、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。また、耐用年数を確定できないものについては、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

(b) その他の無形資産（個別に取得した無形資産）

当社グループが取得したその他の無形資産は、有限の耐用年数が付されたものについては、取得価額から償却累計額を控除して測定しております。

(c) 償却

無形資産の償却は、有限の耐用年数が付されたものについては、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数にわたり、定額法によって純損益で認識しております。

無形資産の主な見積耐用年数は次のとおりであります。

資産の種類	見積耐用年数	償却方法
ソフトウェア	5年	定額法
使用権資産（注1）	5年	定額法
サービシング業務受託権	17年	（注2）
回収サービス資産	28年	（注2）

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、報告期間末ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

（注）1．使用権資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、ソフトウェアの一部について、セール・アンド・リースバック取引により、使用権資産に振替計上し、これについては、従来からの償却方法を継続適用しております。

2．サービシング業務受託権及び回収サービス資産については回収予定期間における回収見込額に応じて償却しております。

(7) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、報告期間末ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない又はまだ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。

減損損失は、資産又は資金生成単位内の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずはその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

(8) 株式に基づく報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として、持分決済型のストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

(a) スtock・オプション

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

ストック・オプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーション等を用いて算定しております。

(b) 譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬は、報酬付与日における公正価値によって見積り、付与日から権利確定期間にわたって費用として連結損益計算書において認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(9) 従業員給付

当社グループでは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しており、当連結会計年度に純損益で認識した確定拠出型年金制度の拠出は100百万円（前連結会計年度は99百万円）であります。

(10) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的債務又は推定的債務を現在の債務として負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を使用し、現在価値に割り引いております。

(11) 収益

当社グループでは、IFRS第9号に基づく金融収益を除き、IFRS第15号による以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

- ステップ1：顧客との契約を識別する
- ステップ2：契約における履行義務を識別する
- ステップ3：取引価格を算定する
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する
- ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

(a) サービシング・フィー売上

当社グループの住宅金融事業では、債権管理回収に係るサービシング・フィー等は、サービシング業務提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該サービシング業務提供時点で収益を認識しております。

IFRS第9号に基づき認識される収益は以下のとおりであります。

(b) オリジネーション・フィー売上

当社グループの住宅金融事業では、住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

(c) 貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、もはや認識しない部分に配分された帳簿価額とその対価との差額を、譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

(12) 法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成され、企業結合から生じる税金、及びその他の包括利益又は直接資本で認識される項目から生じる税金を除き、純損益で認識しております。当期税金は税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定し、税額の算定においては、期末日に制定又は実質的に制定されている税率及び税法を使用しております。

繰延税金資産は、将来減算一時差異、繰越欠損金について、将来の課税所得により使用できる可能性が高い範囲内で認識しております。また、繰延税金資産は期末日に回収可能性の見直しを実施しております。

但し、繰延税金資産は、企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異には認識しておりません。

繰延税金負債は、以下の一時差異を除き、原則として将来加算一時差異について認識しております。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない取引における資産又は負債の当初認識から生じる一時差異
- ・のれんの当初認識から生じる将来加算一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、一時差異の解消時期をコントロールすることができ、予測可能な将来に当該一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金資産及び負債は、期末日に制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、当該資産が実現される又は負債が決済される時点において適用されると予測される税率を用いて測定しております。

繰延税金資産及び負債は、当該税金資産及び負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合に相殺しております。

なお、取引時に同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引から発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

(13) 資本金

普通株式は、資本及び資本剰余金に計上しております。新株の発行に直接帰属する付随費用（税効果考慮後）は、発行価額の割合に応じて資本金及び資本剰余金から控除しております。

(14) 1株当たり情報

当社グループは、親会社の所有者に帰属する基本的1株当たり当期利益及び希薄化後1株当たり当期利益を開示しております。基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しております。希薄化後1株当たり当期利益は、全ての希薄化効果のある潜在的普通株式による影響について、親会社の所有者に帰属する当期純損益及び自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数を調整することにより算定しております。

(15) セグメント報告

事業セグメントとは、当社グループ内の他の構成単位との取引に関連する収益及び費用を含む、収益を稼得し費用を発生させる事業活動に従事する当社グループの構成単位の一つであります。全ての事業セグメントの業績の成果は、個別にその財務諸表が入手可能であり、かつ、各セグメントへの経営資源の配分及び業績の評価を行うために、当社の取締役会が定期的にレビューしております。当社の取締役会に報告されるセグメントの業績の成果は、セグメントに直接帰属する項目及び合理的な理由に基づき配分することができる項目を含んでおります。

4. 表示方法の変更

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度において、「その他の金融資産」に含めていた「受益権」は、金額的重要性が増したことで、より明瞭に当社グループの財政状態を表示することを目的として、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、「その他の金融資産」に表示していた31,948百万円は、「受益権」30,848百万円、「その他の金融資産」1,100百万円として組替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の金融資産の増減額」に含めていた「受益権の増減額」は、金額的重要性が増したことで、より明瞭に当社グループの財政状態を表示することを目的として、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の金融資産の増減額」に表示していた1,367百万円は、「受益権の増減額」1,373百万円、「その他の金融資産の増減額」6百万円として組み替えております。

5. 事業セグメント

(1) 一般情報

当社グループの事業内容は、長期固定金利の「フラット35」をはじめ、変動金利や固定選択型住宅ローンの貸付、回収及びこれに付帯する各種保険の販売等の住宅金融事業であり、区分すべき事業セグメントが存在しないため、報告セグメントは単一となっております。

(2) サービスに関する情報

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
融資実行業務	8,829	39.1	7,503	36.8
ファイナンス業務	6,260	27.7	4,542	22.3
債権管理回収業務	3,065	13.6	3,132	15.4
保険関連業務	3,220	14.2	3,452	16.9
その他業務	1,224	5.4	1,774	8.7
合計	22,601	100.0	20,405	100.0

(3) 地域に関する情報

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、記載を省略しております。

(4) 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客からの売上収益の合計は3,448百万円であります。

6. 企業結合

当社は、2023年12月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の親会社であるSBIノンバンクホールディングス株式会社(以下、SBIノンバンクホールディングス)の完全子会社であるSBIエステートファイナンス株式会社(以下、SBIエステートファイナンス)を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、本株式交換)を行いました。本株式交換の概要は以下のとおりです。

(1) 本株式交換完全子会社となった企業の名称及び説明

名称	SBIエステートファイナンス
事業の内容	資金の貸付業務、保証業務、不動産の売買及び賃貸、並びにそれらの仲介

(2) 株式交換による効力発生日

2023年12月1日

(3) 株式交換により取得した株式及び株数

SBIエステートファイナンス株式会社 普通株式 2,235株

(4) 支払獲得方法

株式交換

(5) 企業結合の目的

住宅関連業界における市場環境の急速な変化や競争の激化等の中で、更なる事業拡大に向けよりスピード感をもって取り組むため、当社は、SBIエステートファイナンスが保有する機能・サービスを通じたさまざまな顧客ニーズ起点での集客、SBIエステートファイナンスとその子会社が行う、不動産担保ローン、不動産リースバック、及び家賃保証等の事業収益を取り込むことによる収益源の多様化を目的として、SBIエステートファイナンスを完全子会社化いたしました。

(6)本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、効力発生日における取得資産並びに引受負債の金額

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、S B I エステートファイナンスを株式交換完全子会社とする株式交換。S B I エステートファイナンスの株主であるS B I ノンバンクホールディングスには、本株式交換の対価として、当社の普通株式を新たに発行し割当てました。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	S B I エステートファイナンス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	3,862
株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：8,631,570株	

株式交換比率の算定方法

当社は、独立した第三者算定機関の算定結果を参考に、当社及びS B I エステートファイナンスの財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し、S B I エステートファイナンス及びS B I ノンバンクホールディングスとの間で利害関係を有しないメンバーで構成される特別委員会から取得した答申書、並びにリーガルアドバイザーからの法的助言等を総合的に勘案し、S B I エステートファイナンスとの間で株式交換比率について慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換における交換比率は独立した第三者算定機関が算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主にとって不利益なものではないと判断いたしました。

効力発生日に引き継いだ資産及び負債

(単位：百万円)

現金及び現金同等物	1,208
営業貸付金	30,763
有形固定資産	1,681
その他	1,877
資産合計	35,530
社債	2,500
借入債務	23,106
その他	660
負債合計	26,266
識別可能な純資産の帳簿価額(注)	9,263

(注) 効力発生日の前日の帳簿価額で評価しております。

(7)子会社の取得による純キャッシュ・フロー

(単位：百万円)

	子会社の取得による純キャッシュ・フロー
現金及び現金同等物における取得対価	-
取得した子会社における現金及び現金同等物(注)	1,208
子会社の取得による純キャッシュ・フロー	1,208

(注) 本子会社化は共通支配下の企業結合に該当し、効力発生日前日の子会社の現金及び現金同等物の残高を受け入れております。

(8)グループ業績への企業結合による影響

企業結合日以降に被結合企業から生じた営業収益及び当期利益は、重要性がないため記載を省略しております。

また、当該企業結合が期首に行われたと仮定した場合の損益情報は、連結損益計算書に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

(9)取得関連費用

当連結会計年度において、本子会社化にかかる取得関連費用119百万円を販売費及び一般管理費として、費用処理しております。

7. 連結範囲の変更

2023年12月1日を効力発生日とする株式交換に伴い、SBIエーステートファイナンス株式会社並びにSBIエーステートファイナンス株式会社の完全子会社であるSBIスマイル株式会社及びSBIギャランティ株式会社を、当連結会計年度の連結財務諸表における連結範囲に含めております。

8. 金融商品の公正価値

(1) 公正価値の算定方法

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。なお、金融商品の公正価値の見積りにおいては、市場価値に基づく価額により見積っております。市場価格がない場合には、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、又はその他の適切な評価技法により見積っております。市場価格がない金融商品のうち受益権(配当受領権)については、繰上償還率(CPR)、デフォルト率(CDR)を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しており、レベル3に分類している受益権(配当受領権)については、繰上償還率(CPR)の見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

(a) 売上債権、未収入金

満期又は決済までの期間が短期であるため、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。

(b) 営業貸付金

債権の種類ごとに分類し、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(c) 預け金

将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法により、公正価値を見積っております。

(d) 受益権、預り金、その他の金融負債

満期又は決済までの期間が短期のものは、帳簿価額と公正価値はほぼ同額であります。満期又は決済までの期間が長期のものは、将来の返還期限を合理的に見積り、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法、若しくはファンドごと及び一定の期間ごとに区分し、その将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引く方法等により、公正価値を見積っております。当社グループが保有する金融商品のうち住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権（配当受領権）の公正価値の評価においては、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等についても一定の前提条件を設定しております。将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用するCPRについては外部第三者機関の公表データを参照して見積っており、レベル3に分類している受益権（配当受領権）については、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

(e) その他の金融資産

優先株式については、発行会社の財務予測に基づいたPER倍率等を用いて測定しており、投資事業有限責任組合への出資については、主として優先株式で構成される組合財産の公正価値を見積っております。

(f) 社債

一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。

(g) リース負債、借入債務

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、グループ企業の信用状態に大きな変動はないと考えられることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の借入等において想定される利率で割り引いて公正価値を見積っております。なお、短期間で決済されるリース負債、借入債務については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

(2) 金融商品の分類及び公正価値

(a) 金融資産の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
売上債権	-	829	829	829
営業貸付金	64,336	4,373	68,709	68,761
受益権	30,819	28	30,848	31,029
預け金	-	142	142	142
未収入金	-	26	26	26
その他の金融資産	427	672	1,100	1,077
合計	95,583	6,072	101,656	101,865

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融資産	償却原価で 測定される 金融資産	合計	
売上債権	-	1,416	1,416	1,416
営業貸付金	68,472	36,184	104,656	104,665
受益権	31,647	13	31,660	31,841
預け金	-	130	130	130
未収入金	-	450	450	450
その他の金融資産	308	1,019	1,328	1,268
合計	100,428	39,215	139,643	139,772

(b) 金融負債の分類及び公正価値は次のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
預り金	-	7,407	7,407	7,406
リース負債	-	830	830	830
借入債務	-	62,730	62,730	62,746
その他の金融負債	42,445	649	43,094	43,094
合計	42,445	71,617	114,063	114,078

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額			公正価値
	FVTPLの 金融負債	償却原価で 測定される 金融負債	合計	
預り金	-	4,618	4,618	4,617
リース負債	-	602	602	602
社債	-	2,900	2,900	2,900
借入債務	-	93,815	93,815	93,814
その他の金融負債	43,645	650	44,296	44,296
合計	43,645	102,586	146,231	146,229

(3) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

IFRS第13号「公正価値測定」は、公正価値の測定に利用するインプットの重要性を反映させた公正価値のヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することを要求しております。

公正価値のヒエラルキーは、以下のレベルとなっております。

- ・レベル1：活発な市場における同一資産・負債の市場価格
- ・レベル2：直接的又は間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット
- ・レベル3：観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値のヒエラルキーのレベルは、その公正価値の測定にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しております。また、レベル間の振替につきましては、振替を生じさせた事象又は状況の変化の日に認識しております。

金融資産及び金融負債の公正価値のヒエラルキーごとの分類は次のとおりであります。

(a) 連結財政状態計算書において公正価値で測定される金融資産及び金融負債

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
営業貸付金	-	57,713	6,623	64,336
受益権	-	24,196	6,623	30,819
その他の金融資産	-	-	427	427
金融資産合計	-	81,910	13,673	95,583
金融負債				
その他の金融負債	-	35,822	6,623	42,445
金融負債合計	-	35,822	6,623	42,445

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
営業貸付金	-	61,323	7,148	68,472
受益権	-	24,498	7,148	31,647
その他の金融資産	-	-	308	308
金融資産合計	-	85,822	14,606	100,428
金融負債				
その他の金融負債	-	36,496	7,148	43,645
金融負債合計	-	36,496	7,148	43,645

1) レベル3に分類される公正価値測定に関する情報

レベル3に分類される金融資産は、受益権（配当受領権）及び負債性金融商品への投資であります。受益権（配当受領権）については、繰上償還率（CPR）の見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。負債性金融商品のうち、優先株式については、発行会社の財務予測に基づいたPER倍率等を用いて測定しており、投資事業有限責任組合への出資については、主として優先株式で構成される組合財産の公正価値を見積った上で、その持分相当額を公正価値として測定しております。

2) レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高への調整表

レベル3に分類された金融商品の期首残高から期末残高までの変動は下記のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	営業貸付金	受益権	その他の金融 資産	その他の金融 負債
期首残高	3,871	3,871	443	3,871
購入	2,136	2,136	114	2,136
利得及び損失合計	1,553	1,553	91	1,553
純損益（注）	1,553	1,553	91	1,553
償還	939	939	39	939
期末残高	6,623	6,623	427	6,623
期末で保有する資産に関連する未実現損益の変動に起因する額	-	-	12	-

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	営業貸付金	受益権	その他の金融 資産	その他の金融 負債
期首残高	6,623	6,623	427	6,623
購入	1,400	1,400	59	1,400
利得及び損失合計	229	229	178	229
純損益（注）	229	229	178	229
償還	1,104	1,104	-	1,104
期末残高	7,148	7,148	308	7,148
期末で保有する資産に関連する未実現損益の変動に起因する額	-	-	23	-

（注）未実現損益の変動額であり、連結損益計算書の営業収益及びその他の費用に含めております。

3) 公正価値の評価技法及びインプット

レベル3に分類された受益権（配当受領権）の評価技法として、主に割引キャッシュ・フロー法を採用しております。その評価技法及びインプットは以下のとおりであります。

評価技法	観察可能なインプット		観察可能なインプットに対する調整	
	割引キャッシュ・フロー法	外部第三者機関の公表データ		過去実績等を勘案して合理的に見積った調整
2023年3月31日		2024年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日
7.05%～7.72%		6.59%～7.02%	2.78%～3.45%	3.48%～3.91%

観察可能でないインプットである繰上償還率（CPR）が上昇した場合、受益権（配当受領権）の公正価値は減少する関係にあります。

4) 感応度分析

レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれていません。

(b) 連結財政状態計算書において公正価値で測定されていない金融資産及び金融負債

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	829	-	829
営業貸付金	-	-	4,424	4,424
受益権	-	-	209	209
預け金	-	142	-	142
未収入金	-	26	-	26
その他の金融資産	-	649	-	649
金融資産合計	-	1,647	4,634	6,281
金融負債				
預り金	-	7,406	-	7,406
リース負債	-	830	-	830
借入債務	-	62,740	6	62,746
その他の金融負債	-	649	-	649
金融負債合計	-	71,626	6	71,632

なお、レベル間の振替を生じさせる事象又は状況は生じておりません。

当連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
売上債権	-	1,416	-	1,416
営業貸付金	-	32,112	4,080	36,193
受益権	-	-	194	194
預け金	-	130	-	130
未収入金	-	450	-	450
その他の金融資産	-	959	-	959
金融資産合計	-	35,069	4,275	39,344
金融負債				
預り金	-	4,617	-	4,617
リース負債	-	602	-	602
社債	-	2,900	-	2,900
借入債務	-	93,808	5	93,814
その他の金融負債	-	650	-	650
金融負債合計	-	102,578	5	102,584

なお、レベル間の振替を生じさせる事象又は状況は生じておりません。

評価プロセス

レベル3に分類している金融商品については、社内規定に基づき、公正価値を測定しております。対象となる金融商品のリスク、特徴及び性質を適切に反映できる評価技法とインプットを採用しております。

9. 金融リスク管理

当社グループは長期的かつ安定的な収益確保の観点から、金融リスク管理の重要性を認識し、適切なリスク管理体制を構築・運営しております。当社グループは信用リスク、流動性リスク、市場リスク等のリスクにさらされております。

当社グループはこれらのリスクに対処するため、リスク管理担当役員及びリスク管理部門を設置・運用しており、明文化されたリスク管理規程等の定めに基づき、各種リスク管理手続きを実施しております。特に、リスク管理の必要性が高い項目については、ERM委員会を適宜開催し、組織的なリスクの検証、対応策の検討を行った上で、取締役会にて承認を経る手続きを実施しております。

当社グループの金融リスクの状況及び管理方法は次のとおりであります。

(1) 信用リスク

(a) 信用リスクの概要

当社グループの信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスク」と定義しております。

信用リスクの主な管理対象は、当社グループの住宅金融事業の融資業務により生じる住宅ローン債権及び不動産担保ローン債権であります。住宅金融事業の主力商品である「フラット35」については、融資実行と同時に住宅金融支援機構へ債権が譲渡されるため、通常信用リスクは発生いたしません。その他の住宅ローン債権についても、原則として流動化・証券化の手法を用いて信用リスクの分離・軽減が施されており、一部の商品については、住宅金融支援機構による債務保証を受けることで信用補完を行っております。これらの住宅ローン債権は主に低金利かつ担保を付した比較的安全な債権であり、さらに融資対象者を全国の個人顧客とすることでリスク分散が図られております。

当社グループの主力商品である不動産担保ローンについては、不動産市況悪化による担保不動産価格の下落や融資先の業況悪化等により当社グループの経営成績及び財務状況に及ぼす可能性があります。当社グループは、貸付時に担保不動産の評価を保守的に見積るなど、厳格な審査及び途上与信管理に注力、適切な信用リスク・コントロールの確保等リスクの軽減に努めております。

(b) 信用リスクに対する最大エクスポージャーの程度

当社グループの信用リスクに対する最大エクスポージャーは連結財政状態計算書に表示される金融資産の帳簿価額であります。

(c) 担保とその他信用補完を評価・管理する政策と手続き

当社グループの保有する担保は、主力商品である住宅ローン及び不動産担保ローンの物的担保となる抵当権であり、当該抵当権の対象不動産の評価は社内及び証券化契約において設定した審査基準に基づいて行っております。担保提供者は主に住宅ローン債務者、不動産担保ローン債務者及び連帯保証人（以下、債務者等）であり、当該債務者等の属性についても上記審査基準を用いて適切な対象者であることを審査しております。当該抵当権は、一部の債権を除き、原則として第一順位の抵当権が設定されているため、債務者が債務不履行を起こした場合、目的物から優先的に弁済を受け取ることができます。

(d) 信用リスクの集中

1) 国家別信用リスクの集中

当社グループの営業活動が日本国内でのみ行われているため、信用リスクを有している金融資産の国家別信用リスクは、全額日本に対する信用リスクであります。

2) 格付け等級別の信用リスクの集中

当社グループは顧客に対して内部規定に従って信用度及び住宅の担保価値を評価して取引しており、各顧客に対する内部的な格付けを付与しないため、格付け等級別の記載は省略しております。

(e) 信用健全性

1) 信用リスク・エクスポージャー

営業貸付金

当社グループは、保険を付している金融資産に対しては住宅を担保として取引をすることによって信用管理をしております。また、格付け評価を通じた信用リスク管理は実施しておりません。

また、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、貸出条件を調整した金融資産はありません。

保険を付していない金融資産に対しては、延滞日数に応じた信用リスクを評価しております。なお、下記は担保の取得などにより回収が見込まれる金額を含んでおります。

営業貸付金の年齢分析内訳は次のとおりであります。

前連結会計年度末（2023年3月31日）

（単位：百万円）

延滞日数	12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	
		信用減損なし	信用減損あり
延滞なし	3,157	-	-
30日以下	14	-	-
60日以下	68	-	-
90日以下	-	86	-
90日超	-	-	386
帳簿価額（総額）	3,240	86	386
損失評価引当金	-	0	159
帳簿価額（償却原価）	3,240	86	226

当連結会計年度末（2024年3月31日）

（単位：百万円）

延滞日数	12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	
		信用減損なし	信用減損あり
延滞なし	28,886	-	-
30日以下	359	-	-
60日以下	81	-	-
90日以下	-	93	-
90日超	-	-	915
帳簿価額（総額）	29,327	93	915
損失評価引当金	-	-	405
帳簿価額（償却原価）	29,327	93	509

営業貸付金以外の債権等

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における、営業貸付金以外の債権等については、信用リスクが著しく増加していると判断したものはなく、その帳簿価額に対する信用リスクに重要性はありません。

2) 損失評価引当金の増減

前連結会計年度の損失評価引当金の増減は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	
		信用減損なし	信用減損あり
期首残高	-	0	108
再測定（純額）	-	-	-
新規認識による増加	-	0	51
認識の中止による減少 （直接償却含む）	-	0	-
振替による増減	-	-	-
期末残高	-	0	159

当連結会計年度の損失評価引当金の増減は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	12ヶ月の予想信用損失	全期間の予想信用損失	
		信用減損なし	信用減損あり
期首残高	-	0	159
企業結合による増加	-	-	51
再測定（純額）	-	-	-
新規認識による増加	-	-	194
認識の中止による減少 （直接償却含む）	-	0	-
振替による増減	-	-	-
期末残高	-	-	405

(注) 企業結合につきましては、「6. 企業結合」をご参照ください。

3) 担保権の実行等によって取得した資産

前連結会計年度中及び当連結会計年度中に担保権の実行等によって取得した金融資産や非金融資産としてIFRS会計基準の認識基準を満たしている資産はありません。

(2) 流動性リスク

当社グループは流動性リスク管理の主管部署として財務部を設置し、財務部は当社グループの主力商品である住宅ローン及び当該住宅ローンの前提となるつなぎ融資に必要な融資実行資金を確保するため、金融機関からの銀行借入枠の設定や資金調達を目的とした流動化・証券化のスキームの組成を行っております。財務部は予測したキャッシュ・フローと実際のキャッシュ・フローを観察し、適切な時期に銀行借入及び債権流動化を行うことで流動性リスクを管理しております。

(a) 流動性リスクの概要

1) 流動性リスクの定義

当社グループの流動性リスクとは、「当社グループの財務内容の悪化等により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達が余儀なくされることにより損失を被るリスク」と定義しております。

2) 流動性リスクの発生要因

当社グループの住宅金融事業では、住宅ローンの融資実行が日々行われるため、日々資金調達が生じる一方、融資実行によって生じた貸付債権を住宅金融支援機構に譲渡した際の譲渡代金の入金日が毎月一定日に定められているため、資金調達日と入金日の相違が流動性リスクの発生要因となります。

3) 日次ベースでの流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、財務部において必要な資金データの収集を行い、3営業日先までの資金需要を予測し、手元流動性の減少が予想される場合には、取引先から借入等を行うことで手元流動性を維持しております。

4) 中長期での流動性リスク管理及び対処方法

当社グループは、中長期事業計画を定期的に検討することで、将来の流動性リスクの分析を行うとともに、定期的にERM委員会を開催しております。

5) 取引金融機関との契約

当社グループは、流動性リスクの軽減を目的として、金融機関との間でコミットメントライン契約、タームローン契約、当座貸越契約及び債権流動化契約等の流動性を補完するための契約を締結しておりますが、それらの契約には、財務制限条項が付されております。

(b) 金融負債の種類別の満期分析

金融負債の満期分析は次のとおりであります。

前連結会計年度（2023年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以下	1年超過5年以下	5年超過	合計
預り金	7,392	15	-	7,407
リース負債	596	233	-	830
借入債務	37,880	15,864	8,985	62,730
社債	-	-	-	-
その他の金融負債	649	-	-	649
合計	46,518	16,113	8,985	71,617

当社グループが締結しているコミットメントライン契約及び当座貸越契約の未使用残高は50,400百万円であります。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以下	1年超過5年以下	5年超過	合計
預り金	4,605	13	-	4,618
リース負債	392	167	41	602
借入債務	53,315	39,456	1,042	93,815
社債	2,100	800	-	2,900
その他の金融負債	707	-	-	707
合計	61,121	40,436	1,084	102,642

当社グループが締結しているコミットメントライン契約及び当座貸越契約の未使用残高は44,900百万円であります。

(3) 市場リスク

当社グループの市場リスクとは、「金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフバランスを含む）の価値が変動し、損失を被るリスク」と定義しております。

当社グループの市場リスクの主な管理対象は貸付債権及び受益権（配当受領権）であります。これらの金融資産のほとんどは流動化・証券化された長期固定金利の住宅ローン債権及びそれに裏付けられた受益権であります。この場合、貸付先である顧客から回収する利息と資金調達先に当たる投資家へ支払う配当はともに固定金利であり、金利のミスマッチによる市場リスクは限定されております。一方で、当社グループが保有する流動化・証券化されていない一部の住宅ローン債権については、市場金利の急激な変動により金融機関からの調達金利が大きく上昇した場合には、損失を被る可能性があります。

なお、当社グループの有利子負債のうち、一部は変動金利であり、他の全ての変数が一定であると仮定した上で、金利が1%上昇した場合の連結損益計算書の税引前利益に与える影響は、以下のとおりであります。

(金利感応度分析)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)
税引前損益への影響額(は減少額)	400	688

(4) 金融資産の譲渡

当社グループは貸付債権の流動化取引を行っております。流動化取引の主なものは、住宅金融事業により認識した住宅ローン債権の流動化取引であります。当社グループは、資金調達を目的として住宅ローン債権を金融機関に譲渡し、現金及び譲渡した債権に対する受益権(配当受領権)を取得いたします。

これらの流動化において組成されたストラクチャード・エンティティの投資家は、当該ストラクチャード・エンティティの保有する資産に対してのみ遡及でき、当社グループの他の資産に対しては遡及できません。当社グループは、これらの組成されたストラクチャード・エンティティへの契約外の支援の提供及び潜在的な支援の合意を行っておらず、流動化に関連するこれらの組成されたストラクチャード・エンティティに対する関与の主な内容は、受益権の保有、流動性補完、限定的な信用補完の提供、債権の回収代行及び回収代行に係る手数料の受取であります。

・認識が中止された金融資産の譲渡

当社グループは住宅ローン債権を非連結のストラクチャード・エンティティ等に譲渡しております。当連結会計年度において認識が中止された住宅ローン債権の譲渡による譲渡利益は2,352百万円(前連結会計年度は3,745百万円)、うち、全体の認識が中止された住宅ローン債権の譲渡による譲渡利益は989百万円(前連結会計年度は1,517百万円)であります。

なお、認識の中止を行った金融資産に対する継続的関与から生じる損失のエクスポージャーは、「29. 他の企業への関与(3)ストラクチャード・エンティティ」に記載した損失の最大エクスポージャーに含まれております。

・認識の中止となるわけではない金融資産の譲渡

認識の中止の要件を満たさない方法で譲渡された金融資産及び関連する負債に関する帳簿価額と、譲渡資産に関連する負債が譲渡資産のみに遡求権を有している場合の公正価値は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(2023年3月31日)

(単位：百万円)

譲渡資産の帳簿価額	42,452
関連する負債の帳簿価額	42,451

(譲渡資産のみに遡及権を有する負債に関する金融資産及び金融負債の公正価値)

譲渡資産の公正価値	42,453
関連する負債の公正価値	42,452
正味ポジション(純額)	1

譲渡資産と関連する負債の主な差額は、流動化に当たり当社グループが保有している劣後持分でありませ

当連結会計年度（2024年3月31日）

	（単位：百万円）
譲渡資産の帳簿価額	43,594
関連する負債の帳簿価額	43,593
（譲渡資産のみに遡及権を有する負債に関する金融資産及び金融負債の公正価値）	
譲渡資産の公正価値	43,595
関連する負債の公正価値	43,594
正味ポジション（純額）	1

譲渡資産と関連する負債の主な差額は、流動化に当たり当社グループが保有している劣後持分でありま
す。

10. その他の金融資産

当社グループのその他の金融資産の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2023年3月31日）	当連結会計年度 （2024年3月31日）
立替金	8	71
差入保証金	664	871
その他	427	385
合計	1,100	1,328

11. その他の資産

当社グループのその他の資産の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2023年3月31日）	当連結会計年度 （2024年3月31日）
前払費用	524	615
貯蔵品	13	18
未収還付消費税	8	3
その他	869	884
合計	1,415	1,521

12. 有形固定資産

有形固定資産の現況

有形固定資産の取得原価の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	土地	建物及び 建物附属設備	工具器具 及び備品	車両運搬具	使用権資産	その他	合計
2022年4月1日	-	155	155	3	2,719	197	3,230
取得	-	18	45	-	245	13	323
売却又は処分(注1)	-	2	1	3	28	1	36
その他	-	-	-	-	-	-	-
2023年3月31日	-	171	199	-	2,936	209	3,517
取得	558	168	19	6	337	4	1,095
企業結合による取得	915	379	13	3	91	10	1,413
売却又は処分(注1)	17	18	5	1	265	21	329
その他	41	24	-	-	-	-	65
2024年3月31日	1,415	676	227	8	3,099	203	5,630

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	土地	建物及び 建物附属設備	工具器具 及び備品	車両運搬具	使用権資産	その他	合計
2022年4月1日	-	17	29	0	1,511	107	1,666
売却又は処分(注1)	-	0	0	0	24	0	26
減価償却費	-	17	28	0	580	38	664
減損損失(注2)	-	2	0	-	-	-	2
その他	-	-	-	-	-	-	-
2023年3月31日	-	36	58	-	2,067	145	2,307
売却又は処分(注1)	-	7	3	0	188	5	205
減価償却費	-	69	31	0	586	23	712
減損損失(注2)	-	7	2	-	-	-	9
その他	-	0	-	-	-	-	0
2024年3月31日	-	105	87	0	2,465	164	2,824

(注) 1. 売却又は処分

前連結会計年度及び当連結会計年度における売却又は処分の増減は、主にリース期間満了による使用権資産の増減であります。

2. 当社拠点の統廃合により、建物附属設備、工具器具及び備品について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、前連結会計年度は2百万円、当連結会計年度は9百万円の減損損失を営業費用のその他の費用に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、その価値を零としております。

有形固定資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	土地	建物及び 建物附属設備	工具器具 及び備品	車両運搬具	使用権資産	その他	合計
2022年4月1日	-	137	125	2	1,207	90	1,563
2023年3月31日	-	135	141	-	869	63	1,209
2024年3月31日	1,415	570	139	7	633	39	2,806

13. 無形資産

(1) のれんを含む無形資産の現況

のれんを含む無形資産の取得原価の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	ソフトウェア	使用権資産	サービシング 業務受託権	回収サービス 資産(注1)	のれん	その他	合計
2022年4月1日	2,984	2,323	1,119	3,178	24,464	-	34,069
取得	645	-	-	8	-	-	654
売却又は処分	-	0	-	-	-	-	0
その他	16	-	-	-	-	-	16
2023年3月31日	3,613	2,323	1,119	3,186	24,464	-	34,707
取得	598	-	-	12	-	-	610
企業結合による取得	22	-	-	-	-	0	23
売却又は処分	0	0	-	-	-	-	0
その他	8	-	-	-	-	-	8
2024年3月31日	4,224	2,323	1,119	3,199	24,464	0	35,331

のれんを含む無形資産の償却累計額及び減損損失累計額の増減は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

償却累計額 及び 減損損失累計額	ソフトウェア	使用権資産	サービシング 業務受託権	回収サービス 資産(注1)	のれん	その他	合計
2022年4月1日	1,577	2,294	334	2,468	-	-	6,674
売却又は処分	-	-	-	-	-	-	-
償却費(注2)	538	28	123	175	-	-	866
減損損失(注3)	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-
2023年3月31日	2,115	2,322	457	2,644	-	-	7,540
売却又は処分	0	-	-	-	-	-	0
償却費(注2)	594	0	112	160	-	-	867
減損損失(注3)	6	-	-	-	-	-	6
2024年3月31日	2,716	2,323	570	2,805	-	-	8,414

のれんを含む無形資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	ソフトウェア	使用権資産	サービシング 業務受託権	回収サービス 資産(注1)	のれん	その他	合計
2022年4月1日	1,406	29	784	709	24,464	-	27,394
2023年3月31日	1,497	0	661	542	24,464	-	27,166
2024年3月31日	1,508	-	549	394	24,464	0	26,917

- (注) 1. 貸付債権流動化時に計上した回収サービス資産であります。
2. 償却費は、連結損益計算書上、「金融費用」及び「販売費及び一般管理費」に含めて表示しております。
3. ソフトウェアの一部について、住宅金融事業での一部の業務プロセスの見直しにより、今後の使用見込みがなくなった資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した結果、当連結会計年度は6百万円の減損損失を営業費用のその他の費用に計上しております。
なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、その価値を零としております。

(2) のれんの帳簿価額等の内訳

企業結合で生じたのれんは、全て住宅金融事業に係るものであります。

のれん及び無形資産の減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。使用価値は経営者が承認した事業計画と成長率を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。事業計画は原則として5年を限度としており、業界の将来の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報及び内部情報に基づき作成しております。成長率は資金生成単位が属する市場又は国の長期平均成長率を勘案して決定しております。使用した成長率は、前連結会計年度においては0.0%、当連結会計年度においては0.7%であります。また、使用価値の測定で使用した税引前割引率は、前連結会計年度においては12.1%、当連結会計年度においては11.6%であります。

なお、住宅金融事業の使用価値は帳簿価額を十分に上回っており、使用価値の算定の基礎とした主要な仮定である税引前割引率、成長率、融資実行件数及び融資実行単価を含む事業計画について合理的な範囲で変動があった場合にも、使用価値が帳簿価額を下回ることはないと考えております。

14. その他の金融負債

当社グループのその他の金融負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
仕入債務	113	118
未払金	513	497
その他(注)	42,467	43,679
合計	43,094	44,296

(注) その他の主な内訳は、継続的関与を有している資産に対する留保持分に関連する負債であります。

15. その他の負債

当社グループのその他の負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
未払費用	696	1,237
未払消費税等	65	84
その他租税債務	68	163
前受収益	-	232
前受金	397	410
その他	1	10
合計	1,228	2,137

16. 有利子負債

(1) 社債及び借入債務の内訳

当社グループの社債及び借入債務の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	平均利率(注1)	返済期限(注2)
短期借入金	18,000	0.3%	-
1年内返済予定の長期借入金	20,000	0.6%	-
長期借入金(注3)	24,724	0.5%	2023年～2058年
1年内償還予定社債	-	-	-
社債	-	-	-
流動化に伴う借入債務(注5)	6	-	2023年～2029年
合計	62,730	-	-

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2024年3月31日)	平均利率(注1)	返済期限(注2)
短期借入金	47,870	0.7%	-
1年内返済予定の長期借入金	5,540	0.9%	-
長期借入金(注3)	40,398	0.6%	2025年～2058年
1年内償還予定社債	2,100	0.9%	-
社債(注4)	800	0.5%	2025年～2029年
流動化に伴う借入債務(注5)	5	-	2024年～2029年
合計	96,715	-	-

(注) 1. 平均利率は、各連結会計年度末残高に対する表面利率の加重平均であります。

2. 返済期限は、各連結会計年度末残高に対する返済期限であります。

3. 長期借入金の主な増加要因は、2023年12月1日を効力発生日とするSBIエーステートファイナンスとの株式交換に伴い引き継いだ借入債務であります。

4. 社債の主な増加要因は、2023年12月1日を効力発生日とするSBIエーステートファイナンスとの株式交換に伴い引き継いだ社債であります。

5. 流動化に伴う借入債務は、債権の流動化を通じて調達した資金を計上したものであり、証券化した貸付債権のうち、金融資産の認識を中止せず当社グループの資産として認識しているものに対応する部分を負債として認識しております。

(2) 担保差入資産

該当事項はありません。

(3) 財務制限条項

前連結会計年度（2023年3月31日）

当社の有利子負債に付されている財務制限条項

当社の有利子負債の一部には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

- 1) 2018年3月期決算以降の各決算期末及び第2四半期末の連結純資産の金額を、2017年3月期末の連結純資産の金額の75%及び直前の決算期末又は第2四半期末の連結純資産の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- 2) 2018年3月期決算以降の連結営業損益（営業収益から営業費用の金額を控除したもの）が2期連続で損失とならないようにすること。

当連結会計年度（2024年3月31日）

当社の有利子負債に付されている財務制限条項

当社の有利子負債の一部には財務制限条項が付されており、主な内容は次のとおりであります。

- 1) 2018年3月期決算以降の各決算期末及び第2四半期末の連結純資産の金額を、2017年3月期末の連結純資産の金額の75%及び直前の決算期末又は第2四半期末の連結純資産の金額の75%のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- 2) 2018年3月期決算以降の連結営業損益（営業収益から営業費用の金額を控除したもの）が2期連続で損失とならないようにすること。

当社グループはこの条項を遵守しております。

17. リース

(借手側)

当社グループでは、建物附属設備、コンピューター及びソフトウェア、事務用機器、通信機器等を賃借しております。

上記の契約については、借手がリースを延長するオプション又は解約するオプションが付されております。リース開始日において、当該オプションを考慮の上、合理的に確実である期間を見積り、当該期間におけるリース料をリース負債の測定に含めております。リースを延長するオプション及び解約するオプションは、いずれも、その行使の可能性を每期見直しております。この見直しによる財務上の影響は、当連結会計年度において軽微であります。

なお、当社グループにおいては、変動リース料及び契約しているにもかかわらず、まだ開始していないリースはありません。また、残価保証を含む契約に重要性はありません。

リースに係る損益の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
使用権資産の減価償却費		
建物附属設備	541	573
工具器具及び備品	37	9
車両運搬具	1	3
ソフトウェア	28	0
合計	609	586
リース負債に係る支払利息	8	7
少額資産のリースに係る費用	4	3

使用権資産の帳簿価額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2023年 3月 31日	2024年 3月 31日
使用権資産		
建物附属設備	794	628
工具器具及び備品	71	0
車両運搬具	3	5
ソフトウェア	0	-
合計	869	633

使用権資産の増加額は、前連結会計年度は245百万円であり、当連結会計年度は423百万円であります。

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、前連結会計年度は669百万円であり、当連結会計年度は630百万円であります。

リース負債の満期分析については、注記「9.金融リスク管理(2)流動性リスク」に記載しております。

18. 引当金

(1) 引当金の構成内訳

当社グループの引当金の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
資産除去債務	209	207
合計	209	207

(2) 資産除去債務

当社グループの資産除去債務の変動内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	197	209
期中増加額	13	4
企業結合による増加額	-	14
割引計算の期間利息費用	0	0
目的使用による減少	1	21
期末残高	209	207

法令又は契約に基づき、賃貸借契約を締結した時点で主に賃借建物の原状回復義務に係る費用の見積額を計上しております。これらの原状回復に係る費用の金額や主に耐用年数に基づく支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

19. 資本及びその他の資本項目

(1) 資本金

当社の発行可能株式総数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
普通株式		
期首	140,000,000	140,000,000
期中増加	-	-
期末	140,000,000	140,000,000

当社の発行済株式総数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
発行済株式総数(注1)		
期首	36,080,600	36,080,600
期中増加(注2)	-	8,631,570
期中減少	-	-
期末	36,080,600	44,712,170

また、上記の発行済株式総数に含まれる自己株式数は次のとおりであります。

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
自己株式数		
期首	769,460	520,860
期中増加(注3)	7,700	8,200
期中減少(注4)	256,300	86,900
期末	520,860	442,160

- (注) 1. 当社の発行する株式は、全て権利内容に何ら限定のない無額面の普通株式であり、発行済株式は全額払込済みとなっております。
2. 当連結会計年度の期中増加は、2023年12月1日付で当社を株式交換完全親会社とし、SBIエーステートファイナンス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換に伴う新株式発行による増加であります。
3. 前連結会計年度及び当連結会計年度の期中増加は、譲渡制限付株式割当契約による無償取得であります。
4. 前連結会計年度及び当連結会計年度の期中減少は、ストック・オプション制度の行使及び譲渡制限付株式報酬制度の譲渡制限付株式割当契約に対する自己株式の割り当てによる減少であります。

(2) 剰余金

(a) 資本剰余金

会社法では、株式の発行に対しての払込みの2分の1以上を資本金に組み入れ、残りは資本剰余金に含まれる資本準備金に組み入れることが規定されております。資本準備金は株主総会の決議により、資本金に組み入れることができます。

(b) 利益剰余金

会社法では、剰余金の配当として支出する金額の10分の1を、資本準備金及び利益剰余金に含まれる利益準備金の合計額が資本金の4分の1に達するまで、資本準備金又は利益準備金として積み立てることが規定されております。積み立てられた利益準備金は、欠損填補に充当できます。また、株主総会の決議をもって、利益準備金を取り崩すことができます。

20. 配当金

配当金の支払額は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 百万円	1株当たり配当額 円	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	1,059	30	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月14日 取締役会	普通株式	1,064	30	2022年9月30日	2022年12月16日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 百万円	1株当たり配当額 円	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	888	25	2023年3月31日	2023年6月23日
2023年11月7日 取締役会	普通株式	712	20	2023年9月30日	2023年12月11日

配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 百万円	1株当たり配当額 円	基準日	効力発生日
2023年6月21日 定時株主総会	普通株式	888	25	2023年3月31日	2023年6月23日

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

決議	株式の種類	配当金の総額 百万円	1株当たり配当額 円	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	885	20	2024年3月31日	2024年6月25日

21. 株式に基づく報酬

当社は、ストック・オプション制度及び譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。その内容については以下のとおりであります。

(1) スtock・オプション制度の内容

ストック・オプション制度は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的としております。ストック・オプションは、当社の株主総会において承認された内容に基づき、当社の取締役会決議により付与しております。

ストック・オプション制度は、持分決済型の株式報酬として会計処理しております。

ストック・オプション制度の概要は、以下のとおりであります。

	付与数(株)	付与対象者	付与日	割当日	行使期間	権利確定条件
第2回	519,000	当社グループの取締役及び従業員	2015年7月22日	2015年7月22日	2018年3月31日～2025年3月31日	(注1、2、3)
第3回	253,000	当社グループの取締役及び従業員	2016年8月31日	2016年8月31日	2019年3月31日～2026年3月31日	(注1、3)
第4回	230,800	当社グループの取締役及び従業員	2016年7月29日	2016年7月29日	2019年3月31日～2026年3月31日	(注1、2、3)
第5回	451,400	当社グループの取締役及び従業員	2017年6月29日	2017年6月29日	2020年3月31日～2027年3月31日	(注1、3)
第6回	294,100	当社グループの取締役及び従業員	2017年6月29日	2017年6月29日	2020年3月31日～2027年3月31日	(注1、2、3)
第8回	264,000	当社グループの取締役及び従業員	2018年8月30日	2018年8月31日	2020年7月1日～2028年3月31日	(注1、2)
第9回	86,000	当社グループの従業員	2018年8月31日	2018年8月31日	2020年8月11日～2028年3月31日	(注1、2)
第10回	86,000	当社グループの従業員	2019年8月30日	2019年8月30日	2021年8月9日～2029年3月31日	(注1、2)
第11回	86,000	当社グループの従業員	2020年9月30日	2020年9月30日	2022年8月28日～2030年3月31日	(注1、2)

(注) 1. 割当日以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ(1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。)計5回にわたり権利が確定します。

2. 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時点において、当社グループの役員又は従業員であることを要します。但し、会社都合による退職、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。

3. 2017年10月13日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの数及び加重平均行使価格

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	株式数	加重平均行使価格	株式数	加重平均行使価格
	株	円	株	円
期首未行使残高	906,200	1,376	663,800	1,526
付与	-	-	-	-
行使	195,100	693	44,900	684
失効	47,300	2,081	56,700	1,689
期末未行使残高	663,800	1,526	562,200	1,577
期末行使可能残高	621,200	1,509	551,400	1,575

(注) 1. 期中に行使されたストック・オプションの権利行使時点の加重平均株価は、前連結会計年度において1,139円、当連結会計年度において887円であります。

2. 期末時点で未行使のストック・オプションの行使価格の範囲は、前連結会計年度末500円から2,274円、当連結会計年度末500円から2,274円であります。

3. 期末時点で未行使のストック・オプションの加重平均残存期間は、前連結会計年度において1.8年、当連結会計年度において1.0年であります。

(3) ストック・オプションの公正価値及び仮定

前連結会計年度、当連結会計年度に付与されたストック・オプションはありません。

(4) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

譲渡制限付株式報酬制度は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。付与対象者は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たり、当社と付与対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、付与対象者は、当社の取締役会が予め定める期間中、継続して、当社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役又は使用人のいずれかの地位にあったこと、付与対象者は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることとしております。

付与対象者である取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額1億円以内としております。また、これらの各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定されます。

譲渡制限付株式報酬制度は、持分決済型の株式報酬として会計処理しております。

(5) 譲渡制限付株式の数及び公正価値

譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
付与日	2022年7月22日	2023年7月20日
付与対象者	当社グループの取締役及び従業員	当社グループの取締役及び従業員
付与した株式の数(数)	61,200	42,000
付与日の公正価値(円)	981	1,009
譲渡制限期間	2022年7月22日から2025年7月21日	2023年7月20日から2026年7月19日

(注) 任期満了又は定年、その他の正当な理由により退任又は退職した場合の譲渡制限期間は1年であります。

(6) 株式報酬費用

連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれている株式報酬費用計上額は35百万円(前連結会計年度は43百万円)であります。

22. 営業収益

(1) 収益の分解

当社グループの前連結会計年度及び当連結会計年度の営業収益の分解表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
融資実行業務		
オリジネーション・フィー売上(注1)	8,829	7,503
融資実行業務計	8,829	7,503
ファイナンス業務		
貸付債権流動化関連収益(注1)	3,745	2,352
受取利息(注2)	220	889
FVTPLの金融商品から生じる利得又は損失	2,294	1,301
ファイナンス業務計	6,260	4,542
債権管理回収業務		
サービシング・フィー売上	3,065	3,132
債権管理回収業務計	3,065	3,132
保険関連業務		
保険関連収益	3,220	3,452
保険関連業務計	3,220	3,452
その他	1,224	1,774
営業収益合計	22,601	20,405
顧客との契約から認識した収益	7,511	8,359
その他の源泉から認識した収益	15,090	12,046
営業収益合計	22,601	20,405

(注) 1. オリジネーション・フィー売上及び貸付債権流動化関連収益は、FVTPLの金融商品から生じるものであります。

2. 営業収益の受取利息は、償却原価で測定される金融資産から生じるものであります。

(2) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約負債の内訳は以下のとおりであります。契約負債は、主に顧客からの前受金であります。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	2022年4月1日	2023年3月31日
顧客との契約から生じた債権	438	456
契約負債	358	397

(注) 当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は358百万円であります。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	2023年4月1日	2024年3月31日
顧客との契約から生じた債権	456	457
契約負債	397	596

(注) 当連結会計年度に認識された収益について、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は397百万円であります。

23. 営業費用

営業費用の内訳は次のとおりであります。

(1) 金融費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
金融費用		
支払利息(注)	371	418
債権譲渡手数料	466	280
保険関連費用	2,273	2,620
証券化関連原価	70	43
回収サービス資産等償却費	299	272
その他	82	100
金融費用合計	3,563	3,736

(注) 金融費用の支払利息は、償却原価で測定される金融負債から生じるものであります。

(2) 販売費及び一般管理費

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
人件費	4,283	4,347
広告宣伝費	648	585
支払手数料	5,640	4,820
使用料	1,406	1,368
減価償却及び償却費	1,231	1,306
租税公課	396	370
その他	269	282
販売費及び一般管理費合計	13,876	13,082

(3) その他の費用

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
減損損失(注)	2	16
その他	915	1,229
その他の費用合計	917	1,245

(注) 減損損失の内容は、前連結会計年度については注記「12.有形固定資産」を当連結会計年度については注記「12.有形固定資産」、「13.無形資産」をご参照ください。

24. その他の費用

その他の費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払利息	170	114
その他	16	32
その他の費用合計	186	146

25. 法人所得税費用及び繰延税金

(1) 法人所得税費用

(a) 法人所得税費用の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期法人所得税費用	786	735
繰延法人所得税費用	529	103
法人所得税費用合計	1,316	838

(b) 法定実効税率と実際負担税率との差異について原因となった主要な項目の内訳は次のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
永久差異	0.1	1.9
税額控除	0.0	0.0
その他	1.4	3.5
実際負担税率	32.0	36.0

(注) 当社は、主に法人税、住民税及び損金算入される事業税を課されており、これらを基礎として計算した前連結会計年度及び当連結会計年度における適用税率は30.6%となっております。

(2) 繰延税金

(a) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
回収サービス資産	72	77
未払事業税	7	48
前払費用	42	42
未払費用	67	70
回収サービス資産償却費	344	344
営業貸付金	-	202
減損損失	22	11
その他	150	164
繰延税金資産合計	707	962
繰延税金負債		
営業貸付金	7	-
無形資産	48	40
長期預け金	21	22
長期借入金	126	94
受益権	817	1,068
その他	57	92
繰延税金負債合計	1,079	1,318
繰延税金資産(負債)の純額	372	356

(b) 連結財政状態計算書上の繰延税金資産及び繰延税金負債は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産	0	45
繰延税金負債	372	401
純額	372	356

(c) 繰延税金資産を認識していない将来減算一時差異及び繰越欠損金

前連結会計年度(2023年3月31日)

繰延税金資産を認識していない金額については、将来減算一時差異が114百万円であり、税務上の繰越欠損金が124百万円であります。なお、金額は税額ベースで記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

繰延税金資産を認識していない金額については、将来減算一時差異が316百万円であり、税務上の繰越欠損金が177百万円であります。なお、金額は税額ベースで記載しております。

(d) 繰延税金負債が認識されていない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異

前連結会計年度(2023年3月31日)

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異は7百万円であります。なお、金額は税額ベースで記載しております。

当連結会計年度(2024年3月31日)

繰延税金負債を認識していない子会社に対する投資に関する将来加算一時差異は238百万円であります。なお、金額は税額ベースで記載しております。

26. 1株当たり当期利益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益		
基本的	2,821	1,517
希薄化後	2,821	1,517

(単位：株)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
発行済普通株式の加重平均株式数	35,426,041	38,483,240
普通株式増加数 ストック・オプションによる増加	107,289	64,607
希薄化後の普通株式の加重平均株式数	35,533,330	38,547,847

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属)		
基本的	79.64	39.43
希薄化後	79.40	39.36

27. キャッシュ・フロー情報

キャッシュ・フローの補足情報は次のとおりであります。

(1) 現金及び現金同等物の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)	当連結会計年度 (2024年3月31日)
現金及び預金	17,169	20,416

(2) 債権流動化に関するキャッシュ・フローの表示

当社グループは、営業貸付金について債権流動化を行っております。連結財政状態計算書上の関連する勘定科目には債権流動化によるキャッシュ・フローを伴わない増減が以下のとおり含まれております。このため、連結キャッシュ・フロー計算書では、この影響を除いた形でキャッシュ・フローを表示しております。

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	(2022年3月31日)	(2023年3月31日)	増 減	債権流動化による キャッシュ・フローを 伴わない増減
営業貸付金	68,703	68,709	5	4,698
受益権	27,164	30,848	3,683	3,492
その他の金融資産	1,109	1,100	9	114
その他の金融負債	38,564	43,094	4,530	4,698

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	(2023年3月31日)	(2024年3月31日)	増 減	債権流動化による キャッシュ・フローを 伴わない増減
営業貸付金	68,709	104,656	35,947	1,142
受益権	30,848	31,660	812	2,302
その他の金融資産	1,100	1,328	228	59
その他の金融負債	43,094	44,296	1,201	1,142

28. 財務活動から生じた負債の変動

(1) 財務活動から生じた負債の変動

財務活動から生じた負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	短期借入金	1年内返済予定 の長期借入金	長期借入金	1年内償還 予定社債	社債	リース負債	流動化に伴 う借入債務	合計
2022年4月1日	24,900	2,800	38,073	-	-	1,249	6	67,030
キャッシュ・フ ロー（注1）	6,900	2,800	6,500	-	-	656	0	3,857
非資金変動								
連結範囲の変動	-	-	-	-	-	-	-	-
取得	-	-	-	-	-	237	-	237
償却（注2）	-	-	151	-	-	-	-	151
振替（注3）	-	20,000	20,000	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
2023年3月31日	18,000	20,000	24,724	-	-	830	6	63,560

（注）1. 短期借入金及び長期借入金は、キャッシュ・フロー計算書上、借入金からの受取額と借入金の返済額との純額
からなります。また、長期借入金には借入関連手数料の支払が一部含まれております。

2. 償却原価で測定しており、実効金利法による調整額であります。

3. 連結財政状態計算書において、報告期間後12ヶ月以内に決済が見込まれるため振替えたものであります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	短期借入金	1年内返済予定 の長期借入金	長期借入金	1年内償還 予定社債	社債	リース負債	流動化に伴 う借入債務	合計
2023年4月1日	18,000	20,000	24,724	-	-	830	6	63,560
キャッシュ・フ ロー（注1）	12,380	20,000	15,550	100	500	630	0	7,698
非資金変動								
連結範囲の変動 （注2）	17,490	2,422	3,194	1,400	1,100	70	-	25,677
取得	-	-	-	-	-	331	-	331
償却（注3）	-	-	48	-	-	-	-	48
振替（注4）	-	3,118	3,118	800	800	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
2024年3月31日	47,870	5,540	40,398	2,100	800	602	5	97,317

（注）1. 短期借入金、長期借入金及び社債は、借入金からの受取額と借入金の返済額との純額及び社債の発行による収
入と償還による支出との純額からなります。また、長期借入金には借入関連手数料の支払が一部含まれており
ます。

2. 「6. 企業結合」を参照ください。

3. 償却原価で測定しており、実効金利法による調整額であります。

4. 連結財政状態計算書において、報告期間後12ヶ月以内に決済が見込まれるため振替えたものであります。

(2)非資金取引

重要な非資金取引（現金及び現金同等物を使用しない投資及び財務取引）である持分の発行による企業の取得は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

S B I エステートファイナンスを完全子会社化するために実施した株式交換による株式の交付は、非資金取引に該当します。詳細は、「6.企業結合」をご参照ください。

29. 他の企業への関与

(1) 重要な子会社

当社グループの重要な子会社は次のとおりであります。

名称	所在地	事業セグメント	取得日	議決権の所有割合 又は出資比率(%)	
				前連結会計年度 (2023年3月31 日)	当連結会計年度 (2024年3月31 日)
アルヒRPAソリューションズ株式会社 (注)	日本	住宅金融事業	2019年3月	100%	100%
アルヒ不動産テクノロジーズ株式会社	日本	住宅金融事業	2019年11月	100%	100%
アルヒ住み替えコンシェルジュ株式会社	日本	住宅金融事業	2021年4月	70%	70%
SBIエステートファイナンス株式会社	日本	住宅金融事業	2023年12月	-	100%
SBIスマイル株式会社	日本	住宅金融事業	2023年12月	-	100%
SBIギャランティ株式会社	日本	住宅金融事業	2023年12月	-	100%

(注) 2024年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、アルヒRPAソリューションズ株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

(2) 当社グループの子会社に対する所有持分の変動

前連結会計年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

2023年12月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、当社の親会社であるSBIノンバンクホールディングス株式会社の完全子会社であるSBIエステートファイナンス株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。SBIエステートファイナンス株式会社、SBIスマイル株式会社及びSBIギャランティ株式会社は当社の連結子会社となりました。詳細は、「6. 企業結合」、「7. 連結範囲の変更」をご参照ください。

(3) ストラクチャード・エンティティ

当社は、資金調達を目的とした住宅ローン債権の証券化に際して利用するストラクチャード・エンティティに対し、議決権の付与とされていない受益権を保有しております。当該ストラクチャード・エンティティは支配の決定に際して議決権又は類似の権利が支配の決定的要因とならないように設計されており、第三者により運営を支配されたものであります。当該ストラクチャード・エンティティは優先受益権を発行し、投資家に売却することで資金を調達しております。

また、非連結のストラクチャード・エンティティとして、新規事業の開発及びその情報収集を主目的として当社グループが出資する投資ファンドがあります。当該ファンドは、リミテッドパートナーシップ形態のベンチャーファンドとして組成されており、当社は有限責任組合員として出資しています。

前連結会計年度及び当連結会計年度において、連結しているストラクチャード・エンティティはありません。非連結のストラクチャード・エンティティの前連結会計年度末における総資産は957,084百万円、当連結会計年度末における総資産は987,924百万円であり、非連結のストラクチャード・エンティティに関連して連結財政状態計算書上に認識した資産及び負債の表示科目及び帳簿価額、最大損失エクスポージャーは以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2023年3月31日)		当連結会計年度 (2024年3月31日)	
	帳簿価額	最大損失 エクスポージャー	帳簿価額	最大損失 エクスポージャー
営業貸付金	42,452	0	43,594	0
預け金	49	49	45	45
その他の金融資産	31,225	31,242	31,919	31,936
借入債務	6	-	5	-
その他の金融負債	42,445	-	43,588	-

営業貸付金の最大損失エクスポージャーは、関連する負債である借入債務との純ポジションとなっております。

なお、最大損失エクスポージャーは生じうる最大の損失額を示すものであり、ストラクチャード・エンティティに関与することにより見込まれる損失の金額を意味するものではありません。これらについては、契約上の義務なしに、非連結のストラクチャード・エンティティに対して財務的支援又はその他の重要な支援を提供する意図はありません。

30. 関連当事者

(1) 関連当事者間取引

当社グループは以下の関連当事者との取引を行っております。なお、当社と当社連結子会社との間の取引は、連結上相殺消去されており、注記には開示されていません。

前連結会計年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

関連当事者との関係	会社等の名称 又は氏名	取引の内容	取引金額（注1）	科目	未決済残高
役員	浜田 宏	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使 （注2）	55	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．第3回、第5回新株予約権（ストック・オプション）の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額欄は、当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連会社等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の 所有（被所有）割合 （%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	SBIノンバンクホールディングス株式会社	被所有 直接63.1%	役員の兼任	株式交換 （注1）	9,478	関係会社 株式	9,478
同一の親会社を持つ会社	新生信託銀行株式会社	-	債権譲渡等	住宅ローン 債権流動化 （注2）	26,320	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．株式交換につきましては、「3.重要性がある会計方針(1) 連結の基礎(b) 企業結合」及び「6.企業結合」をご参照ください。

（注）2．住宅ローン債権流動化につきましては、住宅ローン融資実行金額や市場金利を参考に、契約により決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

関連当事者との関係	会社等の名称 又は氏名	取引の内容	取引金額（注1）	科目	未決済残高
役員	吉村 猛	譲渡制限付株式の割当 （注2）	10	-	-
役員	勝屋 敏彦	譲渡制限付株式の割当 （注2）	20	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．譲渡制限付株式報酬制度に基づき、2023年6月21日開催の当社取締役会決議により割当てられた譲渡制限付株式であります。なお、取引金額については、2023年6月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,009円より算定しております。

(2) 経営幹部に対する報酬

経営幹部に対する報酬は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
短期報酬	185	203
株式に基づく報酬	45	47
合計	230	250

31. 偶発債務

該当事項はありません。

32. 重要な後発事象

該当事項はありません。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益(百万円)	4,604	8,870	14,562	20,405
税引前利益(百万円)	449	764	1,835	2,327
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益(百万円)	310	533	1,265	1,517
基本的1株当たり四半期(当期)利益(円)	8.74	15.00	34.61	39.43

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益(円)	8.74	6.26	19.00	6.08

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		17,085	16,803
売掛金	1	815	1,386
営業貸付金		26,186	34,147
貸付債権信託受益権		42	21
未収収益	1	15,905	15,450
預託金受益権		13,049	13,323
未収入金	1	29	251
その他	1	1,674	1,044
貸倒引当金		292	844
流動資産合計		74,495	81,583
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備		130	105
工具、器具及び備品		109	88
リース資産		91	5
その他		63	28
有形固定資産合計		394	228
無形固定資産			
のれん		14,272	13,022
ソフトウェア		1,485	1,480
リース資産		0	-
その他		661	549
無形固定資産合計		16,419	15,052
投資その他の資産			
関係会社株式		47	9,515
長期前払費用		89	54
差入保証金		659	787
繰延税金資産		737	931
その他		230	206
投資その他の資産合計		1,764	11,495
固定資産合計		18,578	26,776
資産合計		93,074	108,359

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部			
流動負債			
買掛金		113	118
短期借入金	2	18,000	27,000
1年内返済予定の長期借入金		20,000	3,173
リース債務		90	2
未払金	1	483	558
未払費用		629	976
未払法人税等		-	343
預り金		7,411	4,613
その他		455	501
流動負債合計		47,184	37,288
固定負債			
長期借入金		25,000	42,823
長期預り金		15	13
長期リース債務		1	3
資産除去債務		209	192
固定負債合計		25,226	43,031
負債合計		72,410	80,320
純資産の部			
株主資本			
資本金		6,000	6,000
資本剰余金			
資本準備金		1,510	10,988
その他資本剰余金		4,569	4,517
資本剰余金合計		6,079	15,506
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		9,056	6,905
利益剰余金合計		9,056	6,905
自己株式		819	683
株主資本合計		20,316	27,728
新株予約権		346	311
純資産合計		20,663	28,039
負債純資産合計		93,074	108,359

【損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	1	19,505	17,140
営業費用			
金融費用		3,388	3,374
販売費及び一般管理費	1, 2	14,935	13,968
営業費用合計		18,324	17,342
営業利益又は営業損失()		1,181	202
営業外収益			
受取利息	1	11	9
受取賃貸料	1	23	25
債権取立益		6	6
貸倒引当金戻入額		35	28
その他	1	59	122
営業外収益合計		135	191
営業外費用			
支払利息		49	33
支払報酬		2	2
投資事業組合運用損		13	23
その他		24	36
営業外費用合計		89	95
経常利益又は経常損失()		1,227	107
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 ()		1,227	107
法人税、住民税及び事業税		804	636
法人税等調整額		32	194
法人税等合計		771	442
当期純利益又は当期純損失()		455	549

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	6,000	1,510	4,765	6,275	10,724	10,724	1,225	21,774	373	22,148
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	2,123	2,123	-	2,123	-	2,123
当期純利益又は当期純損失（ ）	-	-	-	-	455	455	-	455	-	455
自己株式の処分	-	-	158	158	-	-	308	149	14	135
譲渡制限付株式報酬	-	-	37	37	-	-	97	60	-	60
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	12	12
当期変動額合計	-	-	196	196	1,667	1,667	405	1,457	26	1,484
当期末残高	6,000	1,510	4,569	6,079	9,056	9,056	819	20,316	346	20,663

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	6,000	1,510	4,569	6,079	9,056	9,056	819	20,316	346	20,663
当期変動額										
剰余金の配当	-	-	-	-	1,601	1,601	-	1,601	-	1,601
当期純利益又は当期純損失（ ）	-	-	-	-	549	549	-	549	-	549
自己株式の処分	-	-	51	51	-	-	139	87	11	75
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	3	3	-	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	23	23
子会社の支配獲得に伴う変動	-	9,478	-	9,478	-	-	-	9,478	-	9,478
当期変動額合計	-	9,478	51	9,426	2,150	2,150	136	7,411	35	7,375
当期末残高	6,000	10,988	4,517	15,506	6,905	6,905	683	27,728	311	28,039

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 5～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間20年の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっており、サービシング業務受託権については、見積耐用年数にわたって級数法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を個別に設定する定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

サービシング・フィー売上

債権管理回収に係るサービシング・フィー等は、サービシング業務提供時点において履行義務が充足されると判断しており、当該サービシング業務提供時点で収益を認識しております。

金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号）に基づき認識される収益は以下のとおりです。

オリジネーション・フィー売上

住宅ローン商品の融資実行に係る事務手数料等を貸付実行日、即ち、当該ローンの当初認識時に認識しております。

貸付債権流動化関連収益

金融資産の消滅に伴って、当社に残存することになる回収サービス権又は配当受益権の評価額を譲渡時に貸付債権流動化関連収益として認識しております。

(重要な会計上の見積り)

当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある、将来に関する仮定及び見積りの不確実性に関する情報は、以下のとおりであります。

1. のれんの評価

のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り償却期間20年の定額法で償却しており、期末残高については、減損の兆候の有無を每期確認しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額は、13,022百万円（前事業年度は14,272百万円）であります。

2. 債権譲渡に係る未収収益

住宅ローン債権の債権譲渡により生じた受益権（配当受益権）は、譲渡時に時価で未収収益として認識しており、時価の評価においては、繰上償還率（CPR）、デフォルト率（CDR）を将来キャッシュ・フローの見積りにおけるインプットとして使用し、割引率等について一定の前提条件を設定して行っております。

将来キャッシュ・フローの見積りのインプットとして使用するCPR、CDRについては、外部第三者機関の公表データを参照して見積っております。但し、当社の一部のパッケージローンについては、CPRの見積りにおいて、外部第三者機関の公表データに、過去実績等を勘案して合理的に見積った調整を反映しております。

これについて、当事業年度の財務諸表に計上した金額は、未収収益として計上した金額のうち、5,716百万円（前事業年度は5,278百万円）であります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

2016年 第3回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、執行役員 6名、従業員 3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 253,000株
付与日	2016年8月31日
権利確定条件	割当日(2016年8月31日)以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ(1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。)計5回にわたり権利が確定する。
権利行使期間	2019年3月31日から2026年3月31日まで

2017年 第5回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名、執行役員 6名、従業員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 451,400株
付与日	2017年6月29日
権利確定条件	割当日(2017年6月29日)以降の毎年3月31日において割り当てられた対象新株予約権が5分の1ずつ(1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。)計5回にわたり権利が確定する。
権利行使期間	2020年3月31日から2027年3月31日まで

(注)2017年10月13日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) 権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度（2024年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2016年 第3回新株予約権	2017年 第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前事業年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	12,200	46,800
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
未行使残	12,200	46,800

単価情報

権利行使価格 (円)	500	750
行使時平均株価 (円)	-	-

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する場合には、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を資本金及び資本準備金（資本剰余金）に振替えることとしております。

なお、新株予約権が失効した時は、失効に対応する額を失効が確定した会計期間に利益として処理します。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期金銭債権	1,173	665
短期金銭債務	4	1

2 当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
当座借越極度額及び コミットメントライン契約の総額	59,400	58,900
借入実行残高	9,000	17,000
借入未実行残高	50,400	41,900

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益	19	20
販売費及び一般管理費	50	19
受取利息	11	9
受取賃貸料	23	25
その他	2	2

2 販売費及び一般管理費

販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度41%、当事業年度37%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度59%、当事業年度63%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
従業員給与	2,789	2,693
退職給付費用	94	92
業務委託費	5,079	4,201
減価償却費	829	802
のれん償却額	1,250	1,250
貸倒引当金繰入額	52	456

(有価証券関係)

前事業年度(2023年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は47百万円)は、市場価格のない株式になります。

当事業年度(2024年3月31日)

関係会社株式(貸借対照表計上額は9,515百万円)は、市場価格のない株式になります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	7	38
未払費用	67	70
未払賞与	-	46
貸倒引当金	89	258
未収収益否認額	412	412
減損損失	22	15
資産除去債務	44	50
その他	93	38
繰延税金資産小計	737	931
繰延税金資産合計	737	931
繰延税金資産の純額	737	931

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
永久差異	0.3	41.3
のれん償却額	31.2	357.7
税額控除	0.0	0.0
その他	1.3	45.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	62.9	413.7

(収益認識関係)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載のとおりです。

(企業結合等関係)

連結財務諸表「6. 企業結合」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(重要な後発事象)

当社の業績連動報酬は、定量的な業績指標の達成率に応じて計算されます。定量的な業績指標は、事業規模の拡大と事業の収益率・効率性向上を目的として営業収益及び税引前利益を指標として選定しております。最終的な業績連動報酬は、各取締役及び執行役員の当期の定量的及び定性的な貢献度を基に代表取締役社長が調整し、人事報酬委員会での討議を経て取締役会で決定しております。

当事業年度の業績連動報酬につきましては、支給見込み額として67百万円を費用計上しておりますが、2024年5月28日開催の取締役会で最終的な業績連動報酬は34百万円に決定しました。このため、費用計上額と最終的な業績連動報酬額の差額32百万円は翌事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)に戻し入れいたします。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区 分	資産の 種 類	当期首 帳簿価額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物附属設備	130	13	8 (2)	29	105	52
	器具備品	109	17	2 (1)	36	88	120
	リース資産	91	4	77	13	5	18
	その他	63	4	16	23	28	164
	計	394	40	103 (3)	103	228	356
無形 固定資産	のれん	14,272	-	-	1,250	13,022	-
	ソフトウェア	1,485	589	6 (6)	587	1,480	-
	リース資産	0	-	0	0	-	-
	その他	661	-	-	112	549	-
	計	16,419	589	7 (6)	1,949	15,052	-

(注) 1.有形固定資産

建物附属設備及び器具備品の当期増加額は、主に支店に係る内装工事によるものであります。

リース資産の当期減少額は、リース契約解約によるものであります。

2.無形固定資産

ソフトウェアの当期増加額は、主に業務系システム関連ソフトウェアに係る設備投資によるものであります。

3.当期減少額の内書は、減損損失による減少であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	292	844	28	264	844

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替及び債権買戻による戻入れであります。

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載URL https://www.sbiaruhi-group.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、SBIノンバンクホールディングス株式会社であります。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第9期)(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月21日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年6月21日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
(第10期第1四半期)(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出
(第10期第2四半期)(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月13日関東財務局長に提出
(第10期第3四半期)(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月13日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2023年6月23日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
2023年9月13日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第6号の2(特定子会社に異動)の規定に基づく、本臨時報告書臨時報告書であります。
2023年11月13日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書
2023年6月21日関東財務局長に提出
- (6) 訂正有価証券届出書
2023年6月23日関東財務局長に提出
- (7) 発行登録書
2023年10月18日関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書
2023年11月13日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6 月21日

S B I アルヒ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 泰司
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	馬淵 直樹
--------------------	-------	-------

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B I アルヒ株式会社（旧社名アルヒ株式会社）の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、S B I アルヒ株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

1. 貸付債権流動化関連収益に反映される、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として認識される配当受領権の公正価値の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SBIアルヒ株式会社は住宅金融事業を行っているが、その主要な資金調達手段は、債権譲渡や住宅ローン債権の証券化である。住宅ローン債権の証券化取引には、金融機関によって組成されるストラクチャード・エンティティが利用されるが、当該ストラクチャード・エンティティは、住宅ローン債権の証券化に伴って対象住宅ローン債権に対する権利を受領権化する。この内、SBIアルヒ株式会社が取得する配当受領権は金融資産として当初認識され、公正価値で計上される。また、認識された配当受領権の公正価値は、貸付債権流動化関連収益に反映される。当該配当受領権は事後的に毎期、純損益を通じて公正価値で測定される。</p> <p>(1) 貸付債権流動化関連収益及び配当受領権 連結財務諸表注記「2. 作成の基礎(3) 見積り及び判断の利用」及び「8. 金融商品の公正価値」に記載のとおり、SBIアルヒ株式会社が取り扱っている住宅ローン商品のうち、フラット35との組み合わせにより融資する変動金利タイプのパッケージローン（以下、「パッケージローン」という。）の証券化に際してその他の金融資産として認識された配当受領権の一部は、その公正価値測定がレベル3に分類されている。当連結会計年度末残高は7,148百万円であり、連結財政状態計算書の資産合計の3.7%を占めている。また、連結財務諸表注記「22. 営業収益」に記載の当連結会計年度における貸付債権流動化関連収益のうち、パッケージローンにかかる配当受領権の公正価値が反映された金額は1,400百万円であり、連結損益計算書の営業収益の6.9%を占めている。</p> <p>(2) 貸付債権流動化関連収益に反映される配当受領権の公正価値の見積り 経営者はパッケージローンにかかる配当受領権の公正価値を測定する際に、住宅ローン債権の将来キャッシュ・フローの見積りにおける主なインプットとして以下の要素を使用している。 繰上償還率（CPR） デフォルト率（CDR） これらの要素のうち、CPRについての外部の第三者機関によって公表される観察可能なインプットに対する調整の見積りには、将来の不確実性に対する経営者の仮定及び判断が重要な影響を与えている。 当監査法人は、パッケージローンにかかる配当受領権残高及び貸付債権流動化関連収益の金額に重要性が高く、また配当受領権の公正価値の測定に係る経営者の判断及び見積りの影響が大きいことから、配当受領権の公正価値の見積りを監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、パッケージローンにかかる配当受領権の公正価値の見積りを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 配当受領権の公正価値の見積りに関するインプットが合理的に算定されることを確保するための社内における査閲と承認に係る内部統制の評価 内部統制の実施責任者への質問、証憑の査閲を実施することにより内部統制の整備・運用状況を評価した。 債権管理システムに関連するITによって自動化された内部統制については、当監査法人の内部のIT専門家を利用して、ユーザーアクセス管理、システム変更管理、及びシステム運用管理等のIT全般統制を評価した。また、システムに蓄積されたデータから作成される各種帳票の出力処理に関するIT業務処理統制を評価した。</p> <p>(2) 配当受領権の公正価値の見積りの合理性の評価 信託契約書の閲覧や役職者への質問等による証券化取引の経済的実態を理解するとともに、パッケージローンにかかる将来キャッシュ・フローに基づく公正価値の計算の再実施等を実施した。 パッケージローンにかかる将来キャッシュ・フローの見積りにおける主なインプットとして経営者により算定されたCPR、CDRの合理性について、実績の推移分析や、経営者が見積りの根拠の1つとして利用する外部第三者機関の公表データの客観性・正確性の検証を実施した。さらに、検証した公表データに対して必要な調整の程度に関する経営者の分析について、当監査法人の内部の金融商品専門家も利用して、調整として反映すべき値の算出方法及び算出結果の妥当性を評価した。 パッケージローンにかかる将来キャッシュ・フローの見積りにおける主なインプットであるCPRの見積りの変更の適時性について、実績及び外部第三者機関の公表データの推移分析や、当連結会計年度及び過年度に発生した事象との整合性の検証を実施し、当監査法人の内部の金融商品専門家も利用して評価した。また、当該会計上の見積りの変更の内容と金額が適切に開示されているかを評価した。</p>

2. のれんの評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SBIアルヒ株式会社は、買収目的会社であった前身のCSMホールディングス株式会社が、住宅ローン事業を営むSBIモーゲージ株式会社を買収し、完全子会社化した後、吸収合併、商号変更し、現在のSBIアルヒ株式会社となった。</p> <p>当連結会計年度の連結財政状態計算書において、のれん24,464百万円が計上されており、資産合計の12.8%を占めている。この全額が、CSMホールディングス株式会社がSBIモーゲージ株式会社を買収した際に計上された住宅ローン事業に係るのれんである。国際会計基準ではのれんは償却されず、減損の兆候が存在する場合、又は、減損の兆候がない場合でも年に一回は減損テストを実施しなければならない。</p> <p>連結財務諸表注記「2. 作成の基礎(3) 見積り及び判断の利用」及び「13. 無形資産」に記載のとおり、SBIアルヒ株式会社は、のれんの減損テストを実施するに当たり、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値に基づき算定している。経営者は使用価値を算定する際に、事業計画を基礎とする見積将来キャッシュ・フローにおける主なインプットとして以下の要素を使用している。</p> <p>融資実行件数及び融資実行単価 市場成長率 市場占有率</p> <p>また、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及びのれんを含む資金生成単位に固有のリスクを反映するように資本資産価格モデルを採用して算定された割引率を用いて、現在価値に割り引かれている。</p> <p>これらの要素の見積りには、将来の不確実性に対する経営者の仮定及び判断が重要な影響を与えている。</p> <p>当監査法人は、のれんの金額に重要性が高く、使用価値の算定に係る経営者の判断及び見積りの影響が大きいことから、のれんの評価を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、のれんの評価を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 使用価値の見積りの基礎となる事業計画の策定を含む、インプットが合理的に算定されることを確保するための社内における査閲と承認に係る内部統制の評価 内部統制の実施責任者への質問、証憑の閲覧、及びウォークスルーを実施することにより内部統制のデザイン及び業務への適用を評価した。</p> <p>(2) 使用価値の見積りの合理性の評価 事業計画の前提の合理性及び達成可能性について、平均的な過去の成長率との比較分析、過年度実績との差異分析等を実施することにより評価した。 融資実行件数及び融資実行単価、市場成長率、市場占有率といった主なインプットについて、経営者が実施している一定の不確実性を反映させた感応度分析の検討、追加的な不確実性を反映させた独自の感応度分析の検討、利用可能な外部の第三者機関が公表しているデータとの整合性の検討や過年度実績との比較検討を実施することにより評価した。 適用される割引率の合理性について、当監査法人のネットワーク・ファームの内部の公正価値評価専門家を利用して、評価目的、対象となっている事業を取り巻く環境、代替的な評価手法が持つ特徴、業種的な特性等を考慮し、割引率の算定方法として資本資産価格モデルを採用することの合理性、評価手法と整合した割引率になっているかどうか、及び、考慮されているプレミアムの水準が妥当かどうか等について評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、S B I アルヒ株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、S B I アルヒ株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月21日

S B I アルヒ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 泰司

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 馬淵 直樹

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているS B I アルヒ株式会社（旧社名アルヒ株式会社）の2023年4月1日から2024年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S B I アルヒ株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸付債権流動化関連収益に反映される、未収収益として認識される配当受領権の時価の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>SBIアルヒ株式会社は住宅金融事業を行っているが、その主要な資金調達手段は、債権譲渡や住宅ローン債権の証券化である。住宅ローン債権の証券化取引には、金融機関によって組成されるストラクチャード・エンティティが利用されるが、当該ストラクチャード・エンティティは、住宅ローン債権の証券化に伴って対象住宅ローン債権に対する権利を受領権化する。この内、SBIアルヒ株式会社が取得する配当受領権は未収収益として当初認識され、時価で計上される。また、認識された配当受領権の時価は、貸付債権流動化関連収益に反映される。</p> <p>(1) 貸付債権流動化関連収益及び配当受領権</p> <p>注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、SBIアルヒ株式会社が取り扱っている住宅ローン商品のうち、フラット35との組み合わせにより融資する変動金利タイプのパッケージローン（以下、「パッケージローン」という。）の証券化に際して未収収益として認識された配当受領権の一部は、時価の見積りにおいて外部の第三者機関が公表しているデータに対する調整を反映している。当事業年度末残高は5,716百万円であり、貸借対照表の資産合計の5.3%を占めている。また、当事業年度における貸付債権流動化関連収益のうち、パッケージローンにかかる配当受領権の時価が反映された金額は1,400百万円であり、損益計算書の営業収益の8.2%を占めている。</p> <p>(2) 貸付債権流動化関連収益に反映される配当受領権の時価の見積り</p> <p>経営者はパッケージローンにかかる配当受領権の時価を測定する際に、住宅ローン債権の将来キャッシュ・フローの見積りにおける主なインプットとして以下の要素を使用している。</p> <p>繰上償還率（CPR） デフォルト率（CDR）</p> <p>これらの要素のうち、CPRについての外部の第三者機関が公表しているデータに対する調整の見積りには、将来の不確実性に対する経営者の仮定及び判断が重要な影響を与えている。</p> <p>当監査法人は、パッケージローンにかかる配当受領権残高及び貸付債権流動化関連収益の金額に重要性が高く、また配当受領権の時価の測定に係る経営者の判断及び見積りの影響が大きいことから、配当受領権の時価の見積りを監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、パッケージローンにかかる配当受領権の時価の見積りを検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 配当受領権の時価の見積りに関するインプットが合理的に算定されることを確保するための社内における査閲と承認に係る内部統制の評価</p> <p>内部統制の実施責任者への質問、証憑の査閲を実施することにより内部統制の整備・運用状況を評価した。</p> <p>債権管理システムに関連するITによって自動化された内部統制については、当監査法人の内部のIT専門家を利用して、ユーザーアクセス管理、システム変更管理、及びシステム運用管理等のIT全般統制を評価した。また、システムに蓄積されたデータから作成される各種帳票の出力処理に関するIT業務処理統制を評価した。</p> <p>(2) 配当受領権の時価の見積りの合理性の評価</p> <p>信託契約書の閲覧や役職者への質問等による証券化取引の経済的実態を理解するとともに、パッケージローンにかかる将来キャッシュ・フローに基づく時価の計算の再実施等を実施した。</p> <p>パッケージローンにかかる将来キャッシュ・フローの見積りにおける主なインプットとして経営者により算定されたCPR、CDRの合理性について、実績の推移分析や、経営者が見積りの根拠の1つとして利用する外部第三者機関の公表データの客観性・正確性の検証を実施した。検証した公表データに対して必要な調整の程度に関する経営者の分析について、当監査法人の内部の金融商品専門家も利用して、調整として反映すべき値の算出方法及び算出結果の妥当性を評価した。</p> <p>パッケージローンにかかる将来キャッシュ・フローの見積りにおける主なインプットであるCPRの見積りの変更の適時性について、実績及び外部第三者機関の公表データの推移分析や、当事業年度及び過年度に発生した事象との整合性の検証を実施し、当監査法人の内部の金融商品専門家も利用して評価した。また、当該会計上の見積りの変更の内容と金額が適切に開示されているかを評価した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。